

桃山学院大学

総合研究所紀要

Vol.52 No.1 2026.7

（共同研究）

論 文

PBL 型授業における学生アシスタントの志望動機と支援実践 櫻 井 結 花 (1)

Changing Settlement Patterns in East Sumba, Indonesia:

From a Historical Anthropological Perspective KOIKE Makoto (13)

Economic Experiments for Active Learning in Higher Education YOSHIDA Keiko (37)

スチューデント・サクセスを基盤とした

アカデミック・アドバイジング体制に関する研究

——概念整理と米国大学の事例分析を中心に—— 高 良 要 多 (45)
藤 間 真

日本の香港向け特産物・伝統工芸品輸出の展開と課題 大 島 一 二 (61)
浜 口 夏 帆

近代日本の伝染病予防と内務省の衛生行政論

——窪田静太郎を手がかりとして—— 小 島 和 貴 (73)

論 文

フランスにおけるイスラーム系私立学校に対する国庫助成に関する考察

——1959 年私学助成法の理念について—— 橋 本 一 雄 (87)

研究ノート

帝国日本における異民族の排除と序列化の論理

——「日本人ファースト」の起源を考える—— 青 野 正 明 (107)

2025 年度研究所日誌 (121)



桃山学院大学総合研究所

〔共同研究：学生アシスタントと教職員の連携による教育効果〕

PBL 型授業における学生アシスタントの 志望動機と支援実践

櫻 井 結 花

要 旨

本研究の目的は、PBL (Project Based Learning) 型授業における学生アシスタントの志望動機および役割認識に着目し、それらがどのような学習支援実践として表出しているのかを明らかにすることである。対象は、本学経営学部における 2024 年度「プレップセミナー B」に参加した学生アシスタント (Student Assistants: 以下 SA) であり、アンケート調査 (n = 18) と半構造化インタビュー調査 (n = 5) を組み合わせた混合研究法を用いた。

アンケート結果から、SA の志望動機は自己成長や後輩支援といった内発的・利他的動機が中心であり、これらの動機を有する SA ほど、グループワーク支援への積極性や教員との関係構築に関して高い自己評価を示す傾向が確認された。さらに質的分析から、SA の支援実践は一様ではなく、「介入度」と「支援焦点」の二軸により、進捗重視型、内容重視型、関係促進型、関与抑制型という複数の支援スタイルとして整理できることが示された。

以上の結果は、SA の支援実践が介入の多さによって単純に評価されるものではなく、学習状況やグループの成熟度に応じた適切な介入の選択によって特徴づけられることを示唆する。本研究は、SA を単なる補助的存在としてではなく、学習支援の担い手として理論的・実践的に捉える視座を提供するものである。

第 1 章 はじめに

大学教育において、学生スタッフは、授業運営や学習支援を補完する存在として広く導入されている。学生スタッフは授業の進行をサポートするだけでなく、学生同士の議論を促進したり、プロジェクト学習において必要な知識や技術を提供したりする役割も担っている。特に初年次教育や PBL 型授業においては、教員とは異なる立場から受講生を支援するピアサポートの担い手として重要な役割が期待されている。大学によっては、こうした学生スタッフを SA (Student Assistant), LA (Learning Assistant), FA (Facilitator Advisor) などと呼称している。本論文では、学生としての立場を活かして学生同士の学習支援を行う学生スタッフを学生アシスタント (SA) として定義する。

先行研究では、SA の支援行動がグループワークの雰囲気や学習活動の進展に影響を与

キーワード：学生アシスタント、PBL 型授業、学習支援、志望動機、支援スタイル

えることが指摘されており、教育実践の質を左右する要因として注目されている。しかし、既存研究の多くは履修生の学習成果や授業満足度への影響、あるいはSA自身の成長に焦点を当てており、SAの動機・役割認識・支援実践の関係を統合的に検討した研究は限定的である。SAの役割に言及する研究は存在するものの、その内面的動機や支援実践の質に焦点を当てた研究は十分とはいえない。

本学経営学部の必修教科目「プレップセミナーB」は、2年次学生を対象としたPBL型授業であり、学生主体のグループワークを中心に構成されている。本授業では、授業運営の均質化と学習支援の充実を目的としてSA制度を導入している。SAは「プレップセミナーB」を履修した3年次生および4年次生によって構成される。これまで本授業を対象とした研究では、受講生の視点から、SAの行動が受講生の内発的興味に与える影響について検討されてきた。その結果、SAによる議論支援や受講生への寄り添いが受講生の学習意欲に正の影響を与えることが示されている（藤井ほか、2024）。

しかし、これらの研究は主として受講生側の評価に基づくものであり、SA自身の志望動機や役割認識、支援実践との関連については十分に検討されていない。特に、SAの志望動機が支援行動の質や支援スタイルにどのように影響を与えるのかを明らかにすることは、SA研修の設計や制度改善にとって重要な課題である。

以上を踏まえ、本研究では2024年度「プレップセミナーB」に参加したSAを対象として、①アンケート調査による動機および自己評価の量的把握、②インタビュー調査による語りの質的分析を組み合わせた混合研究法を用い、SAの志望動機・役割認識・支援実践の関係を探索的に明らかにすることを目的とする。

第2章 先行研究のレビュー

学生スタッフ（SA、LA、TAなどを含む）に関する研究は、主として初年次教育やアクティブラーニング型授業において、授業運営への貢献、履修生の学習成果への影響、学生スタッフ自身の学習効果や成長、教員が学生スタッフに求める能力や育成方法、という観点から蓄積されてきた。授業運営や学習支援の観点からは、学生スタッフの配置が学習環境の円滑化や履修生の自律的学習の促進に寄与することが指摘されている（青山ほか、2010；岩崎ほか、2012）。履修生側の視点に立った研究では、学生スタッフの関与が学習意欲や授業満足度の向上に影響を及ぼす可能性が示されている（千葉、2021；藤井ほか、2024）。さらに、他者支援の経験が学生スタッフ自身の主体性や学習意欲の向上につながることも報告されている（杉村ほか、2006）。一方、学生スタッフに求められる能力や育成方法・研修設計を検討した研究（毛利、2014；時任ほか、2017；岩崎、2023）は存在するものの、学生スタッフ自身の内面的動機や役割認識に焦点を当て、それらが具体的な支援実践とどのように関連するのかを検討した研究は限定的である。

以上の研究動向を踏まえると、学生スタッフの支援行動をより深く理解するためには、

履修生側の学習成果の分析に加え、学生スタッフ自身の志望動機および役割認識に着目した検討が必要である。そこで本研究では、「プレップセミナー B」における SA を対象として、SA の志望動機と役割認識が具体的な支援実践としてどのように表出しているのかを明らかにすることを目的とする。

第 3 章 研究方法

本研究では、PBL 型授業における SA の志望動機、役割認識、支援実践の関係を多面的に把握するため、アンケート調査と半構造化インタビュー調査を組み合わせた混合研究方法を用いた。調査実施にあたっては、研究の目的およびデータの利用方法を参加者に説明し、自由意思による同意を得た。回答およびインタビュー内容は匿名化し、個人が特定されないよう配慮した。

3-1 アンケート調査

2024 年度プレップセミナー B に参加した SA 19 名（4 回生 6 名，3 回生 13 名）を対象として、Google Forms を用いたアンケート調査を実施した。その結果、18 名から有効回答を得た（有効回答率 94.7%）。調査期間は 2025 年 1 月 31 日から 2 月 2 日である。

調査項目は、① SA を志望した動機（複数回答）、②履修生への学習支援に関する自己評価、③授業運営への関与に関する自己評価、④教員との関係構築に関する自己評価、などから構成した。自己評価項目は 5 件法リカート尺度を用いた。

分析方法としては、各項目について記述統計量（平均値・割合）を算出し、志望動機別の傾向を記述的に確認することで、SA の志望動機と役割認識の関連を探索的に検討した。

3-2 半構造化インタビュー調査

SA としての経験の深さを重視し、2023 年度および 2024 年度の 2 年間連続してプレップセミナー B の SA を担当した 4 回生 5 名を対象として、半構造化インタビュー調査を実施した。調査期間は 2025 年 2 月 17 日から 26 日である。

インタビューは Zoom によるオンライン形式で実施し、1 名あたり 30 分から 60 分程度行った。主な質問項目は、① SA を志望した動機、② SA としての役割認識、③支援実践において意識していた点、④困難であった経験、⑤活動を通じて得られた学び、などである。

3-3 質的分析の方法

インタビュー記録は逐語録として文字化し、質的内容分析を行った。まず、発話内容を意味単位ごとに区分し、初期コードを作成した。その後、類似するコードを統合してカテゴリー化を行い、学生スタッフの志望動機、役割認識、支援実践に関する概念を抽出した。さらに、抽出されたカテゴリーを比較検討し、「介入度」と「支援焦点」の二軸に基づく支

援スタイルの整理を行った。

第4章 アンケート調査の分析結果

4-1 志望動機

SAを志望した動機についてたずねたところ、「自己成長のため」と回答した者が最も多く、全体の約9割（89％）を占めた。次いで、「後輩支援のため」および「（就職活動の）ガクチカのため」と回答した者がそれぞれ約3割（各33％）であった。一方、「人脈づくりのため」と回答した者は約1割（11％）にとどまり、「金銭的報酬のため」と回答したSAは確認されなかった（表1）。

表1 SAの志望動機（※複数回答可）

志望動機	選択率
自己成長のため	89%
後輩支援のため	33%
ガクチカのため	33%
人脈づくりのため	11%
金銭的報酬のため	0%

これらの結果から、「プレップセミナーB」におけるSAは、外発的動機よりも、自己成長や他者支援といった内発的・内在化された動機を重視して志望している傾向がうかがえる。

4-2 SAの役割認識に関する自己評価

次に、SAの役割認識について、リカートの5段階尺度を用いて自己評価を求めた。具体的には、「グループワークの支援に積極的に関わることができたか」、「グループワークの支援を行う際に、自身の体験や経験を共有することができたか」、「担当教員と信頼関係を構築することができたか」の3項目について尋ねた。

その結果、「グループワーク支援への積極性」は平均値4.00、「自身の体験や経験の共有」は4.39、「担当教員との信頼関係の構築」は4.06と、いずれの項目においても高い自己評価が示された（表2）。これらの結果から、「プレップセミナーB」におけるSAは、自身を単なる補助的存在としてではなく、学習活動に積極的に関与する支援者として役割を認識している傾向がうかがえる。

表2 SAの役割認識に関する自己評価

役割認識	平均値
グループワーク支援への積極性	4.00
自身の体験や経験の共有	4.39
担当教員との信頼関係の構築	4.06

4-3 動機別にみた役割認識の自己評価

次に、SA を志望した動機別に、役割認識に関する自己評価の平均値を比較した。「自己成長のため」を動機として選択した SA は、選択しなかった学生スタッフと比較して、「グループワーク支援への積極性」「自身の経験の共有」「担当教員との信頼関係の構築」のいずれの項目においても高い傾向を示した（表 3）。この結果は、内発的動機をもつ SA が、支援行動や教員との関係構築に対して相対的に高い自己評価を示す傾向を示唆している。

表 3 志望動機別にみた役割認識の平均値（自己成長）

自己成長のため	グループワーク支援への積極性	自身の経験の共有	担当教員との信頼関係の構築
選択あり	4.06	4.44	4.11
選択なし	3.50	4.00	3.50

また、「後輩支援のため」を動機として選択した SA は、選択しなかった SA と比べて、特に「グループワーク支援への積極性」および「自身の経験の共有」において高めの値を示した（表 4）。この結果は、利他的動機が実際の支援行動に反映されている可能性を示すものと考えられる。

表 4 志望動機別にみた役割認識の平均値（後輩支援）

後輩支援のため	グループワーク支援への積極性	自身の経験の共有	担当教員との信頼関係の構築
選択あり	4.33	4.67	4.33
選択なし	3.50	4.00	3.50

一方で、「ガクチカのため」を動機として選択した SA は、いずれの項目においても他の動機と比べてやや低い値を示した（表 5）。これは、外在的・手段的動機（就職活動のための経験獲得）が、支援への関与の質や関係構築と必ずしも直結しない可能性を示唆している。この結果は、SA の志望動機が支援行動のあり方に影響を与える可能性を示すものであり、SA 選抜を検討するうえで重要な示唆を含んでいる。

表 5 志望動機別にみた役割認識の平均値（ガクチカ）

ガクチカのため	グループワーク支援への積極性	自身の経験の共有	担当教員との信頼関係の構築
選択あり	3.67	4.33	3.67
選択なし	4.17	4.42	4.25

4-4 アンケート調査のまとめ

以上の分析結果から、「プレップセミナー B」における SA の志望動機は、自己成長を中心とした内発的動機が支配的であることが確認された。また、内発的・利他的動機をもつ SA ほど、学習支援に積極的に関与し、自身の経験を媒介として活用するとともに、担当教員との関係構築においても良好な自己評価を示す傾向が明らかとなった。

第 5 章 インタビュー調査の分析結果

5-1 SA の支援スタイルの整理

半構造化インタビューの逐語録を質的内容分析した結果、SA の支援実践は一様ではなく、介入の目的・手段・強度・境界管理の組み合わせによって多様なあり方を示していることが明らかとなった。本研究では、これらの支援実践を「介入度（低－高）」と「支援焦点（関係・参加／進捗・内容）」の二軸から整理し、探索的に整理した支援スタイルのマトリックスとして提示する（表 6）。なお、本研究で対象とした 5 名の SA のうち 1 名は、特定の 1 類型に固定されるというよりも、複数の支援スタイルを状況に応じて横断的に用いていたため、本マトリックスでは横断的事例として位置づけた。

表 6 学生スタッフの支援スタイルの探索的マトリックス（n = 5）

支援焦点		
介入度合い	関係・参加重視	進捗・内容重視
高介入		進捗重視型（H） 内容重視型（S）
中介入	関係促進型（T）	
低介入	関与抑制型（C）	

※ H・S・T・C は仮名

5-2 進捗・内容重視型

進捗・内容重視型に該当する SA は、高い介入度をもって支援を行う点で共通しているが、支援の焦点には違いがみられた。具体的には、進捗重視型と内容重視型という 2 つのスタイルが確認された。進捗重視型の SA は、グループワークの停滞や遅延を強く意識し、締切や残り時間を明示することで作業の前進を促す支援を行っていた。H 氏は、「最初からせかす」「進捗を％で見る」と語り、時間管理と全体進捗を重視した介入を行っていた。H 氏：時間が足りないのは明らかだったので、最初から進捗を意識させる声かけをしていました。

一方、内容重視型の SA は、成果物の完成度や外部評価を強く意識し、具体案の提示やリスク指摘を通じて内容の質を高めようとする支援を行っていた。S 氏は、発表内容について踏み込んだ助言を行う必要性を強調していた。

S氏：その案は突っ込まれると思ったので、やめたほうがいいとはっきり言いました。

両者はいずれも高介入型であるが、支援の焦点が「作業を前に進めること」に置かれるか、「内容を高めること」に置かれるかという点で異なっていた。

5-3 関係・参加重視型

関係・参加重視型に該当する支援スタイルは関係促進型と関与抑制型に分類された。関係促進型のSAは、雑談や肯定的フィードバックを通じて、グループワークの進捗や内容への直接的な支援よりも、グループ内の心理的安全性を高め、履修生の発話や参加を促す支援を行っていた。T氏は、発言のハードルを下げる声かけを意識的に行っていた。

T氏：100で聞かんといて、60くらいでいいから話して、って先に言うようにしていました。

この支援スタイルは、関係形成を重視しつつ、必要に応じて他班との比較や具体的助言も行うなど、状況に応じた柔軟な介入が特徴である。

一方、介入度が低めの、関与抑制型のSAは、SAの介入を歓迎しないグループや、学習者の自律性を重視すべき状況を見極め、あえて距離を保つ支援を行っていた。C氏は、無理に関与しない判断の重要性を語っている。

C氏：入ってほしくなさそうな班は、無理に入らないようにしていました。

このスタイルでは、関与の量を増やすことよりも、グループごとの特性を見極め、タイミングに配慮する姿勢が重視されていた。

5-4 インタビュー調査まとめ

以上の結果より、学生スタッフの支援実践は「介入度×支援焦点」の組み合わせによって整理可能であり、進捗重視型・内容重視型・関係促進型・関与抑制型という複数の支援スタイルが状況に応じて使い分けられていることが示唆された。また、これらの結果から、SAの支援実践は、介入度の高低そのものよりも、状況に応じて適切な支援スタイルを選択しているかどうか重要であることが示唆される。関係促進型は、学習活動が立ち上がる前段階や参加の偏りが大きい場面で有効であり、関与抑制型は、学習者の自律性が高まった段階や過剰な支援が逆効果となる場面で機能している。これらのスタイルは、高介入型の支援を代替するものではなく、学習プロセスの異なる局面を支える補完的役割を担っていると考えられる。

第6章 考察

「ブレップセミナーB」は必修科目であるため、2年次生全員がクラスに振り分けられ、PBL型授業を履修することになる。履修生が自ら希望して履修している科目とは異なり、グループ学習に苦手意識を抱いている学生や、学習意欲が低く十分な成果を期待できない

メンバーと同一グループになる場合も少なくない。このような学習環境において、SA はグループワークの進行を支援し、学習活動を円滑に進める役割を担っている。

本研究では、SA の支援実践として、高介入型の支援スタイル（進捗重視型・内容重視型）に加えて、中介介入型の関係促進型および低介入の関与抑制型という複数の支援スタイルが確認された。これらの結果は、SA の支援を「より多く介入するほど望ましい」とする単線的な評価では捉えられないことを示している。特に、関係促進型および関与抑制型の支援は、心理的安全性の形成や学習者の自律性の維持に寄与する点において重要である。ここでいう心理的安全性とは、単に気楽さや心地よさを意味するものではなく、メンバーが対人関係上のリスクを過度に恐れることなく、建設的な対立を含めて率直に意見を表明できる状態を指す（Edmondson, 2021）。また、石井（2020）は、心理的安全性のあるチームの要因の一つとして「話しやすさ」を挙げている。

関係促進型の SA は、成果物の内容や進捗に直接踏み込むのではなく、グループ内の雰囲気や心理的安全性を高めることに主眼を置いていた。インタビューでは、雑談や肯定的フィードバックを通じて発話のハードルを下げる工夫や、学生が「話してもよい」と感じられる場づくりが重視されていた。特に PBL 型授業においては、履修生が課題そのものよりも「発言すること」や「意見を出すこと」に不安を抱えている場合も多く、関係促進型の支援は学習活動が機能するための基盤を形成していると考えられる。したがって、関係促進型の支援は、高介入型の支援に先立つ準備段階として重要な役割を果たしている。

一方、関与抑制型の SA は、あえて介入を控える判断を行っていた点に特徴がある。インタビューでは、「介入を歓迎していない様子のグループ」や「自分たちで進めようとしているグループ」を見極め、無理に関与しないことが語られていた。このような支援は、一見すると消極的あるいは何もしていないように見える可能性がある。しかし実際には、学習者の自律性や主体性を尊重する判断に基づくものであり、過剰な支援によって学習者の思考や意思決定の機会を奪わないための意図的な介入抑制であると解釈できる。特に、すでに一定の関係性が成立しているグループに対しては、SA が前面に出ないこと自体が学習を支える実践として機能していると考えられる。以上のように、本研究の結果から、SA の支援実践は介入度の高低そのものよりも、状況に応じて適切な支援スタイルを選択しているかどうかが重要であることが示唆される。

また、本研究では SA の志望動機として、自己成長や後輩支援といった内発的・利他的動機が多く確認された。アンケート分析では、これらの動機をもつ SA ほど、グループワーク支援への積極性や経験共有、教員との関係構築において高い自己評価を示す傾向がみられた。こうした動機は、履修生の学習状況に配慮しながら支援を行おうとする姿勢と関係している可能性がある。例えば、関係促進型の SA は履修生の発言のしやすさやグループの雰囲気に配慮した支援を行っており、関与抑制型の SA は学習者の自律性を尊重する判断を行っていた。これらの実践は、学生スタッフが自身の経験や価値観を踏まえながら支

援のあり方を選択していることを示唆している。以上の考察から、SA の支援実践は、介入の量ではなく、学習状況やグループの成熟度に応じた適切な介入の選択によって特徴づけられるものであり、この点に SA の専門性が見出されると考えられる。

第 7 章 研究の限界と今後の課題

本研究には、いくつかの限界が存在する。第一に、本研究は、特定の大学における「ブレップセミナー B」という一つの授業文脈を対象とした事例研究であり、分析対象となった SA の人数も限定的である点が挙げられる。アンケート調査は 18 名、インタビュー調査は 5 名を対象としており、得られた知見を直ちに他の授業や大学に一般化することには慎重である必要がある。ただし、本研究は SA の支援実践を数量的に一般化することを目的とするものではなく、SA の志望動機や役割認識が、具体的にどのような支援行動として表出しているのかを探索的に明らかにする点に主眼を置いている。この点において、少数事例に基づく分析であっても、一定の意義を有すると考えられる。

第二に、インタビュー調査においては、SA 自身の自己報告に基づく語りを分析対象としているため、実際の支援行動との間に認識のズレが含まれている可能性がある。本研究では、逐語録を用いた質的内容分析により、SA の判断や意味づけの過程を明らかにすることを試みたが、今後は授業観察や教員・履修生側の視点を組み合わせることで、SA の実践をより多面的に検討する必要がある。

第三に、本研究で提示した「進捗重視型」「内容重視型」「関係促進型」「関与抑制型」という支援スタイルは、少数事例に基づく探索的な整理であり、固定的な類型として位置づけるものではない。今後、異なる授業形態や学年、複数の大学を対象とした調査を通じて、これらの支援スタイルがどの程度再現されるのか、あるいは新たなスタイルが見出されるのかを検討することが課題である。

以上を踏まえ、今後の研究課題としては、第一に、SA の志望動機や役割認識がどのように形成・変容していくのかを縦断的に捉える研究が挙げられる。特に、後輩指導経験の蓄積や研修の有無が支援スタイルの選択に与える影響について検討することは、SA 育成の実践的示唆を深めるうえで重要である。第二に、SA の支援スタイルが履修生の学習態度や学習成果にどのような影響を与えているのかについて、量的・質的手法を組み合わせた検討を行うことも求められる。これらの課題に取り組むことにより、SA を単なる補助的存在としてではなく、学習支援の担い手として理論的・実践的に位置づける研究の深化が期待される。

* 本研究は、桃山学院大学共同研究プロジェクト 22 共 287「学生アシスタントと教職員の連携による教育効果」の成果報告の一部である。

＊謝辞 本研究の実施にあたり，調査にご協力いただいたプロジェクトメンバーの藤井暢人講師，藤田智子教授，大田靖教授，およびSAの皆様，そして，プロジェクト初期メンバーである水沼友宏准教授のご助言に感謝いたします。

引用文献

- Amy C. Edmondson (野津智子訳，村瀬俊明解説)。(2021) *恐れのない組織*。英知出版株式会社。
- 青山巧，長澤郁夫，池山圭吾，福岡敏之，小川巖。(2010) 新入生セミナーにおける学生の活用と成果—ピア・サポート活動と体験学修の高まり—。 *島根大学教育臨床総合研究*，9，1-7。
- 石井遼介。(2020) 心理的安全性のつくりかた「心理的柔軟性」が困難を乗り越えるチームに変える。日本能率協会マネジメントセンター。
- 岩崎千晶，田中俊也，竹中喜一，川瀬友太。(2012) 関西大学における教育補助者を活用した活動，授業実践の動向分析—学部生・院生の教育力活用制度の全学展開に向けて—。 *関西大学高等教育研究*，3，53-67。
- 岩崎千晶。(2023) 初年次教育で活動する学生スタッフに対して教員が求める能力・経験と学生スタッフの育成方法。 *日本教育工学会論文誌*，47(2)，281-296。
- 杉村和美・小倉正義・加藤大樹・松岡弥玲・山田奈保子。(2006) ペア相談と学生の主体性を取り入れた大学でのピア・サポート活動。 *青年心理学研究*，18，51-62。
- 千葉美保子。(2021) 初年次教育における学生アシスタントの支援効果と課題に関する一考察—甲南大学共通教育科目の受講生アンケート調査から—。 *甲南大学教育学習支援センター紀要*，6，71-79。
- 時任隼平，中野康人，中村洋右，佐永田千尋。(2017) プロジェクト学習においてラーニングアシスタントに必要な能力に関する考察。 *関西学院大学高等教育研究*，7，89-98。
- 藤井暢人，櫻井結花，藤田智子，大田靖。(2024) PBL型授業におけるSAの行動が受講生の内発的興味に与える影響についての検討。 *桃山学院大学総合研究所紀要*，51-1，69-82。
- 毛利康俊。(2014) FD ノート 学習支援型 SA の研修制度について。 *西南学院大学法学論集*，47(1)，95-107。

(2026年3月6日受理)

Student Staff' Motivations and Educational Practices in Project-Based Learning Courses

SAKURAI Yuka

This study examines the motivations and role perceptions of student staff in project-based learning and clarifies how these factors shape their learning support practices. Participants were student staff involved in the Prep Seminar B course during the 2024 academic year. A mixed-method approach combined a questionnaire survey ($n = 18$) with semi-structured interviews ($n = 5$).

Survey results showed that most student staff were primarily motivated by intrinsic and prosocial factors, such as self-development and supporting junior students. Participants with stronger intrinsic motivations reported greater engagement in facilitating group work and stronger relationships with instructors. Qualitative analysis of interview transcripts indicated that student staff support practices varied and could be classified into multiple intervention styles based on intervention intensity and support focus. Four exploratory styles were identified: progress-oriented, content-oriented, relationship-facilitating, and involvement-suppressing.

These findings reveal that effective student staff support should not be assessed solely by the degree of intervention, but by the appropriateness of the selected intervention style in relation to the learning context and group development. This study highlights the role of student staff as active agents in shaping and supporting the learning process.

Keywords: Student Staff, Project-Based Learning, Learning Support, Motivation, Intervention Styles

(共同研究：インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究 (IV))

Changing Settlement Patterns in East Sumba, Indonesia: From a Historical Anthropological Perspective

KOIKE Makoto

Abstract

This study examines the historical transformation of settlement patterns in East Sumba, Indonesia, integrating Dutch colonial sources with ethnographic findings from a historical anthropological perspective. Focusing on the construction and decline of fortified settlements (*paraingu*), this study explores the ways in which ecological conditions, intergroup conflicts, colonial forces, and indigenous rituals have shaped Sumbanese settlement systems. Archaeological evidence indicates that the earliest Sumbanese settlements were located in ecologically favorable environments near estuaries and rivers. These locations were advantageous for both intra- and inter-island trade. Over time, increasing population pressure and intensified conflicts led to the relocation of settlements to defensible hilltop locations. These fortified settlements, which were widely observed across the islands of Wallacea, were residential and ritual centers that prioritized security over everyday convenience. Since the sixteenth century, the arrival of European powers has intensified violence from external forces, particularly slave raids, throughout the islands. Dutch historical accounts portray the change in settlement patterns in East Sumba from the late nineteenth to the early twentieth century. During the colonial period, a dual settlement system emerged: a central village (*paraingu*) functioned as a political and ceremonial center, while daily life during the rainy season took place in dispersed hamlets (*kotaku*) and garden huts (*uma la oka*), which were located in more productive environments. Ethnographic research on Parai Wunga (the central village of Wunga) illustrates this settlement pattern and its transformation. Parai Wunga continued to serve as a ritual center where major ceremonies were performed during the dry season. However, since the 1980s, economic constraints, Christianization, and the decline of ritual participation have led to the gradual abandonment

Keywords : settlement pattern, fortification, colonial history, ritual, anthropology

of Parai Wunga. The historical trajectory of settlement patterns in East Sumba reveals a shift from ecologically adaptive habitation to defensive fortification and back again to ecologically and economically adapted settlements. This transformation highlights the significance of viewing settlements as historically contingent systems influenced by broader sociocultural and political factors.

1 Introduction

My previous paper, "Introduction to the Ethnohistory of Sumba, Eastern Indonesia: The Oral Traditions and the Anthropological Findings," written in Japanese (Koike 2024), discussed when and where the ancestors of the Sumbanese landed, as well as how they spread across the island. After settling near estuaries and along rivers suitable for food production and trade, the early Sumbanese were followed by local rulers who built fortified settlements on hilltops due to population growth and fierce conflicts between villages. The need for fortification grew even greater when raiders from other islands began to attack coastal settlements. Focusing on the construction and abandonment of *paraingu* (central villages), I aim to elucidate changes in settlement patterns using Dutch historical sources. Subsequently, based on the findings of my own research in East Sumba, I will clarify the significance of *paraingu* as ceremonial centers. From a historical anthropological perspective, I intend to integrate Dutch historical sources with my ethnographic findings.

The island of Sumba is administratively divided into four regencies (kabupaten in Indonesian) of the East Nusa Tenggara Province located in eastern Indonesia. The regency of East Sumba is mostly dry and hilly land and is one of the most sparsely populated and impoverished regions in Indonesia. Irrigated rice fields are found only in a few areas of East Sumba, and maize and cassava are the important subsistence crops. Apart from dryland cultivation, the main economic activity of the Sumbanese is the breeding of cattle and horses, which are particularly important in ceremonial exchanges. I carried out an anthropological fieldwork in East Sumba, especially, the central village of Wunga (Parai Wunga) from 1985 to 1988. The village is located about 10 km inland from the Cape Haharu in the north central Sumba. According to the local histories which are generally told in Sumba, Haharu is the famous landing place of the mythical ancestors of the Sumbanese.

This is the final report on the research project titled "Interdisciplinary Study of Mutual Cultural Exchange between Japan and Indonesia (IV) (22Ren290)," which was sponsored by the Research Institute of St. Andrew's University. The idea for this paper was inspired by the discussions at "the Indonesian Seminar: Development and Indigenous Knowledge in

Local Societies of East Nusa Tenggara,” which was funded by the same project. The two participants from Sumba, Rambu L. K. R. Nugrohowardhani and Stepanus Makambombu, discussed agricultural problems faced by the present Sumbanese society and the importance of indigenous knowledge to solve them (Koike and Morita (eds) 2025). Clearly, Sumbanese indigenous knowledge is deeply intertwined with customs (*huri* in Kambera¹⁾ and adat in Indonesian) and beliefs in *marapu* (deified ancestors), both of which have been cultivated throughout the Sumbanese people’s long history. Understanding the historical background of settlement patterns is essential for addressing the themes of Sumbanese customs and beliefs.

2 Outline of the Early History of Sumba

Due to space limitations, I will provide a concise history of Sumba spanning over two thousand years, from the arrival of the early Sumbanese to the Dutch colonial period. I will only address the factors that significantly affected the settlement pattern.

An archaeologist, P. Bellwood, paints a grand picture of human history as follows. “Genes, language, and culture,” that is, “Asians,” Austronesian languages, and Neolithic agricultural techniques, spread almost as a single entity from Taiwan to the islands of Southeast Asia and further west to Madagascar in Africa and east to Easter Island in the South Pacific (Bellwood 2017: 86; Bellwood 2022: 269–270).

A research team led by an anthropologist, J. S. Lansing, published a paper titled “Coevolution of Languages and Genes on the Island of Sumba, Eastern Indonesia (Lansing et al. 2007),” to elucidate when and where the early Sumbanese arrived at the island and how the linguistic and genetic diversity was formed over Sumba.

Broader regional studies support the initial settlement of Southeast Asia/Oceania by foraging societies by 40,000 to 45,000 BP. Languages of the geographically expansive Austronesian family occupy much of the Indonesian archipelago, except in far eastern Indonesia, where diverse and unrelated Papuan languages dominate. Recent syntheses place the Neolithic transition, considered to mark the arrival of Austronesian colonists in the vicinity of Sumba, at between 4,000 and 3,500 years ago. At that time, small numbers of farmers speaking an Austronesian language likely came into contact with an indigenous population of foragers speaking aboriginal [non-Austronesian] languages

1) Kambera is the language spoken generally in East Sumba, but there are some local dialects including the Haharu dialect.

(Lansing et al. 2007: 16022; [] is my incertion).

The paper hypothesizes that, after settling near Wunga, the ancestral Austronesian population on Sumba moved southward and then expanded across the island. Moreover, it discusses that “Given the linguistic and genetic picture detailed previously, we hypothesize that this expansion must have involved a high degree of contact and intermarriage with the aboriginal population in successive stages” (Lansing et al. 2007: 16025). It insists that the research result is concordant with oral history suggesting an origin near the village of Wunga. The source referred is a book written by an anthropologist, J. Hoskins (1993) who did a research in Kodi, West Sumba. “All West Sumbanese trace their descent from the ancestors who landed at Sasar, with the exception of the few hundred descendants of an earlier population, called the “Lombo” people in Laura and the “Karendi” in Balaghar” (Hoskins 1993: 32). It is certain that the Cape Haharu (Sasar) plays a special role in the Sumbanese mythological world. Moreover, considering where the ancestors of the Sumbanese came from, the most likely possibility is the Flores Island. The Cape Haharu is the closest point to Nanga Bere, West Manggarai of Flores (only about 44 km in a straight line) and serves as a landmark for those sailing across the Savu Sea²⁾. However, it must be considered whether all the ancestors of the Sumbanese landed around the Cape Haharu (possibly at the mouth of the Kadahang River), or whether some groups continued sailing and dispersed along the north coast areas. My investigation of various versions of the Sumbanese origin myths suggests that Haharu area is one of several landing sites of the early Sumbanese (Koike 2024).

The research results by Lansing et al. (2007) discuss the migration of the Sumbanese based on molecular anthropology and linguistic analysis, completely ignoring the recent advances in archaeological excavations on Sumba. It is necessary to examine the ecological environment and way of life of the early Sumbanese based on the latest research findings by the Indonesian archaeologists. The two articles written by Handini et al. (2018, 2023) show that the Melolo and Lambanapu sites in the coastal areas of northeastern Sumba were likely to be the earliest settlements established by the Sumbanese before spreading across Sumba³⁾. The Melolo site located in the Umalulu sub-regency was first investigated

2) Considering the linguistic affinity between the Bima language spoken in eastern Sumbawa and the Sumbanese languages (Gasser 2014), it is possible to hypothesize that the ancestors of the Sumbanese migrated eastward from Sumbawa along the southern coast of Flores, then turned south to reach Sumba. Current research findings cannot provide a definitive conclusion regarding the origin of the Sumbanese ancestors.

3) Though Handini et al. (2023) refers to the site of Mborobakung (usually pronounced Mburu

in the 1920s, which is known for its jar burial site (Bellwood 2017: 329). Meanwhile, the Lambanapu site located near the city of Waingapu has been researched since the 1980s (Handini et al. 2018). The two sites are located not far from the rivers, which is important considering the early history of the Sumbanese. “The Lambanapu and Melolo sites are very likely the early settlements before later generations spread to other areas of Sumba. The distribution that took place over time eventually made the entire island area inhabited as we see it now” (Handini et al. 2023: 5). This statement is supported by the result of dating chronology: a human bone fragment in the context of the jar graves at the Melolo site dated 3141–2782 cal (calibrated age) BP and organic soil samples from the Lambanapu site dated 2700–2352 cal BP (Handini et al. 2023: 5).

Three important findings from the investigation at the two sites, especially Lambanapu, are crucial for understanding the early history of the Sumbanese (Handini et al. 2018, 2023). Firstly, “a high degree of contact and intermarriage with the aboriginal population” stated by Lansing et al. (2007: 16025) is supported by the archaeological finding that “the skeletons at the Lambanapu and Melolo sites have a Mongolid character mixed with Australomelanesid” (Handini et al. 2023: 7). Secondly, the ancestors of the Sumbanese who lived in Lambanapu inhabited an ecological environment where they could easily obtain not only land-based resources but also marine resources. This is also evident from the discovery of sea shells along with terrestrial fauna remains at the site (Handini et al. 2018: 76). Thirdly, the presence of beads (*manik-manik* in Indonesian) and metal objects found as grave goods at the Lambanapu site indicates that these items were acquired through maritime trade. Within the Archipelago (Nusantara in Indonesian), Sumba seems isolated, yet as early as around 2,000 years ago, the Sumbanese had already acquired numerous goods through trade networks with the outside world (Handini et al. 2018: 76–79).

The conclusion of the paper states as follows:

The early inhabitants of Sumba Island chose the location for their dwelling and burial sites, which were in a valley with a river or on the edge of the sea, of course, considered wisely. Apart from promising a suitable living environment with good food sources, the

Mbaku in Wunga) near the Kadahang river, no research findings are discussed. In an interview, Handini told “The Lambanapu site was inhabited around 2,600 years ago. Meanwhile, the Mborombaku site is relatively younger, dating back to around 1,300 BP” (originally in Indonesian). And her team discovered Fujian celadon ceramics from the Yuan Dynasty dating to the thirteenth century.

Retrieved from <https://www.brin.go.id/news/119632/brin-ungkap-pulau-sumba-dihuni-manusia-sejak-2800-tahun-lalu>

position of these sites is strategic for establishing relationships with other communities in other places, including outside the island and inland. The relationship with the outside world is evidenced by the influence of metal culture, including megalithic elements, which were getting stronger at that time. The findings of early metal artifacts found in the context of tomb traditions that had developed in the past prove that the neolithic culture on the island was continuous with the paleometallic (early metal) culture (Handini et al. 2023: 11).

As the aforementioned archaeological research results (Handini et al., 2018, 2023) revealed, the earliest Sumbanese settlements were located near river mouths or along rivers, including the Melolo and Lambanapu sites, and were considered relatively suitable living environments. These locations were advantageous not only for intra-island trade, but also for trade with other islands. However, establishing main settlements in easily accessible areas likely made them vulnerable to attack. Though the exact time cannot be determined, local rulers began building their fortified settlements on hilltops and in other inaccessible areas. To understand the emergence of these settlements, we must examine fortification in a broader context.

3 Fortification in Wallacea

Forts and Fortifications in Wallacea (O'Connor, McWilliam, and Brockwell 2020) is a volume that focuses on the widespread fortified settlements throughout the Wallacean islands, from Timor-Leste to South Sulawesi. It discusses the main factors of initial fortification building from archaeological and ethnohistorical perspectives. The results of the investigation are indispensable for discussions about fortifications in East Sumba. First, the authors define “fortified settlements” as follows:

In discussing the concept of ‘fortified settlements’, we are referring in the main to strategically located, piled stone structures within a broadly similar set of constituent and locational characteristics (see Lape 2006). Most of the fortified settlements we have observed are located in inaccessible places: on hilltops or cliff sites with precipitous drop-offs on one or more sides and masked by dense vegetation. Sections of the forts typically feature massive stone walls up to 4 m high and 1 m thick, which demarcate the defensive perimeters of the structures. From an archaeological perspective, these steeply incised crags look uninviting for human habitation, and lack in situ water

sources and arable land where crops might be cultivated (O'Connor, McWilliam and Brockwell 2020: 1).

These characteristics they describe above are almost common to those of the fortified settlements (*paraingu*) in East Sumba I discuss in the following sections. The volume includes abundant research results of fortification in Wallacea including Timor-Leste, islands of southern Maluku, Sumba, South Sulawesi, and Buton and Wakatobi Islands in Southeast Sulawesi. I focus on the fortified settlement of Macapainara in the far eastern district of Lautem, Timor-Leste to discuss the archaeological findings of fortification in greater detail (O'Connor et al. 2020a).

The Macapainara site located 175 m above sea level and approximately 2 km in from the northern coastline is an extensive fortified settlement complex. Although the settlement is no longer occupied, families living in the coastal village of Com identify it as their ancestral homeland. Excavations were carried out within the walls in order to assess the nature and chronology of occupation in 2008 (O'Connor et al. 2020a: 13). The research presents valuable data to discuss fortification.

Our survey and excavation results from Macapainara indicate that the fortified structure was occupied for domestic living and was also the site of ritual and symbolic activities. Oral accounts of the ethnohistories of the area indicate that a significant population formerly lived within the settlement. Certainly, the diversity and quantity of earthenware and tradeware suggests cooking and consumption of food and the storage of perishables and water. [...]

Based on current evidence from the radiocarbon dates, Macapainara was occupied during the seventeenth to nineteenth centuries AD. Most of the glass, glass beads and tradewares can also be dated to this period, although the tradewares would also allow for initial occupation as early as the sixteenth century. The sixteenth to nineteenth centuries coincide with the advent and expansion of European colonial activities in the region, and mesh well with local *ratu*⁴⁾ oral history which recounts the occupation at Macapainara as a time when local raiding was rife and they were engaged in slaving and the sandalwood trade (O'Connor et al. 2020a: 39).

This statement regards the fortified settlement as not only a living space but also a

4) The Fataluku community living in Lautem are speaking non-Austronesian language. The word *ratu* means "clan, ruler" in Fataluku and is actually Austronesian in origin (Heston 2023: 8).

ritual center. Inside the settlements, there exists several graves where the villagers of Com regularly visit to perform rituals. This ceremonial character of the settlements is common to the fortification in East Sumba. However, as the last sentence of the above quotation indicates, considering the historical backgrounds of fortification, many researchers link the construction of defensive settlements to intergroup conflict.

In 2008, archaeologists Peter Lape and C.-Y. Chao proposed a climate change model to account for the emergence of fortified settlements. They argue that during the late Holocene (post-AD 1000), processes of fortification were driven by severe and rapid climatic events associated with the El Niño Southern Oscillation effect. People built forts to protect themselves against others who were suffering food shortages (McWilliam 2020: 135). Against this model, McWilliam has proposed a sociohistorical model based on the multidisciplinary investigations. His conclusion is as follows:

But we do not see evidence that these environmental stress factors are causally implicated in the emergence of fortified stone structures in Timor. To the contrary, the weight of evidence points to an enthusiastic process of defensive fortification emerging in eastern Timor well after the high point of the great El Niño warming that had peaked by the beginning of the fifteenth century (AD 1400). The drivers of that later process, I propose, were fundamentally social ones and intimately linked with the transformative changes that accompanied the advent of European colonialism and the development of aggressive Muslim maritime trade in the eastern Indonesian archipelago. Guns, sandalwood, slaves and new forms of sustenance provided a novel and potent mix created by globalised mercantile forces that combined to produce a social climate fostering conflict and favouring defensive residence. I do not discount the possibility that climatic factors may have contributed to these pressures, and future archaeological and ethnohistorical investigations will seek to expand the available evidence in this regard, but to date the weight of argument looks to be in favour of social drivers (McWilliam 2020: 149).

I agree with McWilliam's model. Sumba actually experienced terrible intergroup conflicts and slave raids between the seventeenth and nineteenth centuries. However, it is plausible that Sumbanese local rulers initiated the construction of fortified settlements prior to the arrival of European colonialists. Historical linguist A. Schapper discusses fortified settlements that were widespread in southern Maluku from historical and linguistic perspectives, and makes a very important point:

The villages fortified by these stone walls existed within the context of a highly fragmented political landscape in which the many small polities were in a state of near perpetual warfare with one another. The protecting stone walls occupied an important place in society, offering substantial protection against indigenous forces (Schapper 2020: 237).

My hypothesis is that the construction of fortified settlements across Wallacea was not driven by specific external factors. Instead, internal factors, such as land disputes and conflicts over livestock theft, which existed before the arrival of the Portuguese and Dutch, led to violent clashes. As a result, settlements moved from favorable riverfront locations to inaccessible places, such as hilltops and cliff sites, where fortifications were built. Even settlements with enhanced defensive elements served as living spaces and ritual centers. Since the sixteenth century, the arrival of European ships had intensified violence from external forces, especially slave raids throughout the islands including Sumba. This likely led to the construction of larger, more fortified settlements in more inaccessible locations. In the following sections, I will focus on the historical changes in fortifications in East Sumba.

4 History of Fortification in East Sumba

After the general discussions on fortification in Wallacea, I will address some cases of fortification that existed in East Sumba. In West Sumba, many fortified settlements remain on hilltops or cliffs where ancestral houses are built and calendrical ceremonies are held every year. Though a joint team from The Australian National University and the Universitas Gadjah Mada surveyed six fortified sites in West Sumba in 2009, only brief descriptions were reported (O'Connor et al., 2020b: 250–253). In contrast, most of the fortified settlements (*paraingu*) in East Sumba have been abandoned. Since no archaeological research has been conducted on these sites, the only reliable data concerning fortification are Dutch historical materials, oral histories compiled by Kapita (1976a, 1976b), and the anthropological report by Forth (1981).

First, I write a historical background of the island of Sumba since the European contact. Compared to neighboring islands such as Timor, Sumba has been relatively unaffected by overseas trade. According to Fox who discussed ecological change in eastern Indonesia, “Sumba, dubbed the “Sandalwood Island” by European mapmakers, actually had only an inferior supply of this wood and never attracted the trade that Timor did (Fox 1977: 61).” The Dutch first appeared in the area around Sumba in 1613 (Fox 1977: 63), and since then,

they had engaged in a power struggle with the Portuguese mainly based on the island of Timor (Fox 1977: 61-73). Dutch knowledge of Sumba remained limited until the early eighteenth century (Roo van Alderwerelt 1906: 192). The Dutch were slower to establish official relations with the people of Sumba than with the surrounding islands including Timor, Rote, and Savu. In 1751 van der Burgh, the Dutch upper chief (*opperhoofd* in Dutch) stationed in Kupang on Timor, visited Sumba and concluded contracts with kings of eight native states (*de koningen van acht provintiën of landschappen* in Dutch) and presented them with flags and canes with the mark of East India Company (VOC). However, the validity of the contracts were questioned (Roo van Alderwerelt 1906: 195-197). In 1756 the first formal contracts were concluded by Paravicini with eight regents (*regenten* in Dutch) on Sumba (Roo van Alderwerelt 1906: 189-201). The texts were consisting of 30 articles, but its basic principle was to establish the authority of the East India Company in the Timor area, and the signing rulers were obliged to refuse trade with other powers including not only the Portuguese but also Indonesian from other islands (Fox 1977: 7).

The records of the East India Company states that the main commodities exported from Sumba were sandalwood and slaves. According to a report on Sumba in 1759 (Leupe 1879: 225), "it seems that the upper chief (*Opperhoofd* in Dutch) regarded this island merely as a prime source of slaves for the Company." The slave trade is a crucial issue that cannot be ignored when considering the history of Sumba. The slave trade was primarily conducted by the Makassar-Ende people⁵⁾, who were based in Ende of central Flores. In the latter half of the eighteenth century, despite crackdowns by the Company, they frequently attacked the Sumbanese on the northern coast of Sumba to capture inhabitants. Furthermore, taking advantage of conflicts among Sumba's chiefs, the Makassar-Ende people provided them with military force, muskets, and ammunition in exchange for slaves. Some settled along the coast and consolidated their power. The slave raids were so severe that they actually led to a decline in the population on the northern coastal area. However, with the official prohibition of the slave trade in the Dutch East Indies in 1860 and the consolidation of Dutch rule in the region, finally the slave trade by Makassar-Ende people came to an end by the late nineteenth century (Needham 1983: 20-32).

Kapita, a local historian from East Sumba who had access to both Dutch-language sources and Sumbanese oral histories, described the situation on Sumba from the seventeenth to eighteenth century as follows:

5) Generally, the word "Makassaren" is used in the Dutch sources, but Kapita (1976a, 1976b) refers to them as "Ende." Roo van Alderwerelt (1906: 195-196) regards them as "a mixture of Makassarese and the inhabitants of Flores".

From the Europeans the people of Sumba obtained gunpowder, small cannons and muskets, particularly among the nobility and the wealthy. The presence of these firearms served as a catalyst for wars, *kabihu* (clan) against *kabihu*, *kotaku* (hamlet) against *kotaku*, and *paraingu* (domain) against *paraingu*. Those who lost the war were made into slaves, and others were sold to other places. At the same time, similar events were occurring in Flores, so the people of *Endi-Ambarai*, *Tonggi-Mari* (Ende people) needed to come to Sumba, both to fight the Sumbanese and to serve as mercenaries for the Sumbanese nobility who wished to fight their enemies. It was these people from Flores who became known as the “*Tau Nggundungu*” (Ende Mountain); they were scattered nearly throughout the entire island. They brought slaves from Flores to sell on Sumba, and took slaves from Sumba to sell on Flores, Bima, and as far as Bali.

In the same century, it could almost be said that the entire world was obsessed with buying and selling slaves; the most notorious example in history was the capture and selling of African slaves by Europeans to the Americas. At that time, there was no safety left anywhere on Sumba; villages that had once been scattered were forced to gather within a *paraingu* situated on hilltops with stone fortifications and thick and sharp thorns. Anyone leaving the village had to go in a group fully armed with weapons; even to fetch water required an armed escort (Kapita 1976a: 27–28, originally in Indonesian).

Kapita's description supports McWilliam's sociohistorical model discussed in the previous section. The Sumbanese word *paraingu* appearing in the above citation is a very important concept to understand the social history of Sumba. It means not only a native political unit, which Forth (1981: 3) calls a domain, but also a fortified settlement that forms its sociopolitical and ritual center where ancestral houses (*uma*) of clans (*kabihu*) constituting a domain are built.

Under the Dutch colonial government which started in the early nineteenth century after the company formally dissolved in 1799, in East Sumba existed *paraingu*, which were typical fortified settlements, including Hamba Paraingu (in the present village of Hambapraing, Kanatang sub-regency), Parai Umalulu (in the present Umalulu sub-regency)⁶⁾, Parai Yawangu (in the present Rindi sub-regency) researched by Forth (1981), and Parai Wunga on which I focus in the following section. The earliest ethnographic report on the fortification on Sumba was written by S. Roos (1872), the first Dutch administrator stationed as a

6) Kapita wrote in detail the history and the constituting houses of Parai Umalulu (1976b: 77–174).

controller (controleur in Dutch) on Sumba from 1866 to 1873. He conducted an inspection tour and visited some fortified settlements across Sumba. His report provides the detailed account of Hamba Paraingu:

At the Nanga Mihi River, we turn left and almost immediately climb the mountain, as if we were on a road that can only be described as terrible.

The most common and, I must assume, also the shortest route to Hamba Paraingu (originally Sampareeiigoe) is a footpath with large stones scattered here and there, which are strewn with countless sharp, uneven, and loose small stones. Not only is the climb difficult, but we also have to keep a tight rein on the horses to prevent us from falling. The journey cannot be called pleasant. Trees are scarce. The grass grows between, or rather, on the stones, quite luxuriantly.

At a certain height, one has a view of the sea, which is quite beautiful. The boats (originally prauwen) in the sea seem like toys.

Finally, we arrive at a plain, which is quite extensive, but consists mainly of stony ground; there are not many trees or plants to be seen. Presumably, this plain lies about 650 feet above sea level.

Hamba Paraingu is located at one end of the plain, precisely where deep valleys with steep walls border the plain.

These walls provide the central village (hoofd-negorij in Dutch)⁷⁾ with considerable protection against an enemy invasion, but where natural barriers are insufficient, walls built of loosely stacked large stones, which is more than a man's height and about four feet thick, reinforce the fort.

There is a story connected with this wall, about which I can say no more than that the Raja of Larentuka (eastern Flores) is told to have built it⁸⁾.

In the central village there are 28 large and spacious houses scattered irregularly. Behind the Raja's house are graves, of which only that of the grandfather of the present ruler attracts attention because of its striking size and the little masonry that the Endenese have added to it.

In the village there are about 25 coconut trees, a tamarind tree, and a few sea hibiscus trees (originally waroe).

Outside the central village, about 70 houses are scattered at considerable distances.

In the valleys at the foot of the mountain there are a few maize fields, while at a

7) "hoofd-negorij" refers to *paraingu* in Kampera.

8) Any other oral history of the Raja of Larentuka on Sumba is not available.

considerable distance from the village, a brother of the Raja lives and there are still a few large gardens.

Drinking water is drawn from springs, which requires descending and climbing.

The poor suitability of the soil for cultivation causes both the Raja and many of the people of Taimanu⁹⁾ to live on the beach.

The ruler is named Umbu Nggaba, of whom we have already mentioned under Taimanu.

Two of his brothers, Umbu Buku and Umbu Hina, live in Hamba Paraingu, the former within the central village, the latter outside it.

Umbu Buku, the Raja's representative, is very friendly with the inspector and is often seen in Kambaniru¹⁰⁾.

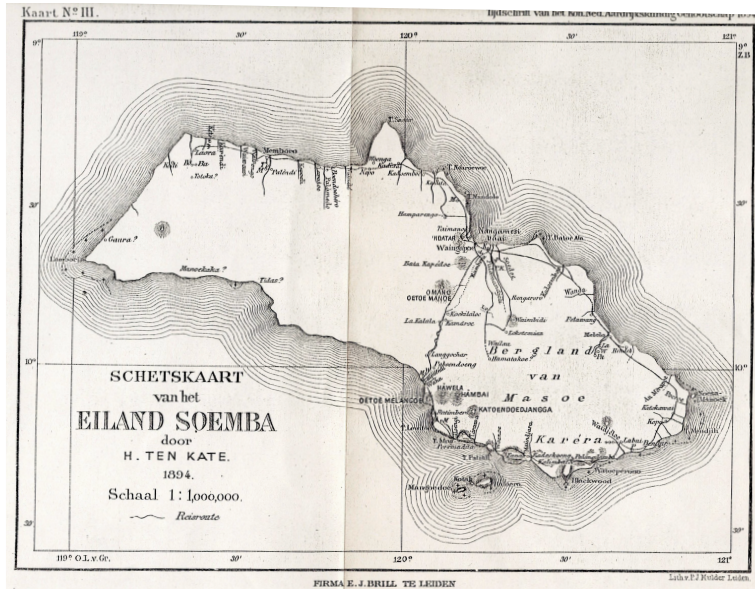
The number of houses belonging to the state (rijk in Dutch) of Hamba Paraingu can be estimated at approximately 100, and the distance from the central village to Kambaniru is 21-23 km (14 à 15 paal in Dutch) (Roos 1872: 98-99).

Roos's report provides valuable and vivid information on the fortification of Hamba Paraingu and the Sumbanese settlement pattern. Hamba Paraingu was located in an inaccessible location and protected by high stone walls. Its elevated site made it difficult for the inhabitants to fetch water and to get arable fields. These characteristics accord with those depicted in the volume *Forts and fortifications in Wallacea* (O'Connor, McWilliam and Brockwell (eds) 2020). The other important point is the relation between Hamba Paraingu and *kotaku*, that is, hamlet subsidiary to the *paraingu*. Taimanu located near the beach is one of the *kotaku* under the authority of the Raja of Hamba Paraingu, Umbu Nggaba. His younger brother, Umbu Hina lived in another *kotaku* outside the *paraingu*. It is thought that many houses outside it formed several *kotaku*. These settlements were clearly located in areas that offered a much better living environment than the *paraingu*. Taimanu, a hamlet near the mouth of the river, was an ideal place for trading, though it was vulnerable to attacks by the Endenese arriving by boat. When the risk of attack by the Endenese or Sumbanese enemies increased, it is believed that all the villagers of Hamba Paraingu gathered in the *paraingu*.

Kate, a Dutch physical anthropologist, visited Sumba during his expedition in the Timor

9) Taimanu is located in the eastern part of the Kanatang sub-regency and near the center of Waingapu city, the capital of East Sumba regency.

10) Kambaniru is the area in the east of Waingapu, the present capitol of the East Sumba regency. Roos used to live there.



Map 1. Sumba (Kate 1894)

area in the early 1890s. Though his main concern was to collect systematic data on human populations by taking anthropometrical measurements (Sysling 2019), he wrote a valuable ethnographic report on Sumba. His description of Hamba Paraingu as follows:

We left the camp at 7:45 and headed for Hamba Paraingu (originally Samparengo or Hamparengo). We followed the beach westward for an hour, when Sinto shot a gray heron, and then turned left at the Nangamisi, an insignificant little river, into the grassy hills along a very rough path that climbed steeply. The soil here consists of white limestone. Around half past nine we reached Hamba Paraingu, whose peculiar location on a plateau (approximately 335 m) on the edge of a couple of steep precipices reminded me somewhat of Constantine. Heavy, high walls of stacked stones, equipped with a bench and heavy gate doors, surround this village (originally kampong), which is partially reinforced by a second, inner wall. Hamba Paraingu has about 30 houses, most of which are large and all of the type shown in plate 5, fig. 11. However, the house of the raja, who happens to be absent (?)¹¹⁾, is an exception due to its extraordinary size and unusual building materials. It contains several compartments, while the outer walls consist partly of large pieces of buffalo hide. Seen from the inside, the frosted glass appears to have a reddish sheen. Despite the absence of the ruler of Hamba Paraingu,

11) Kate suspected the Raja went out on purpose to avoid seeing him.

we were allowed to view the interior of his palace (originally “paleis”), as far as this was possible in the twilight. Some women, wives and relatives of the raja and female slaves, welcomed us with respect. Here too, as in Taimanu, a number of copper gongs hung under the front gallery of the royal residence, including a couple of very large ones (Kate 1894: 554–555).

The following day, Kate and his assistants moved to Mondu (the present village of Mondu) in the northwestern of Hamba Paraingu. They visited two hamlets, La Mondu and Laonatang¹²⁾, on top hills. Contrast to Hamba Paraingu, the fields along the river of Kanatangu were fertile with maize, millet, cassava, breadfruit, papaya, banana, coconut trees, and sugar cane growing. Both villages, about 40–106 meters above sea level, are surrounded by dense opuntia (a genus of cactus) hedges, which also line the narrow paths leading to the villages. He reports that “La Mondu has about ten houses, Laonatang eight or nine. The dolmen-like gravestones are also similar to those seen elsewhere. Only in Laonatang is there also a huge tomb of a *maràmba* (nobleman), built of heavy stones, with round columns at the four corners. It is over 11.5 meters high and forms an elongated square” (Kate 1894: 556). These two hamlets were *kotaku* within the domain of Hamba Paraingu.

During my long-term research in East Sumba, Hamba Paraingu had been totally abandoned. Most of the villagers have their houses along the main road that runs east to west across the plateau. In 1988 I interviewed with an aged man, a member of the Karunggu Wacu clan, about what Hamba Paraingu used to be. In addition to its geographical location mentioned by Roos and Kate, it was heavily protected by a double stone wall. Moreover, cannons were positioned on either side of the main gate (*pindu bakulu*) facing north. There were twenty-six houses inside the *paraingu* which was constituted by eleven patrilineal clans (*kabihu*). The *maràmba* clan, Ana Maari, had five houses including Uma Ratu, the most sacred house in which important ceremonies were held. Ana Maari was supported by four commoner clans (*kabihu*), Karunggu Wacu, Ngeuru, Kombulu, and Palamidu, among which Karunggu Wacu was the most prominent. The highest religious leaders (*ratu*), whose presence was requisite for holding collective ceremonies were selected from Karunggu Wacu. It had seven houses, one of which was Uma Andungu (Skull Post House). The name reflected its association with the post (*andungu*) on which enemy skulls were placed. Also, in front of Uma Ngguki of Karunggu Wacu a stone altar (*katoda paraingu*) was placed to prevent ritually the entry of harmful forces to the *paraingu*. Roos (1872: 99) wrote, “In

12) Laonatang possibly refers to Prai Natang in the north of Mondu.

the central village there are 28 large and spacious houses scattered irregularly.” However, the houses of Ana Maari and the four prominent clans were located in the central part, while the houses of the other clans were located in the peripheral areas. From a Dutch perspective, which differs from the Sumbanese perspective, the ethnographic reports by the Dutch officer and anthropologist in the nineteenth century overlooked many points that are important for understanding the social and ritual significance of *paraingu*.

Following a campaign of pacification begun in 1906 in the interior of East Sumba, the Dutch colonial government established an effective administration in 1912. As the Dutch colonial rule became established in East Sumba, the number of fortified settlements declined. Heyden, a civil commissioner posted in the subdistrict of Central Sumba (de Onderafdeling Midden-Soemba in Dutch)¹³⁾, accurately described this change in a handover memorandum (Memorie van Overgave in Dutch) he compiled in 1915.

These settlements (originally kampongs), which have been a defining feature of Central Sumba for the past twenty or thirty years, a time when people lived in constant turmoil and could not be sure of their own safety, will all eventually disappear. Already, the inhabitants of these mountain settlements spend most of the year in the farmland (originally ladangs), where they erect temporary dwellings near rivers and springs, thus avoiding the inconvenience of having to climb up and down the steep ridges several times a day.

In addition to these mountain settlements, one finds hamlets (originally negorijen) built on the plains, which originally consisted of a few garden huts that were gradually replaced by permanent dwellings. These plots of farmland are sometimes located close to the settlements and at other times at great distances from them. It should also be noted that a large number of the settlements indicated on the sketch maps do not appear on the attached settlements lists, which can be explained by the fact that in the registration system introduced by the then civil commissioner (Civiel Gezaghebber in Dutch) Lieutenant Reynders in 1909, many smaller hamlets were administratively merged with the larger ones (Heyden 1915: 37).

In the above sentences, “mountain settlement” and “hamlet” refer to *paraingu* and *kotaku* respectively in Kampera. Also, “garden hut” corresponds to *uma la oka* (hut in farmland).

13) In the period of Heyden, the district of Central Sumba was constituted by Kampera, Lewa, Tabundungu, Kanatangu, Kapunduku, and Napu, which are included into the present East Sumba Regency, and Horu dan Lakoka, which are included into the present Central Sumba Regency.

In the 1930s, Dutch cultural anthropologist, C. Nooteboom, carried out an ethnographic research in East Sumba and wrote the first anthropological book in the region (Nooteboom 1940). It contains reliable data on the Sumbanese culture and society. Nooteboom provides similar description of changing settlement patterns as Heyden did:

These ancestral villages (*stam dorpen* in Dutch) are residential communities (*woongemeenschappen* in Dutch) located at hard-to-reach and easily defensible points on hilltops or in places surrounded by precipices. In earlier times, they were fortified by constructing ring walls several meters thick made of stacked coral stone and wide hedges of sharp-thorned cacti. They were not intended for permanent residence but served as the center of the community, which gathered there only on special occasions. For daily life, the *praingu* are usually very inconveniently located, far from the gardens and pastures and far from the water. In normal times, very few people live there. A few people, whose task is to guard the houses and the sanctuaries, return there every evening to spend the night. The others live in the garden houses and near the pastures. They come to the *praingu* only to make sacrifices. In the past, they came there in times of war, when an enemy ruler (*een vijandig vorst* in Dutch) was preparing to attack. Unlike the garden houses located in the valleys, which were very vulnerable, the *praingu* could be easily defended. Moreover, everyone gathered in the village, so that the attack could be repelled with maximum resistance. The *praingu* contained the graves of deceased villagers, and the sacred objects of the various *kabihu* belonging to the *praingu* were kept there, so that everything worth protecting was gathered in the ancestral village (Nooteboom 1940: 25).

Nooteboom identifies dual settlement system, that is, living at hamlets in the rainy season and gathering at *paraingu* for ceremonies held in dry season. This type of settlement pattern is the same as the findings during my anthropological research in Wunga.

5 Parai Wunga in Transition

Focusing on Parai Wunga, this section aims to clarify the relation between *paraingu* and other settlements and the significance of *paraingu* as a ceremonial center. The central village of Wunga (Parai Wunga) is located in a forest on a mountainside, hidden by trees; even if someone were to approach the base of the mountain, they would find it difficult to spot the houses. Being far from farmland and rivers, the location is entirely unsuitable as a

place to live, and life in the central village is fraught with great difficulties. To fetch water every day, the women of Wunga must walk more than an hour round-trip to the spring during the dry season. The village was once entirely surrounded by stone walls, but these walls have almost collapsed except both sides of the main gate (*pindu bākulu*). Ascending the path through the forest from the foot of the mountain, one comes to the gate. During my fieldwork from 1985 to 1988, there existed thirteen ancestral houses (*uma marapu*) in Parai Wunga. In front of each house were ancestral graves; in particular, the graves of the nobility (*maramba*) were megalithic ones which are peculiar to Sumba. Near the center of the village was a ceremonial site named *katoda paraingu*, where purification rituals were performed with the aim of purifying not only the central village but the entire domain. Within the village, there used to be a livestock enclosure made of stone walls, but the walls are now quite damaged.

At first glance, Parai Wunga appeared to be a haphazard cluster of thirteen houses. However, actually, the houses in the village were built along an east-west axis that intersects at right angles with the north-south axis running up and down the south-facing slope of the mountain. The entire village is divided into three sections, eastern, central, and western, which are respectively called *kiku* (tail), *padua*, (center), and *kambata* (fragment). *Kiku* and *kambata* are terms commonly used to describe the spatial division of villages, with *kiku* referring to the “downstream end” and *kambata* to the “upstream end.” Relationship of inferiority and superiority has been noted in the *kiku/kambata* opposition (Forth 1981: 53–54). This duality applies to the central village of Wunga. In the *kambata* section, there were three houses belonging to the noble clan Tula Paraingu and one house belonging to the commoner clan Wai Moru. In the *padua* section, there were two houses belonging to the commoner clans. The four houses in *kambata* and the two houses in *padua* faced east. In *kiku*, there were a house belonging to the noble clan Ana Maaaru¹⁴⁾, four houses belonging to commoner clans, and Uma Ratu (House of Priest)¹⁵⁾ which served as the ritual center of the whole village. The seven ancestral houses located in *kiku* faced west.

In 1986, I had the opportunity to research the ritual procedures of the Great Festival (*mangajingu bākulu*)¹⁶⁾ whose main purpose was to pray for agricultural fertility to the

14) Ana Maaru in the Haharu dialect refers to Ana Maari in the Kanatangu.

15) The term *ratu* is an important but complex concept for understanding Sumbanese rituals. It is stated that the *ratu* are the highest ritual authorities and contrast markedly with the noble rulers (*maramba*) who possess temporal power (Forth 1981: 236–237).

16) Every year, usually from October to November, just before the planting season, a ceremony of *manganjingu* (offering) should be held in a less grand scale according to the custom and tradition (*horu*) of Parai Wunga.

Table 1. Ancestral Houses in Parai Wunga

	Section	Name of Uma (House)	kabihu (clan)
1	kambata	Uma Tula Paraingu (House of Tula Paraingu)	Tula Paraingu
2		Uma Bakulu (Great House)	Tula Paraingu
3		Uma Mananga (House of River-mouth)	Tula Paraingu
4		Uma Wai Moru (House of Wai Moru)	Wai Moru
5	padua	Uma Dai Kambata (House of Kambata Protection)	Haru Kondu
6		Uma Rua (House of Rua)	Rua
7	kiku	Uma Pahoka (House of Pahoka)	Pahoka
8		Uma Haru Kondu Mau Mahu (House of Haru Kondu Shadow of Salt)	Haru Kondu
9		Uma Makatempa (House of Collection)	Ana Maaru
10		Uma Rumbu Wulangu (House of Rumbu Wulangu)	Rumbu Wulangu
11		Uma Bohu (House of Bohu)	Bohu
12		Uma Matolangu (House of Matolangu)	Matolangu
13		Uma Ratu (House of Ratu)	Ratu
	Houses that did not exist in 1985		
14		Uma Wai Moru Wacu Patonggulu (House of Wai Moru Piled Stones)	Wai Moru
15		Uma Wai Jelu (House of Wai Jelu)	Wai Jelu
16		Uma Makata Jiangu Jangga (High House of Makata Jiangu)	Makata Jiangu
17		Uma Makata Jiangu Wawa (Low House of Makata Jiangu)	Makata Jiangu
18		Uma Pahoka Majangga (High House of Pahoka)	Pahoka
19		Uma Ana Lingu (House of Ana Lingu)	Ana Lingu
20		Uma Wacu Patonggulu (House of Wacu Patonggulu)	Wacu Patonggulu

marapu (deified ancestors) of each House (*uma*) in Parai Wunga. Customs prescribed that the Festival be performed once every four years. In the performance of the Great Festival, it showed ritual functions and characteristics of each house. There existed two clans that had noble members (*maramba*), Tula Paraingu and Ana Maaru. The head of Tula Paraingu was called the Chief of Wunga (*maramba wunga*; Raja Wunga in Indonesian), and he played a leading part in the enactment of the Festival. Uma Tula Paraingu, one of its three houses, served as a meeting place for the village elders to discuss ritual procedures. Another house, Uma Mananga (The House of River-mouth) was concerned with the rites to pray for sufficient rainfall in the coming rainy season at the Altar of River-mouth (*katoda mananga*), in which a group of ritual functionaries visited during the Festival. The other noble clan, Ana Maaru, had only one house, Uma Makatempa (the House of Collection) which ranked second only to the Uma Ratu (House of Priest) in the ceremonial hierarchy. The Uma Makatempa served as the place for arranging the offerings and for performing the divination that preceded the ritual at the Uma Ratu. The “walking *ratu*” (*ratu halaku*), usually called just a *ratu*, was chosen from commoners of the clan Ana Maaru. Among the ritual functionaries in Parai Wunga, this *ratu* played the leading and most active part during the performance of the Festival. He must preside over all the ritual procedures within and beyond the central village and had the privileged task of singing special ritual songs (*tanggu lodu*). His function contrasted with that of the “sitting *ratu*” (*ratu mandidingu*) chosen from Uma Pahoka of a commoner clan Pahoka, who must remain in the Uma Makatempa to guard it while the rites were enacted. Along with the two *ratu*, other ritual functionaries were necessary for the enactment of the Festival. When the villagers left the *paraingu* for ritual purposes, a man titled *wai hanata wuta lolu nggenggu* (wipe out dewdrops and spider’s threads) should always walk at the head of the procession. He was from Uma Makata Jiangu of a commoner



Plate 1. The Renovation of Uma Ratu in 1986

clan Makata Jiangu¹⁷⁾. In the actual ritual procedures concerned with the renovation of Uma Ratu, two functionaries titled *heriku* (sweeper) played leading parts. One is chosen from Uma Rumbu Wulangu and the other from Uma Wai Moru. They were told to have special powers to “cool down” the “hot and dangerous” (*mbana*) conditions to enact the Festival successfully.

On October 24, the first invocations (*hamayangu*) were made at Uma Dai Kambata (House of Kambata Protection), one of the thirteen houses in Parai Wunga. Then, the villagers conducted invocations at each ancestral house and sacred place located outside the *paraingu*, one after the other. The climax of the Great Festival was the rites at the Uma Ratu, which had grander ritual procedures and a larger scale than the other houses. Following the custom, the Uma Wai Moru conducted the final invocations on November 29, bringing the Great Festival to a close.

During the rainy season, when people were busy with farm work, most villagers of the central village lived in the outlying *kotaku* (hamlets) belonging to the central village or in *uma la oka* (huts in farmland), leaving only a few aged people behind to look after the ancestral houses. However, in the dry season it was time for ceremonies held in the *paraingu*, villagers gathered to live there for a while. This dual pattern of settlement had continued since the colonial times, as Nooteboom described (Nooteboom 1940: 25).

In 1990, the Great Festival was carried out on a much smaller scale than in 1986 (Tangara Wulang, 1991). Not only did the number of participants decrease significantly, but the renovation of Uma Ratu was not conducted according to the ritual specialists’ prescriptions in 1986. On July 28, 2010, seven houses burned down, leaving five in the *kiku* section. Even before the fire, the Uma Ratu had already collapsed, leaving only a few posts standing. The last time I visited Parai Wunga in August, 2024, only three houses, Uma Tula Paraingu¹⁸⁾, Uma Dai Kambata, and Uma Haru Kondu Mau Mahu, remained, all of which were seriously damaged. Because most families lived permanently at dwellings near cultivated fields and only a few aged lived in Parai Wunga, the ancestral houses were very easily damaged.

In the official villages (*desa*) of Wunga and Kadahang, which were formerly part of Parai Wung, 48.7 percent of the population identified as Christian in 2023 (Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur 2024: 53). Protestant Church teachings prohibit congregants from participating in *marapu* rituals. Some criticized the festival, calling it old-fashioned and

17) According to the aged informant, two houses of the clan Makata Jiangu in Parai Wunga were abandoned in the 1940s. The *marapu* possessions (*tanggu marapu*) of the two houses were stored inside the peaks of the Uma Dai Kambata and Uma Haru Kondu Mau Mahu respectively.

18) The Uma Tula Paraingu were rebuilt with government assistance.

uneconomical. In addition to Christian villagers, most *marapu* followers have been reluctant to contribute sacrificial animals and rice to the festival in Parai Wunga because of their less favorable economy, though they sometimes organize or attend invocations (*hamayangu*) at funerals and small rites to cure the sick. The unsuitability of Parai Wunga as a place for living and economic activities, combined with religious change, has led to its abandonment.

6 Conclusion

From a perspective of historical anthropology, this paper examines the historical transformation of settlement patterns in East Sumba, integrating Dutch colonial sources and ethnographic findings. The analysis demonstrates that Sumbanese settlements were historically dynamic and shaped by the interplay of ecological conditions, intergroup conflicts, colonial forces, and indigenous rituals.

In the earliest phase of the Sumbanese history, archaeological evidence indicates that settlements were located in ecologically favorable environments such as river mouths and coastal areas, where subsistence and trade activities were possible. However, as the population increased and conflicts intensified, local rulers began constructing fortified settlements on hilltops. Current findings of archaeological research cannot determine the exact time of this change. These fortified settlements prioritized defense over daily convenience.

Examining fortification throughout the islands of Wallacea (O'Connor, McWilliam and Brockwell (eds) 2020) supports the view that these defensive settlements were fundamentally shaped by sociohistorical factors, particularly terrible internal conflicts over farmland and livestock. Since the sixteenth century, the arrival of European powers had intensified violence from external forces, especially, slave raids throughout the islands.

A key finding of this study of East Sumba is the emergence of dual settlement system under these conditions. Fortified settlements served as centers for political and ritual activities, while the everyday lives of villagers were sustained in dispersed hamlets (*kotaku*) and garden huts (*uma la oka*) located in more favorable environments. A Dutch colonial report by Roos (1872) vividly portrays this settlement pattern from the late nineteenth century. However, signs of change appeared in the pattern in the early twentieth century when Dutch pacification reduced the need for fortified settlements. As ethnographic accounts by Nooteboom (1940) note, villagers increasingly built permanent dwellings near farmland.

The case of Parai Wunga illustrates this transformation most clearly. Parai Wunga

was once a fortified and ritually central village. It gradually lost its residential function, retaining only its ceremonial significance. However, recent changes, including conversions to Christianity, have led to a decline in ritual participation and the progressive abandonment of Parai Wunga as a ritual center.

The historical trajectory of settlement patterns in East Sumba reveals a shift from ecologically adaptive habitation to defensive fortification and back again to ecologically and economically adapted settlements. This transformation highlights the importance of viewing settlements as historically contingent systems shaped by broader socio-cultural and political factors, including internal conflicts, external trade, slave raids, and indigenous ritual practices, rather than as fixed spatial units.

References

- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur, 2024, *Kecamatan Haharu dalam Angka 2024*, Waingapu: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur.
- Bellwood, P., 2017, *First islanders: Prehistory and Human Migration in Island Southeast Asia*, Hoboken: Wiley-Blackwell.
- , 2022, *The Five Million Year Odyssey: The Human Journey from Ape to Agriculture*, Princeton: Princeton University Press.
- Forth, G. L., 1981, *Rindi: An Ethnographic Study of a Traditional Domain in Eastern Sumba*, The Hague: Martinus Nijhoff.
- Fox, J. J., 1977, *Harvest of the Palm: Ecological Change in Eastern Indonesia*, Cambridge: Harvard University Press.
- Gasser, E., 2014, Subgrouping in Nusa Tenggara: The case of Bima-Sumba, in Connor-Linton, J. and L. W. Amoroso (eds.), *Measured Language: Quantitative Studies of Acquisition, Assessment, and Variation*, Washington, DC: Georgetown University Press.
- Handini, R. et al., 2018, Situs Lambanapu: Diaspora Austronesia di Sumba Timur, *AMERTA: Jurnal Penelitian dan Pengembangan Arkeologi* 36-2: 67-80.
- Handini, R. et al., 2023, New Evidence on the Early Human Occupation in Sumba Islands, *L'Anthropologie* 127: 1-13.
- Heston, T. M., 2023, Fataluku (Timor-Leste, Island Southeast Asia)—Language Contexts, *Language Documentation and Description* 23-1: 1-17. DOI: <https://doi.org/10.25894/ldd.327>
- Heyden, A. J. van der, 1915, *Memorie van Overgave van de onderafdeling Midden-Soemba*. Retrieved from <https://www.nationaalarchief.nl/onderzoeken/archief/2.10.39/invnr/621~IV.~D.~92.~1305?searchTerm=Heyden&searchField=all&viewer=false>
- Hoskins, J., 1993, *The Play of Time: Kodi Perspectives on Calendars, History, and Exchange*, Berkeley: University of California Press.
- Kapita, Oe. H., 1976a, *Masyarakat Sumba dan Adat Istiadatnya*, Waingapu: Panitia Penerbit Naskah-naskah Kebudayaan Daerah Sumba Dewan Penata Layanan Gereja Kristen Sumba.
- , 1976b, *Sumba di dalam Jangkauan Jaman*, Waingapu: Panitia Penerbit Naskah-naskah Kebudayaan Daerah Sumba Dewan Penata Layanan Gereja Kristen Sumba.
- Kate, H. F. C. ten, 1894, Verslag eener reis in de Timorgroep en Polynesië, *Tijdschrift van het Koninklijk*

- Nederlandsch Aardrijkskundig Genootschap* 11: 195-246, 333-390, 541-638, 659-700, 765-823.
- Koike, M., 2024, Introduction to the Ethnohistory of Sumba, Eastern Indonesia: Oral Traditions and Anthropological Findings (in Japanese), *Journal of Humanities Research St. Andrew's University*, 20: 45-79.
- Koike M. and Y. Morita (eds), 2025, *Indonesian Seminar: Development and Indigenous Knowledge in Local Societies of East Nusa Tenggara*, RISAU Research Series No. 3, Izumi: Research Institute of St. Andrew's University.
- Lansing, J. S. et al., 2007, Coevolution of Languages and Genes on the Island of Sumba, Eastern Indonesia, *PNAS* 104-41: 16022-16026.
- Leupe, P. A., 1879, Het Eiland Soemba in 1759, *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië*, 1879, 27-2 (4-3): 224-231.
- McWilliam, A., 2020, Social Drivers of Fortified Settlements in Timor-Leste, in O'Connor, S., A. McWilliam and S. Brockwell (eds), 2020, *Forts and Fortification in Wallacea: Archaeological and Ethnohistoric Investigations*, Acton: ANU Press.
- Needham, R., 1983, *Sumba and the Slave Trade* (Working Paper No. 31), Melbourne: Monash University.
- Nooteboom, C., 1940, *Oost-Soemba, een Volkenkundige Studie*, 's-Gravenhage: Martinus Nijhoff.
- O'Connor, S., A. McWilliam and S. Brockwell (eds), 2020, *Forts and Fortification in Wallacea: Archaeological and Ethnohistoric Investigations*, Acton: ANU Press.
- O'Connor, S., A. McWilliam and S. Brockwell, 2020, Forts and Fortifications in Wallacea, in O'Connor, S., A. McWilliam and S. Brockwell (eds), 2020, *Forts and Fortification in Wallacea: Archaeological and Ethnohistoric Investigations*, Acton: ANU Press.
- O'Connor, S. et al., 2020a, The Fortified Settlement of Macapainara, Lautem District, Timor-Leste, in O'Connor, S., A. McWilliam and S. Brockwell (eds), 2020, *Forts and Fortification in Wallacea: Archaeological and Ethnohistoric Investigations*, Acton: ANU Press.
- O'Connor, S. et al., 2020b, Surveys of Fortified Sites in Southern Wallacea, in O'Connor, S., A. McWilliam and S. Brockwell (eds), 2020, *Forts and Fortification in Wallacea: Archaeological and Ethnohistoric Investigations*, Acton: ANU Press.
- Onvlee, L., 1984, *Kamberaas (Oost-Soembaas)-Nederlands Woordenboek*, Dordrecht: Foris Publications Holland.
- Roo van Alderwerelt, J. de, 1906, Historische aantekeningen over Soemba, *Tijdschrift voor Indische Taal-, Land- en Volkenkunde* 48: 185-316.
- Roos, S., 1872, Bijdragen tot de kennis van taal, land en volk op het eiland Soemba, *Verhandelingen van het Bataviaasch Genootschap van Kunsten en Wetenschappen* 36: 1-125.
- Schapper, A., 2020, Historical and Linguistic Perspectives on Fortified Settlements in Southeastern Wallacea: Far Eastern Timor in the Context of Southern Maluku, in O'Connor, S., A. McWilliam and S. Brockwell (eds), 2020, *Forts and Fortification in Wallacea: Archaeological and Ethnohistoric Investigations*, Acton: ANU Press.
- Sysling, F., 2019, The Human Wallace Line: Racial Science and Political Afterlife, *Medical History* 63-3: 314-329.
- Tangara Wulang, 1991, Personal Communication.

(Accepted on 31 March, 2026)

(共同研究：実験経済学に関する研究・教育基盤の形成)

Economic Experiments for Active Learning in Higher Education

YOSHIDA Keiko^{*}

Abstract

This study provides an overview of the situation surrounding economics education in Japan and examines how participation in economic experiments affects students' motivation to learn. Economic education began in earnest after the Meiji Restoration, evolved through two world wars, and is now taught in new universities. Economics departments within humanities faculties admit large number of students and contribute talent to society. Coupled with the mandatory financial education in high schools, economics education is expected to become increasingly important. This study considers participation in two types of economic experiments as active learning. The first involved third- and fourth-year students participating as assistants in economic experiments. These students felt they had gained a deeper understanding of what they had learned; however, they also expressed a desire to have had such experiences in their first or second year. The second involved first-year students participating as subjects in economic experiments. Many students showed interest in the experiments and expressed a desire to learn more. These results indicate the importance of providing the experience of economic experiment in the first or second year. Notably, students learning on their own and conducting experiments based on that knowledge represent great learning opportunities. Furthermore, even when students participate as subjects or assistants, such experiences can be a good starting point for learning economics.

^{*} Momoyama Gakuin University, Faculty of Economics.
1-1 Manabino, Izumi-shi, Osaka-fu 594-1152 Japan.
Email addresses: kyoshida@andrew.ac.jp

Keywords : Economic Experiments, Active Learning, Higher Education, Economics Education

1. Introduction

Why do we study economics? According to Mankiw (2011), there are three reasons. First, economics helps us understand the world we live in. For example, economic knowledge can help explain why some years are more difficult to find a job than others. Second, economic knowledge plays a crucial role in decision-making. By studying economics, we can make better decisions. Third, it allows us to better understand the possibilities and limitations of economic policy. For these reasons, those who study economics and apply that knowledge are likely to lead better lives than before.

In a society with declining birth rates and advancing AI, the importance of economic education is expected to grow even further. The purpose of this study is to provide an overview of economic education in Japan and to examine the introduction of economic experiments into university economics courses. To provide an overview of the current state of economic education in Japan, we will first outline the characteristics of higher education in Japan and introduce the current situation surrounding economic education.

The structure of this paper is as follows: Chapter 2 introduces Japanese higher education from the modern era to the present, and Chapter 3 discusses the current state of economics education in Japan. Chapter 4 presents two examples of applying economic experiments as active learning. Chapter 5 summarizes the conclusions.

2. Modern History of Higher Education in Japan

According to Banno (2019), various Western learning disciplines were introduced from the end of the Edo period to the Meiji Restoration, and economics education began as one of them. The education provided was classical economics, intended to teach the laws governing the production and sale of goods in society, or to acquire the Western mode of thinking known as “science.” He revealed that during the first few decades of the Meiji era, political economy was taught as part of general education in elementary schools, junior high schools, and university preparatory courses, using textbooks translated into English or Japanese. Furthermore, he concluded that through this education, children and students were able to understand Western-style thinking, that is, science.

Following the two major world wars, the School Education Law was enacted in 1947, integrating various higher education institutions into a single “university” under a 6-3-3-4 school system, laying the foundation for the current education system.

Figure 1 shows the trend in the number of universities and junior colleges from 1950 to

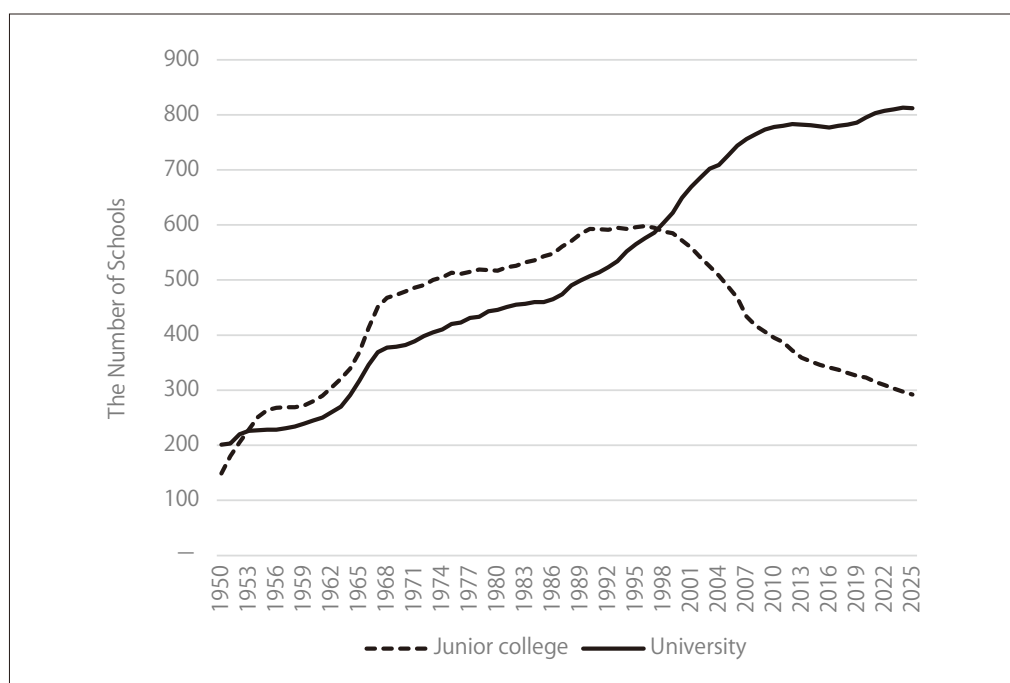


Figure 1. The Trend in the Number of Universities and Junior Colleges.

Source: Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Education, School Basic Survey
(Tokyo: Author, 2025)

2025. From 1953 to 1997, the number of junior colleges exceeded that of universities, but from 1998 onwards, the number of universities surpassed that of junior colleges, and junior colleges have been steadily declining. As of 2025, Japan has 812 universities and 292 junior colleges, and it is common for high school students to attend university. Figure 2 shows the trends in university and junior college enrollment rates by gender in Japan. According to this figure, the university enrollment rate for men has consistently been higher than the junior college enrollment rate for men. However, while the junior college enrollment rate for women was higher than the university enrollment rate until 1996, the university enrollment rate for women has increased rapidly since 1996.

Junior colleges have played a significant role in promoting higher education for women and providing practical vocational training. This decline is likely due to the increasing number of female students attending universities in recent years, leading fewer students to choose junior colleges. During this period, the Equal Employment Opportunity Law was enacted in 1985, making equal treatment between men and women in recruitment, hiring, and placement a “duty to make efforts” for employers. However, the 1997 amendment prohibited discrimination based on gender, and in 2006, discrimination based on gender was

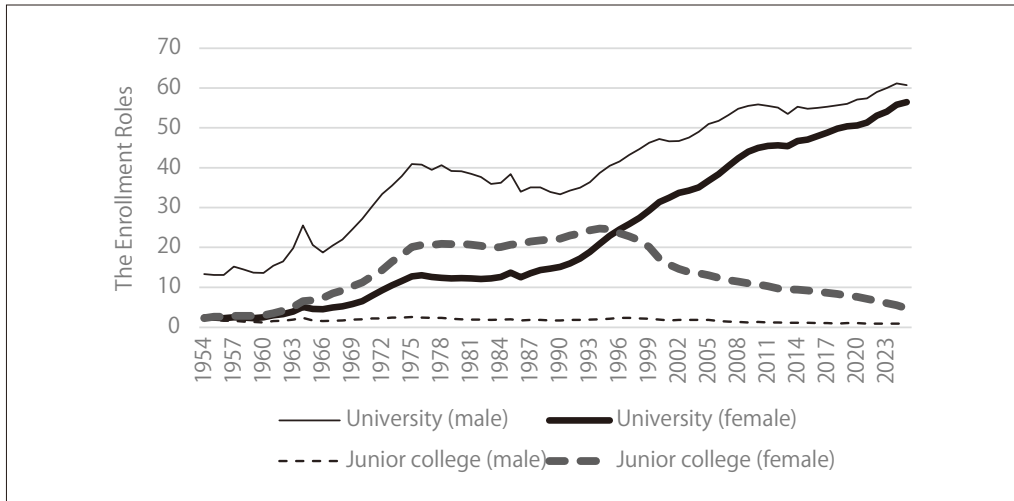


Figure 2. The Trend in University and Junior College Enrollment Rates by Gender.

Source: Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Education, School Basic Survey
(Tokyo: Author, 2025)

further prohibited for both men and women. We cannot deny that these societal changes have promoted higher education for women. In 2025, the university enrollment rate for men is 60.7%, and for women, 56.5%. In universities, where more than half of students enroll, what percentage major in economics? Chapter 3 will answer the question.

3. The current state of economics education

The previous chapters provided an overview of the history of higher education in Japan. This chapter will introduce the current state of economics education. Table 1 shows the faculties that offer economics as a major and the number of students studying in them. In Japan, the names of faculties that offer economics vary, and by 2025, there will be 165 faculties offering economics as a major. The vast majority of these are called “Faculty of Economics,” with 132 such faculties existing in Japan. The number of students studying in “Faculty of Economics” is 202,473, and the total number of students in all faculties offering economics as a major is 244,596, indicating that approximately 10% of all students major in economics. Therefore, economics departments occupy a significant position in Japanese higher education, particularly in the humanities.

Japanese economics departments, especially those in private universities, face unique challenges in education. Yamaoka et al. (2010) address the challenges of mathematics in economics education. Because mathematics is frequently used in economics, economics

Table 1. Undergraduate Students Who Major in Economics in Japan (2025)

Faculty (department)	Number of faculty	Number of students	% of students
Economics	132	202,473	7.65
Political science and economics	7	17,378	0.66
Commerce and economics	1	3,543	0.13
International politics, economics, and communication	2	2,516	0.10
Economics and informatics	3	1,711	0.06
International economics	1	408	0.02
Management and economics	4	3,909	0.15
Economic sciences	2	2,503	0.09
Economics and business management	12	9,448	0.36
Economics and management	1	707	0.03
Subtotal		244,596	9.24
Total number of undergraduate students		2,645,837	

The percentage of students in each faculty and department is computed to the subtotal number of students in 4-year universities, respectively. Source: Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Education, School Basic Survey (Tokyo: Author, 2025)

majors need a certain level of mathematical aptitude. However, not all students are proficient in mathematics, and some have limited mathematical knowledge and understanding. The limitation is particularly due to the admission selection policies of private universities. In entrance examinations for economics departments, mathematics is usually an elective, so some students choose it, while others do not. Students with a low level of mathematical understanding tend to have relatively low motivation to study economics; therefore, active learning that stimulates their interest is necessary.

Next, we will discuss a significant change in economics education: the mandatory inclusion of financial education in high schools. In April 2022, Japan lowered the legal age of adulthood from 20 to 18. The revised Course of Study for high schools came into effect in April 2022, incorporating more content related to economics and finance into school subjects. The objectives of compulsory financial education are to equip young people with sound financial judgment in a society where they independently enter into financial contracts, to enable students to learn basic financial and economic concepts systematically within school education, and to prevent financial troubles and support better life planning. While political economy has always been an elective subject for high school students, the number of students choosing it has been small because many universities do not include political economy exams in their entrance exams. Mandatory financial education is expected to encourage high school students to pursue economics studies and enhance the value of

economics departments in Japanese higher education.

This chapter has described the general situation of economics departments in Japan, their unique challenges, and recent changes. The next chapter will discuss the potential of active learning in economics education.

4. Using Economic Experiments for Active Learning

In economics education, motivating students to learn is extremely important. Kaplan & Balkenborg (2010) argue that experiments in economics classes are an excellent way to increase student interest. Therefore, this chapter will introduce two experiments as examples of active learning. Both experiments involved asking participants to repeatedly perform a task, observing the amount of work they completed, and studying people's work motivation by considering the task as labor. We conducted both experiments in Japanese. The participants in the experiment were students of the economics department from a private university in Osaka Prefecture.

The first example involves third- and fourth-year students assisting with economic experiments. We conducted the experiments reported by Yoshida, Nishizaki, and Yoneda (2026). In this experiment, participants were randomly divided into two groups and tasked with solving a 40-piece white jigsaw puzzle. Five students served as assistants, supporting the experiment's implementation and data collection. The students acted as assistants, guiding subjects, explaining the procedures, and supervising the experiment. After each experiment, the students were interviewed and asked how the economic experiment had affected them.

Interview surveys suggest that economic experiments improved students' understanding and motivation. One student commented, "This is an experience unique to university students. I wish I had experienced this sooner." Experiencing economic experiments early on is important for increasing students' interest and motivation. Therefore, in the second experiment, we will focus on first-year students' participation in the economics experiment.

The second example involves first-year university students participating as subjects in economic experiments. These students were all enrolled in the same first-year seminar, and the experiment was conducted as mock training. Seventeen students participated as subjects in the experiment, solving simple calculation problems as the experimental task until they wanted to give up. Before the experiment, the students attended lectures on behavioral economics, learned about prospect theory, and participated in group work.

Figure 3 shows the results of text mining analysis of students' impressions of the



Figure 3. Results of text mining analysis

Analysis using UserLocal AI text mining (<https://textmining.userlocal.jp/>)

experiment. The students' impressions of the experiment were generally positive, such as "I liked it (好きだ)" and "I could solve it (解ける)." Some students linked their impressions to the behavioral economics knowledge they had learned, such as "system." On the other hand, a small number of students had impressions such as "difficult (難しい)," "scary (怖い)," and "anxiety (不安感)." One student who answered "scary" said, "I don't usually do calculations, but I thought it was amazing that you could understand people through them. At the same time, I thought it was scary that people could understand me by observing my actions in casual situations." They also asserted, "I found it interesting that everyone had different results even though it was the same experiment," indicating their interest in the experiment itself. Many students' comments were positive. On the other hand, a few students were not interested in the experiment and could not find a relationship between the lecture material and the economic experiment. Therefore, when introducing economic experiments as active learning, students need to learn the significance and purpose of the experiment after participating as subjects, and it is necessary to emphasize the link with lecture content.

5. Conclusion

This study examined how students' experiences with economic experiments contribute to their learning of economics through interview-based research. The results revealed that students who participated in economic experiments as assistants perceived that they gained a more practical understanding of economic experiments than through classroom-based

learning alone. Many students who participated as subjects reported a sense of fulfillment from taking part in the experiment, while approximately half developed an interest in its purpose and content. These findings suggest that participation in economic experiments may enhance students' learning motivation even when they are not actively involved in the experiment itself.

As future research, we propose dividing students into two groups—those who participate in experiments and those who do not—and comparing their subsequent learning outcomes, as well as conducting more in-depth interview studies.

Acknowledgments

I would like to thank the participants of the 24th Annual Hawaii International Conference on Education for their useful discussions. This paper is part of the research results of the Research Institute of Momoyama Gakuin University's Joint Research Project (2022-2024) "Formation of a Research and Educational Foundation for Experimental Economics" (22 共 286) .

References

- Banno, T. (2019). Teaching Political Economy during the First Decades of Modern Japan. *The Annals of human and social sciences*, Faculty of Economics, Shiga University, 26, 67-88. (坂野鉄也. (2019). 近代日本における経済学教育事始め. *滋賀大学経済学部研究年報*, 26, 67-88.)
- Meaningful work, happiness at work, and turnover intentions. *International journal of environmental research and public health*, 20(4), 3565.
- Kaplan, T. R., & Balkenborg, D. (2010). Using economic classroom experiments. *International Review of Economics Education*, 9(2), 99-106.
- Mankiw, N. G. (2011). *Principles of Economics Sixth Edition*. Cengage Learning. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology-Japan (MEXT), School Basic Survey, each year edition.
- Yamaoka, M., Asano, T. & Abe S. (2010). Economic education for undergraduate students in Japan: The status quo and its problem. *Journal of Asia-Pacific Studies*, No. 14, 5-22.
- Yoshida, K, Nishizaki, K, & Yoneda, H. (2026). Meaning and labor supply: The case of the white jigsaw puzzle. Mimeo.

(Accepted on 31 March, 2026)

〔共同研究：新指導要領とデータサイエンスに対応する大学教育の理論と実践〕

スチューデント・サクセスを基盤としたアカデミック・アドバイジング体制に関する研究

——概念整理と米国大学の事例分析を中心に——¹⁾

高 良 要 多
藤 間 真

概 要

本稿では、高等教育で近年注目を集めているアカデミック・アドバイジングについて、上位概念であるスチューデント・サクセスとの関係を含めて概念の整理を行った上で、先行しているアメリカの事例を分析した。さらに、日本への導入にあたっての問題点について、トロウの三段階説の観点から分析を加えた。

1. はじめに

1.1 アカデミック・アドバイジングの重要性と課題

日本の高等教育において、アカデミック・アドバイジングの重要性は近年ますます高まっている。2025年2月、中央教育審議会は「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」を取りまとめ、その中で具体的方策として、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築の促進を掲げ、アカデミック・アドバイジング等の学修支援体制の整備を提言した（2025）。また、令和7年度私立大学等改革総合支援事業においても設問および配点見直しが行われ、タイプ1（「Society 5.0」の実現等に向けた特色ある教育の展開）にアカデミック・アドバイジング体制の整備が新たに評価項目として加えられた。しかしながら、日本の高等教育においてアカデミック・アドバイジングは履修指導や学生相談などの形で個別または担当部署によって実施されてきたものの、制度として十分に体系化されていない。そのため、アカデミック・アドバイジングの目的や機能についても必ずしも共通理解が形成されているとは言えない状況にある。こうした状況を踏まえ、アカデミック・アドバイジングを再定義し、体系化することが急務となっている。

1) 本稿は、桃山学院大学総合研究所共同研究プロジェクト（2023-2025）「新指導要領とデータサイエンスに対応する大学教育の理論と実践」（23 共 293）の研究成果の一部である。

本稿は、4.1 節以外は高良が初稿を書き、4.1 節については藤間が初稿を書き、両者が互いに加筆する形で執筆した。

キーワード：アカデミック・アドバイジング、スチューデント・サクセス

1.2 アカデミック・アドバイジングとスチューデント・サクセス

一般に、アカデミック・アドバイジングの目的は、スチューデント・サクセスを促進・支援することにあるとされる（清水，2024）。スチューデント・サクセスという概念は、学生の大学における様々な成功体験という概括的な理解はできるものの、明確な定義，すなわちスチューデント・サクセスの構成要素，測定基準，検証方法等については十分に体系化されているとは言い難い。スチューデント・サクセスに関連する概念としては、ディプロマ・ポリシーを挙げることができる。ディプロマ・ポリシーとは、各大学や学部・学科の教育理念に基づき、学修成果の到達目標を示すとともに、どのような人材に学位を授与するかを示す方針である。また、社会人基礎力やコンピテンシーなどの概念も、学生の成長や到達目標を示す点においてスチューデント・サクセスと近接した概念である。しかしながら、これらの目標を体系的に整理し、学生がそれらを達成できるよう戦略的かつ包括的に支援する組織体制を構築することについては、日本の多くの大学において課題が残されていると言わざるを得ない。

1.3 研究目的

一方で、米国の大学ではスチューデント・サクセスのフレームワークを作成し、その定義や構成要素を明確化した上で、学生支援の目的や役割を構造化する取り組みが進められている。また、専攻（メジャー）の選択や卒業要件や進捗状況の確認等を主目的とする従来のアカデミック・アドバイジングとは別に、スチューデント・サクセスに特化した支援機能を担う組織を設置している大学も見られる。しかしながら、日本の高等教育においては、アカデミック・アドバイジングおよびスチューデント・サクセスの概念について体系的に整理された研究は必ずしも多くなく、それらを基盤とした学生支援体制の構築についても十分な検討がなされておらず、検討の余地が残されている状況にある。そこで本稿では、まずアカデミック・アドバイジングおよびスチューデント・サクセスの概念について先行研究をもとに整理する。次に、米国の事例として、Oklahoma State University（以下「オクラホマ州立大学」）、University of Utah（以下「ユタ大学」）を取り上げ、スチューデント・サクセスのフレームワーク、組織構造、および具体的な支援サービスについて分析する。さらに、これらの事例から得られた知見を踏まえ、日本の大学の文脈においてどのように捉えることができるかを考察する。

2. 概念整理

2.1 アカデミック・アドバイジングの定義

アカデミック・アドバイジングは、学生の学修や大学生活を支援する教育的活動として、高等教育において重要な役割を担っている。アカデミック・アドバイジングに関わる専門職や教員が参画する国際的な団体である NACADA: The Global Community for Academic

Advising（以下「NACADA」）は、アカデミック・アドバイジングを次のように定義している。

Academic advising, based in the teaching and learning mission of higher education, is a series of intentional interactions with a curriculum, a pedagogy, and a set of student learning outcomes (NACADA, 2006).

すなわち、アカデミック・アドバイジングとは、カリキュラム²⁾、教育方法、学修成果と結びついた意図的な相互作用のプロセスであり、学生の学習や成長を支援する教育的活動として位置づけられる（2006）。この定義は、アカデミック・アドバイジングを単なる履修相談や事務的な支援ではなく、学生個々の成長を促す教育的プロセスとして捉える点に特徴がある。また、NACADAによれば、アカデミック・アドバイジングの対象領域には、教育機関の教育課程の意義・価値・相互関係、思考モデル・学習モデル・意思決定モデル、教育プログラムやコースの選択、人生やキャリア目標の形成、キャンパスおよびコミュニティの資源の活用、大学の制度・規程・手続きの理解、スキルや知識の移転可能性などが含まれるとされている（2006）。

日本においても、アカデミック・アドバイジングの概念整理が試みられている。例えば清水は、日本アカデミック・アドバイジング協会（以下「JAAA」）のウェブサイトにおいて、アカデミック・アドバイジングを「学生自身による将来の目的・目標の決定とその達成に向けて、担当者が途中段階のアセスメントを行いながら学生個人のニーズに沿った支援をすること」と説明している（2021）。この定義は、学生の主体的な目標設定とその達成過程を支援する教育的活動としてアカデミック・アドバイジングを位置付けている点に特徴がある。

以上のように、アカデミック・アドバイジングは、学生の学修および成長を支援する教育的プロセスとして理解されており、その実践は学生の意思決定や学習経験の形成を支援する役割を担っている。

2.2 スチューデント・サクセスの理論の形成

スチューデント・サクセスに関する理論は、学生の大学への適応や学習経験を説明する研究の蓄積の中で発展してきたが、その背景には高等教育の構造的変化がある。特に、Martin Trow（マーチン・トロウ）による高等教育の発展段階論（phases of development）は、この点を理解する上で重要である。Trowは、高等教育の発展を、エリート段階（進学率15%未満）、マス段階（15%以上50%未満）、ユニバーサル段階（50%以上）という三つ

2) ここで指すカリキュラムは、学部・学科等のカリキュラムではなく、アカデミックアドバイザーがアドバイジングについて学んでいくことを一つの過程として捉えてのカリキュラムである。

の段階に区分し、進学率の上昇に伴い学生および高等教育機関そのものが多様化することを指摘した（トロウ 1976, トロウ 2000, 小笠原 2025）。ユニバーサル段階においては、従来のように学力や目的意識が比較的均質な学生集団を前提とする教育モデルでは対応が困難となり、学生の学習継続や学修目標の達成を支援する仕組みの重要性が高まる。このような高等教育のユニバーサル・アクセス段階への進展は、学生の「成功」を個人の能力や努力に帰するのではなく、教育環境や支援体制との相互作用の中で捉える必要性を生み出し、スチューデント・サクセスという概念の形成を促す背景となったと考えられる。

このような問題意識のもと、スチューデント・サクセスに関する理論的研究が展開されてきた。初期の研究として広く知られているのが、Vincent Tinto による「学問的・社会的統合（Academic and Social Integration）モデル」である。Tinto は、学生の退学および学位取得に向けた継続の意思は、学業や大学コミュニティへの参加といった学問的体系および社会的体系への統合の程度によって説明されるとした（1997）。すなわち、学生が授業への参加や教員・他の学生との相互作用を通じて大学に統合されることが、学修の継続に結びつくとされる。この理論は、スチューデント・サクセスを学生個人の資質ではなく、大学環境との関係性の中で説明する枠組みを提示した点に特徴がある。

次に、学生の教育活動への参加の質と量に着目した研究として、Alexander W. Astin による「学生関与理論（Student Involvement Theory）」がある。Astin は、学生の学修成果や成長は、学生が教育的に有意義な活動にどの程度関与するかによって規定されるとし、時間や努力の投入量を中心概念として提示した（1999）。この理論においては、授業への出席や課題への取り組みといった学業活動のみならず、課外活動や教員・学生との交流といった広範な経験が、学習成果や成長に影響を与えるとされる。すなわち、スチューデント・サクセスは学生の主体的な関与の程度によって形成されるものであり、大学はその関与を促進する環境を整備する必要があることが示唆されている。

さらに、スチューデント・サクセスを大学教育の中心的課題として位置づけた研究として、John N. Gardner の研究が挙げられる。Gardner は初年次教育（First-Year Experience）の研究を通じて、大学への移行期における支援の重要性を指摘し、学生が大学生活に円滑に適応し、学習を継続するためには、組織的かつ体系的な支援が不可欠であると論じた（2003）。特に、初年次における学習支援やコミュニティ形成の取り組みが、その後の学業継続や学習成果に大きな影響を及ぼすことを明らかにしている。この点において、Gardner の研究は、スチューデント・サクセスを実現するためには個別的教育実践にとどまらず、大学全体としての制度設計や支援体制の整備が必要であることを示している。

これらの研究は、学生の大学への統合（Tinto）、教育活動への関与（Astin）、大学による組織的支援（Gardner）といった異なる観点からスチューデント・サクセスを説明するものであり、相互に補完的な関係にある。すなわち、スチューデント・サクセスは学生の行動や経験のみならず、それを支える教育環境や制度との相互作用によって形成される概念

であると理解することができる。このように、スチューデント・サクセスの理論は、高等教育の量的拡大と学生の多様化という構造的変化を背景として形成されてきたと位置付けることができる。

2.3 スチューデント・サクセスの概念

スチューデント・サクセスの概念については、Travis T. York らによる整理が広く参照されている。York らが提唱する“Model of Academic Success”において、学問的成功を単に学業成績のみで捉えるのではなく、学習成果、大学の継続、学位取得、さらには卒業後のキャリアの成功などを含む多面的な概念として定義している（2015）。すなわちスチューデント・サクセスは、学生の大学経験を通して形成される複合的な成果として理解される。

同様に、George D. Kuh もスチューデント・サクセスの概念を整理し、学生の成功は単一の成果ではなく、複数の側面から捉えられる必要があると指摘している。Kuh はスチューデント・サクセスを構成する概念として、①学業達成（academic achievement）、②学習成果（learning outcomes）、③学生の満足度や大学経験（student satisfaction）、④大学の継続および修了（persistence and completion）の4つの観点を提示している（2005）。

このような整理は、スチューデント・サクセスを単なる成績や卒業率といった成果指標に限定するのではなく、学生の学修経験や大学生活全体を含む包括的概念として捉える視点を示している。さらに Kuh は、学生の学習成果は学生エンゲージメント（student engagement）と大学の教育環境との相互作用によって形成されると指摘し、教育的に有意義な活動への参画がスチューデント・サクセスの実現に向けて重要であると論じている（2005）。

以上の議論から、スチューデント・サクセスは学業達成、学習成果、大学での経験、学業の継続、キャリア形成といった複数の側面によって構成される概念であり、学生の学修経験や大学の教育環境との関係の中で理解される必要がある。このように、スチューデント・サクセスは多面的かつ包括的な概念として整理されるが、これらを実際の教育実践や学生支援において機能させるためには、大学として組織的な枠組みの中で体系化することが不可欠である。次節では、このような観点から、スチューデント・サクセスを組織的に推進するアプローチについて検討する。

2.4 スチューデント・サクセスの組織的アプローチ

近年では、スチューデント・サクセスを大学全体の戦略として体系的に捉え、組織的に推進する動きが進んでいる。その代表的な例として、National Institute for Student Success（以下「NISS」）の取り組みが挙げられる。同機関は、University of Georgia（ジョージア大学）に設置された研究機関であり、米国の高等教育機関に対して、学生の継

続や修了、学習成果の向上を目的とした支援を行っている。NISSは、スチューデント・サクセスを学生個人の努力のみに帰するのではなく、教育機関の制度設計や教育実践、支援体制との相互作用の中で実現されるものとして捉えている。そのため、個別の支援施策の充実にとどまらず、大学全体としての組織的・戦略的なアプローチの必要性を強調している。具体的には、データに基づく意思決定、部局横断的な連携、教育課程と学生支援の統合、さらにはアカデミック・アドバイジングを含む支援機能の体系的な配置と運用などが重視されている。

このような視点は、Kuhによる学生エンゲージメントの理論とも整合性があり、学生の学習経験の質を高めるためには、大学の教育環境や支援体制を包括的に設計することが重要であることを示している。すなわち、スチューデント・サクセスは学生の個人的特性と大学の教育環境との相互作用の中で実現される概念であり、その実現には制度的・組織的な取り組みが不可欠である。このようなスチューデント・サクセスの組織的アプローチは、米国の大学において具体的な形で展開されている。次章では、これらの理論的および組織的枠組みが実際にどのように制度化されているかを明らかにするため、その具体例としてオクラホマ州立大学およびユタ大学の事例を取り上げる。

3. スチューデント・サクセスを支えるアカデミック・アドバイジングの実践

3.1 米国大学におけるアカデミック・アドバイジングの展開

本章では、前章で整理したスチューデント・サクセスの理論的枠組みを踏まえ、米国大学におけるアカデミック・アドバイジングの実践事例を取り上げる。特に、スチューデント・サクセスを中心理念としてアカデミック・アドバイジング体制を構築している大学として、オクラホマ州立大学およびユタ大学の事例を検討する。これらの大学では、米国においても一般的なアカデミック・アドバイジングである学生の履修計画の支援にとどまらず、学習支援、キャリア形成支援、意思決定支援などを統合したアカデミック・アドバイジング体制が整備されている。本章では、両大学の事例を通して、スチューデント・サクセスを実現するための制度的・組織的な取り組みの特徴を明らかにする。

3.2 オクラホマ州立大学の事例

オクラホマ州立大学では、学長室（Office of the President）においてスチューデント・サクセスに関する戦略的計画が策定されており、中長期のモニタリングが行われている。また、IR・分析室（Institutional Research and Analytics）において、スチューデント・サクセスの構成要素を①学術の成果（Academic Achievement）、②満足度（Satisfaction）、③スキルと能力の習得（Acquisition of Skills & Competencies）、④心身の健康（Physical & Mental Wellness）、⑤学習成果の達成（Attainment of Learning Outcomes）、⑥キャリアの準備（Career Preparation）、⑦継続性（Persistence）の7つの分野として定義し（図1）、



図1 オクラホマ州立大学のスチューデント・サクセスの定義

フレームワークを設定している。これらの構成要素やフレームワークは、York が提唱する“Model of Academic Success”を参考・修正する形で作成されている。また、IR・分析室は、表1のように各スチューデント・サクセスの構成要素に対して、どのようなツールやデータを測定基準として用いるかを提示し、スチューデント・サクセスを促進させるために、学生の諸活動に関するデータを収集・分析し、それらの結果をキャンパス内のパートナー（関連機関）に、プログラムや支援の有効性を評価するツールとして提供している。

さらに、オクラホマ州立大学ではスチューデント・サクセスを促進するための主体的組織として“The Office of Student Success”が設置されている。また、アカデミック・アドバイジングの体制としては、初年次生の大学への適応を支援するための“First-Year Advising”と専攻やマイナーの選択を支援するための“Exploratory Advising”の二つにアカデミック・アドバイジング機能に分化している。また、ピアサポートも制度化されており、学生チューターによる学習支援機能の“The LASSO Center”も傘下に組織されている。

表1 オクラホマ州立大学のスチューデント・サクセスの構成要素と測定基準

スチューデント・サクセスの構成要素	測定基準の例
学術の成果（Academic Achievement）	GPA、成績、研究費支援、奨学金（給付）
満足度（Satisfaction）	授業評価アンケート等
スキルと能力の習得（Acquisition of Skills & Competencies）	学修履歴証明書（CLR）、学士課程研究等
心身の健康（Physical & Mental Wellness）	健康プログラムへの参加、ジムの利用数等
学習成果の達成（Attainment of Learning Outcomes）	上位クラス・プレイスメント、専攻申請テスト等
キャリアの準備（Career Preparation）	インターンシップ、就業体験、就業イベント参加、就職率等
継続性（Persistence）	卒業率、在籍率、学業の状況等

る。さらには、The Office of Student Success のスタッフと教職員が協働して行う初年次ゼミ (UNIV 1111) が必修科目として開講されている。この科目では、新入生が学内のリソースや教育プログラム、課外活動について理解すること、専攻やキャリアの模索を支援すること、学業の成功に向けて学習スキルや態度を向上させることを目的としている。

3.3 ユタ大学の事例

ユタ大学では、“The Office of Undergraduate Studies”において、図2に示すような学生課程のフレームワークを設定したうえで、スチューデント・サクセスの定義と主要な測定基準を明確化している。このフレームワークは“Exceptional Educational Experience (E3)”と呼ばれ、すべての学士課程の学生が在学中にこの経験を得ることを目指している。E3は、「コミュニティ (Community)」、「変革 (Transformation)」、「知識とスキル (Knowledge and Skills)」、「影響 (Impact)」という4つの重点領域によって構成されており、これらが統合されることによって、ユタ大学が定義する4つのスチューデント・サクセスである①継続 (Retention)、②修了 (Completion)、③就職 (Placement)、④発展・成長 (Thriving) の達成が目指されている。

さらに、ユタ大学では、スチューデント・サクセスを促進・支援するために、専攻の選択支援や履修指導を中心とするアカデミック・アドバイジングや、インターンシップや就職をサポートするキャリア支援とは異なる組織として“Student Success Coaches”³⁾が設置されている。この組織は、学生支援の専門家であるコーチを通して、学生が興味・関心や目標を探究し明確化すること、個人の学業上の課題を克服すること、学内のリソースや機会に繋がることを支援することを目的としている。具体的には、以下6つのリソースをコー

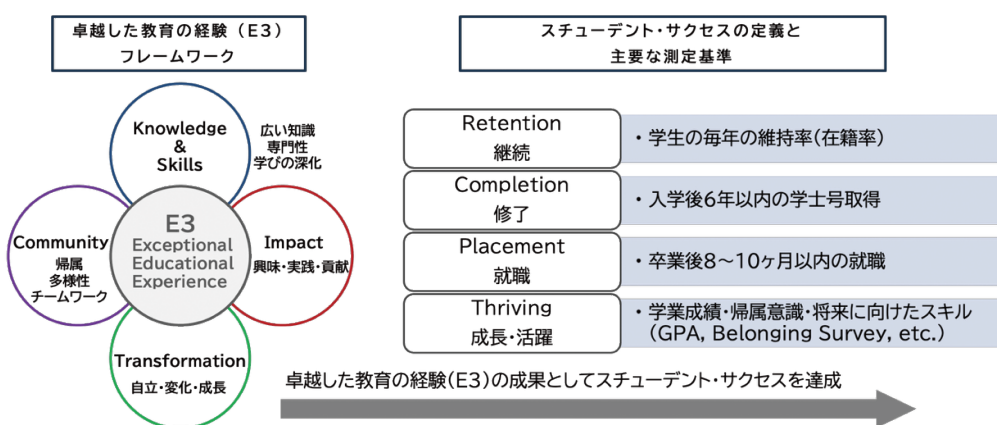


図2 ユタ大学のスチューデント・サクセスのフレームワーク

3) 2026年6月、学生へより広く活用される機能となるために組織再編が予定されており、Student Success Coach は別組織 (別名称) に変更される。

チは提供している。

1. Finding Connection and Community：学生が支援環境と意義のある繋がりを築き、帰属意識を持って大学生生活を送ることができるよう支援する。
2. Setting Goal：目標を明確にし、具体的な行動計画に落とし込み、個人と学業の成功に向けてモチベーションを維持できるよう、学生と協働する。
3. Navigating Campus Services and Policies：学生が自身を守り、十分な情報に基づいた判断を下せるよう、リソース、支援システム、ガイドラインや規程を理解し活用できるように支援する。
4. Teaching Accountability：学生が学習の進捗管理とタスクに集中するための戦略を立てられるよう支援し、これにより学業と個人的な成長における自己管理能力と責任感を育む。
5. Building Motivation：個人的な情熱と強みを特定し、意義のある目標を設定できるように学生と協働し、継続的な励ましと集中を維持するための戦略を提供する。
6. Developing Academic Skills：学習スキル向上のために、学習、研究、時間管理に関する個別に合わせた戦略を提供する。

このような支援を受けるために、学生はコーチと個別に会うことができるほか、教職員が支援を必要とする学生を紹介することもできる。

3.4 事例からの考察

オクラホマ州立大学およびユタ大学の事例から、スチューデント・サクセスを支えるアカデミック・アドバイジングの特徴として、主に4点を指摘することができる。

第一に、スチューデント・サクセスが大学全体の共通理念として位置づけられている点である。両大学においては、スチューデント・サクセスが個別の支援施策の目的にとどまらず、大学の教育方針や戦略計画の中核概念として明確に位置づけられている。このことにより、教育活動および学生支援は、スチューデント・サクセスの実現という共通目標のもとで展開されている。

第二に、スチューデント・サクセスが教育のフレームワークとして体系化されている点である。各大学では、学生の成長や学習成果を構造的に捉える枠組みが設定されており、教育課程や学生支援の諸活動はそのフレームワークに基づいて設計されている。すなわち、スチューデント・サクセスは抽象的な理念にとどまらず、教育実践を方向づける具体的な指針として機能している。

第三に、スチューデント・サクセスの達成度を測定・モニタリングするための指標が明確に設定されている点である。両大学においては、IR機能を活用し、学生の学修状況や活

動に関するデータを継続的に収集・分析することで、教育や支援の有効性を検証する仕組みが構築されている。このようなデータに基づく意思決定は、スチューデント・サクセスの実現に向けた改善サイクルを支える基盤となっている。

第四に、スチューデント・サクセスを実現するための組織体制が整備されている点である。アカデミック・アドバイジング、学習支援、キャリア支援等の機能を区分するとともに、それらが相互に連携し、学生を多面的に支援する体制が構築されている。特に、専任組織の設置や役割分担の明確化により、スチューデント・サクセスの実現に向けた支援が組織的に展開されている点が特徴的である。

これらの特徴は、第2章で整理したスチューデント・サクセスの理論的枠組みとも整合的である。すなわち、Tinto が指摘した学問的・社会的統合は、初年次教育やアカデミック・アドバイジングを通じた学生と大学環境との接続の強化として具体化されている。また、Astin の学生関与理論は、学生が教育的に有意義な活動へ主体的に参加することを促すプログラム設計や支援体制に反映されている。さらに、Gardner が強調した組織的かつ体系的な学生支援の必要性は、専任組織の設置や部局横断的な連携といった形で制度化されている。このように、米国大学の事例は、スチューデント・サクセスに関する理論が単なる説明枠組みにとどまらず、大学の制度設計や実践において具体的に実装されていることを示している。また、これらの実践は、高等教育のユニバーサル段階における学生の多様化を前提とした教育システムとして理解することができる。

4. 日本の高等教育での実践にむけた検討

本章では、2章及び3章での報告を踏まえ、スチューデント・サクセスやアカデミック・アドバイジングなどの日本の大学教育への普及について検討する。

4.1 日本での「大学改革」との関係性の検討

本節においては、スチューデント・サクセスやアカデミック・アドバイジングなどの日本の大学教育への普及について、更に掘り下げた検討のために、大学改革という枠組みから検討する。1.1でも指摘したように、日本の大学教育へのスチューデント・サクセスやアカデミック・アドバイジングなどの導入は、文部科学省の誘導による「大学改革」の一部となっている。このことは、ここ30年で色々と謳われた「大学改革」を先行事例として検討する価値があることを意味する。

まず、日本における大学改革の経緯について、濱中のまとめをひきながら整理する。

濱中は、(濱中, 2024)において、日本における大学教育改革の経緯について、1960年代の大学闘争の時代であったのに対し、1980年代は、学生たちがサークル活動やアルバイトに勤しむのを横目で見ながら、大学教員は自らの研究を重視する時間を過ごすという大学レジャーランドの時代だとする。そして、1990年代から大学は改革の場となったが、その

直接的な要因として（市川，2003）を引きながら，「少子化」「新自由主義」「経済不況」を背景に産業界や政府中枢からの大学改革への圧がかかったと指摘したうえで，トロウモデルによる変貌や技術革新などのメガトレンドは改革の背景であるとしている。そして，約30年にわたる大学改革の流れの中で，2008年の中央教育審議会のいわゆる学士力答申〈学士課程教育の構築に向けて〉をターニングポイントとして，それまでの教育する側の変化を求める提言から学生の学修を意識した議論へとパラダイム転換していると指摘する。また，改革前期については，主にアメリカの大学の教育実践が参照されているのに対し，2000年代半ば以降は，日本の研究者，特に金子元久のグループ・溝上慎一のグループ・山田礼子のグループの成果を踏まえた議論が進んでいるとしている。

さて，30年にわたる「大学改革」であるが，そこで提唱された諸概念が，日本の大学に定着しているかについては疑問が残るところである。勿論，日本の大学は非常に多様であるため一律に語ることは無謀であるが，多くの大学で研究業績重視の教員採用が行われており，目の前の学生を直視した大学教育が軽視されているのではという指摘はあちこちでされている。

このことを踏まえると，単にスチューデント・サクセスやアカデミック・アドバイジングについても上からの大学教育に対する面従腹背とならないという，掘り下げた分析の必要性が示唆される。

この点を更に明確化するためにトロウモデルからの検討を試行する。ここでは，関連が

表2 高等教育制度の段階移行にともなう変化の図式

高等教育制度の段階	エリート型	マス型	ユニバーサル型
全体規模（該当年齢人口に占める大学進学率）	15%まで	15%以上～50%まで	50%以上
高等教育の権利	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的観	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成＋社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程（カリキュラム）	高度に構造化（剛構造的）	構造化＋弾力化（柔構造的）	非構造的（段階的学習方式の崩壊）
主要な教育方法・手段	個人指導・師弟関係重視のチューター制・ゼミナール制	非個別的な多人数講義＋補助的ゼミ，パートタイム型・サンドイッチ型コース	通信・TV・コンピュータ・教育機器等の活用
学生の進学・就学パターン	中等教育終了後ストレートに大学進学，中断なく学習して学位取得，ドロップアウト率低い	中等教育後のノンストレート進学や一時的就学停止（ストップアウト），ドロップアウトの増加	入学時期のおくれやストップアウト，成人・勤労学生の進学，就業経験者の再入学が激増
組織としての特性	共同体	頭脳都市	登録した人の集団

深いと判断される、表2⁴⁾に示した8項目について検討を加える。

この表をふまえて日本の現状の解釈を試みる。まず指摘すべきは、「全体規模」の項目で示された大学進学率を論拠として現在が「ユニバーサル段階」にあるとされることが多いが、「学生の進学・就学パターン」については、「エリート段階」のままであるなど、項目によって段階移行に緩急がある点である。

特に注目されるべきは「高等教育の目的観」と「主要な教育方法・手段」である。日本の多くの大学においては、この2項目の実態は「マス型」だと判断できる。付言すると、(小笠原, 2024)で指摘されているように、大学改革のために導入が進められてきている諸項目ももとはアメリカにおいて「マス段階」への円滑な移行を目指して導入されたものの日本への移植と解釈すべきである。

また、「組織としての特性」の行で示したように、「大学」の共同体性が希薄となる点も、日本での議論ではあまり重要視されていないが、日本の大学教員の多くが、ゼミ活動や研究室活動という「共同体」での教育を重視していることと組み合わせると無視できないと判断される。換言すると、日本の大学教員の多くの教育手法は「エリート型」の残滓を引きずっているため「マス型」である学生とのコンフリクトが起きていると解釈でき、このギャップを埋めることが、スチューデント・サクセスやアカデミック・アドバイジングを始めとする諸項目の円滑な導入に必要なだと考えられる。

4.2 ディプロマ・ポリシーとの関係性についての検討

本節においては、スチューデント・サクセスやアカデミック・アドバイジングなどの日本の大学教育への普及について大学として組織的に支援する枠組みという観点から必要となる論点を整理する。

まず、3.4節で示したように、米国の事例では、スチューデント・サクセスが大学全体の理念として位置づけられると同時に、教育活動を構造化するフレームワークとして機能している。一方、日本におけるディプロマ・ポリシーは、本来、育成する人材像を示す理念であるとともに、学修成果を体系化する枠組みとしての役割を有している。しかしながら、現状においてディプロマ・ポリシーが大学全体で十分に共有され、教育課程や学生支援の指針として戦略的に活用されているかについては検討の余地がある。すなわち、ディプロマ・ポリシーが理念として掲げられるにとどまり、具体的な教育実践や支援活動と十分に接続されていない可能性がある。この点において、米国大学の事例は、スチューデント・サクセスを理念とフレームワークの両面から位置づけ、それに基づいて教育および支援体制を構築している点で示唆的である。また、スチューデント・サクセスを測定・モニタリングする指標がアメリカの事例では明確に設定されていることと比較すると、日本におい

4) 最後の行以外は、(トロウ 1976)で訳者が追記した表(p.194-195)から抜粋し、最後の行は(トロウ 1976)のp.70から筆者が加筆した。

でも IR 機能の整備が進展しているものの、それらがディプロマ・ポリシーやスチューデント・サクセスの枠組みと連動し、戦略的に活用されているかが課題である。データの収集・分析にとどまらず、教育改善や学生支援の高度化に結びつける仕組みの構築が求められる。さらにスチューデント・サクセスを実現させるための組織体制がアメリカの事例では明確に設定されていることと比較すると、学生支援組織の設置や機能分化は進んでいるものの、それらが有機的に連携し、共通の目標のもとで機能しているかについては必ずしも明らかではない。各組織の役割を明確化するとともに、ディプロマ・ポリシーまたはスチューデント・サクセスといった共通の枠組みのもとで支援機能を統合的に運用することが重要である。このことに、4.1 での指摘を組み合わせると、「共同体」的存在から「頭脳都市」的存在への変貌が遅れているとも解釈できる。

換言すると、アカデミック・アドバイジングが日本の大学に定着するために必要な点として、以下の点が示唆される。第一に、社会全体および大学教育に大きな変動が起きていることを認識し、その変動に主体的に取り組む方向性が大学改革で示されていると認識することが最重要である。第二に、変動の対応の基礎として「共同体」から「頭脳都市」への変貌があることを認識した上で、スチューデント・サクセスやアカデミック・アドバイジングをその一環として有機的に把握した上で更にそれらを支える機能として IR 機能があるという全体像を浸透させることが求められる。第三に、スチューデント・サクセスの概念を明確化し、大学全体で共有する必要がある。特に、ディプロマ・ポリシーを学生の成功を定義する枠組みとして再設定することが求められる。第四に、ディプロマ・ポリシーに基づく教育課程と学生支援を接続し、教育と支援を一体的に設計する視点が重要である。アカデミック・アドバイジングは、その接続を担う中核的機能として位置づけることができる。第五に、IR 機能を活用し、学生の学修状況や成長を継続的に把握・分析することで、教育および支援の質保証と改善に結びつける仕組みの構築が求められる。これらは新たな制度を導入することを意味するものではなく、日本における大学教育の意味づけについて時代の変化を直視した上で、既存の枠組みを再整理し、相互に接続することによって実現可能であると考えられる。

5. 結論と今後の課題

5.1 本研究のまとめ

本研究では、高等教育におけるアカデミック・アドバイジングの体系化に向けて、その目的であるスチューデント・サクセスの概念および理論的基盤について整理を行った上で、日本への導入について検討を加えた。

まず、Tinto, Astin, Gardner らの理論をもとに、スチューデント・サクセスが学生の大学への統合、教育活動への関与、教育環境といった要素によって構成されることを明らかにした。また、York および Kuh の研究を踏まえ、スチューデント・サクセスを学業達成、

学習成果、継続・修了、学生経験といった多面的な概念として整理した。

さらに、米国のオクラホマ州立大学およびユタ大学の事例分析を通して、スチューデント・サクセスが大学全体の理念として位置づけられるとともに、教育フレームワーク、測定指標、組織体制と連動して体系的に運用されていることを明らかにした。

これらの分析から、アカデミック・アドバイジングは、学生の履修支援にとどまらず、スチューデント・サクセスを実現するための教育的かつ組織的機能として位置づけられるべきであることが示唆された。

5.2 今後の課題

本稿では、日本の大学における具体的な実践事例の分析には十分に踏み込めなかった。今後は、日本の大学におけるアカデミック・アドバイジングの実践や組織体制の実証的分析を通して、スチューデント・サクセスを基盤としたアカデミック・アドバイジングの日本的なあり方をさらに検討していく必要がある。関連して、学修成果の測定方法や学生の成長の可視化に関する指標の精緻化についても、今後の重要な研究課題である。

更に、教育を受ける側である大学生の変貌については、トロウの三段階説においても重要な論点であり、また日本の分析においては、指導要領の変遷を踏まえて現状を調査すべきであるが、これも今後の研究課題として残っている。

また、トロウの三段階説は、半世紀前のアメリカの状況を踏まえての提唱されたものが原型であるゆえに、三段階説そのものの整理についても日本の現状を合わせて再検討するべきであるが、これも今後の重要な研究課題である。

参考文献

- 市川昭午（2003）「高等教育システムの変貌」『高等教育研究』第六集，p.7-26
- 小笠原正明（2003）「STEM 学生から見た日本の大学の変遷 危機に立つ日本の大学教育—教育なくして研究なし第10回」『文部科学教育通信』No.590，p.10-11，2024-10-28
- 小笠原正明（2025）「マーチン・トロウ再訪—ユニバーサル・アクセス段階の現実—」『広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集』第59集，17-36.
- 清水栄子（2024）「スチューデント・サクセスを支えるアカデミック・アドバイジング」『大学時報』419，80-87
- 高良要多・竹内里美・田中美也子・木原宏子・山田剛（2026）「スチューデント・サクセスの実現に向けたアカデミック・アドバイジングの組織的展開に関する研究：制度と担い手に着目して」『日本アカデミック・アドバイジング協会 アカデミック・アドバイジング研究』第4号，21-31
- 中央教育審議会（2025）『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）』
- 日本アカデミック・アドバイジング協会（2021）「日本アカデミック・アドバイジング協会の設立について」<https://academic-advising.jp/greeting/>（参照 2026/03/10）
- 濱中淳子・葛城浩一（2024）「〈学ぶ学生の実像〉大学教育の条件は何か」勁草書房
- マーチン・トロウ（天野郁夫，喜多村和之訳）（1976）「高学歴社会の大学：エリートからマスへ」東京大学出版会

- マーチン・トロウ（喜多村和之訳）（2000）「高度情報社会の大学—マスからユニバーサルへ」玉川大学出版部
- Astin, Alexander W. (1999) "Student Involvement: A Developmental Theory for Higher Education." *Journal of College Student Development*, Volume 40, No.5, 518-529.
- Grander, John N., & Schroeder, Charles. (2003) "The First Year and Beyond: Charles Schroeder Talks to John Gardner." *About Campus: Enriching the Student Learning Experience*, Volume 8 Issue 4, 9-16.
- Kuh, George D., Kinzie, Jillian, Schuh, John H., Whitt, Elizabeth J. & Associates. (2005) *Student Success in College: Creating Conditions That Matter*. Jossey-Bass.
- National Academic Advising Association. (2006) "*Concept of Academic Advising*." <https://nacada.ksu.edu/resources/pillars/concept.aspx> (visited 2026/03/10)
- National Institute for Student Success (n.d.) "Pillars of Success." <https://niss.gsu.edu/> (visited 2026/03/10)
- Oklahoma State University, Institutional Research and Analytics (2024) "Student Success Framework." <https://ira.okstate.edu/success.html> (visited 2025/08/19)
- Oklahoma State University, Office of President (2024) "*Student Success Imperative 2*." <https://go.okstate.edu/about-osu/leadership/president/strategic-plan/student-success.html> (visited 2025/08/19)
- Tinto, Vincent. (1997) "Classrooms as communities: exploring the educational character of student persistence." *Journal of Higher Education*, Volume 68, Issue 6.
- University of Utah, Student Success Coaches (n.d.) "Student Success Coaches." <https://studentsupport.utah.edu/> (visited 2025/08/20)
- University of Utah, Office of Undergraduate Studies (2024) "University of Utah E3 Framework." <https://e3.utah.edu/index.php> (visited 2025/08/20)
- University of Utah, Office of Undergraduate Studies (2024) "Defining Student Success at the University of Utah." <https://us.utah.edu/defining-student-success.php> (visited 2025/08/20)
- York, Travis T., Gibson, Charles, & Rankin, Susan. (2015) "Defining and Measuring Academic Success." *Practical Assessment, Research & Evaluation*, Volume 20, 1-20.

(2026 年 4 月 10 日受理)

Academic Advising Systems Based on Student Success: Conceptual Clarification and Case Studies of US Universities

TAKARA Yota
TOHMA Makoto

This study examines academic advising within a student success framework, specifically its institutional characteristics by conducting case studies. While advising is well established in the US higher education, it remains underdeveloped in Japan. To address this gap, the study analyzes practices at Oklahoma State University and the University of Utah.

The analysis draws on student success research and Martin Trow's theory of higher education expansion, which highlights growing student diversity in mass higher education and the need for structured support, positioning academic advising as a key mechanism for supporting diverse learners.

Findings highlight four characteristics: (1) student success as a shared institutional mission, (2) systematically and organizationally embedded advising structures, (3) data-informed monitoring and intervention, and (4) collaboration between academic and administrative units.

The results suggest that Japanese universities, despite massification, lack integrated advising systems. Enhancing student success requires institutionalizing advising, strengthening organizational support, and promoting a shared understanding of the role of advising in academia.

〔共同研究：海外の食品展示会を活用した地域産業の活性化に関する研究 ―地域ブランドの輸出促進と産学官連携―〕

日本の香港向け特産物・伝統工芸品輸出の 展開と課題

大 島 一 二
浜 口 夏 帆

1. はじめに

桃山学院大学共同研究プロジェクト（22 連 289）「海外の食品展示会を活用した地域産業の活性化に関する研究―地域ブランドの輸出促進と産学官連携―」では、日本の地域社会が直面する厳しい経済・社会環境のなかで、その打開策の一つとして、日本産農林水産物・食品等の地域の特産物の香港・中国・台湾等への輸出拡大による地域振興を中心的な研究課題として掲げている¹⁾。具体的には、毎年春季から夏季に、香港・台湾等で開催される大規模な食品展示会において、それらの展示会を活用したプロモーション活動による農林水産物・食品の輸出振興をテーマに研究を実施している。具体的には、香港の場合は夏季に開催される「香港フードエキスポ」（Food Expo Hong Kong）であり、台湾の場合は、春季に開催される「台北国際食品見本市」（FOOD TAIPEI）である。

しかし、言うまでもないことであるが、地域経済の振興に資する地域の特産物とは、農林水産物・食品に限定されるわけではない。たとえば地域の特徴ある特産物、伝統工芸品などもその範疇に含まれ、日本の地域経済・社会の長い歴史のなかで、農林水産物・食品と並んで経済発展や地域住民の生活の向上に大きな役割を果たしてきた。たとえば、大阪府堺市の堺刃物、本稿で後に言及する宮城県仙台市の仙台筆笥などは、香港・台湾・欧米等への特色ある伝統工芸品の輸出に成功しつつある代表的事例であり、さらに、和歌山県南部地域の特産物である備長炭は、近年の海外における日本食ブームを背景に海外の日本食レストラン等での需要が増加しており、輸出量を拡大させている地域の特色ある特産物の一つである²⁾。こうした動向は、陶磁器、工芸品などいくつかの事例が知られている。

1) 本稿は、桃山学院大学共同研究プロジェクト（22 連 289）「海外の食品展示会を活用した地域産業の活性化に関する研究―地域ブランドの輸出促進と産学官連携―」の研究成果の一部である。なお、この研究テーマと深く関係している農林水産物・食品の香港への輸出状況については、すでに大島一二・梁悦寧（2025）において、日本から香港への農林水産物・食品輸出の現状分析を実施した。

2) 備長炭については、梁悦寧・大島一二（2025）等を参照いただきたい。

キーワード：伝統的工芸品、海外販路拡大、香港市場

こうした特色ある製品は日本各地に数多く存在していると考えられるが、これも後述するように日本の伝統工芸品産業としての生産額規模は、1990年代以降縮小傾向にあり、産業として厳しい状況にある品目が多いことも事実である。こうした厳しい状況を海外への輸出による新規の市場開拓によってどのように改善し、長期的な地域経済の発展に貢献させていくのか、これは地域経済の発展における大きな課題であると言ってよいであろう。

そこで本稿では、農林水産物・食品と並んでこれまで地域経済の発展に大きな貢献を果たしてきた、もう一つの地域経済を振興する方途である、地域の特色ある特産物、および伝統工芸品に注目し、それらの製品の香港市場等への輸出状況、課題等を中心に検討し、その現状と今後の拡大可能性について検討していく。

2. 日本の伝統工芸品輸出の現状

2.1. 日本の伝統工芸品産業の現状

日本の伝統工芸品とは、経済産業省が定義する「伝統的工芸品」を中心に、長年にわたって地域に根付いた製造技術や意匠を受け継ぎ、手作業を主体として製造される製品である。2025年現在、経済産業省により指定されている伝統的工芸品は236品目に及び、全国各地で多様な工芸品が生産されている。

主な品目と特徴をあげると以下のような製品があげられる。陶磁器としては、有田焼、美濃焼、九谷焼、三州鬼瓦工芸品、京焼・清水焼、四日市萬古焼等があげられる。漆器としては、村上木彫堆朱、輪島塗、津軽塗、会津塗、木曾漆器、紀州漆器等があげられる。染織としては、西陣織、結城紬、京友禅等があげられる。金工品としては、南部鉄器、鋳起銅器等があげられる。木工品・竹工品としては、箆笥等の伝統家具、指物、曲げわっぱ、竹細工等があげられる。ガラス工芸品としては、江戸切子、薩摩切子等があげられる。石工品としては、真壁石燈籠等があげられる。貴石細工品としては、甲州水晶貴石細工等があげられる。仏壇・仏具としては、山形仏壇、白根仏壇等があげられる。和紙としては、越中和紙、美濃和紙、石州和紙等があげられる。

これらの工芸品は、伝統的な技術と素材を用いながら、一部の製品、産地においては現代的なデザインやライフスタイルに適応する製品へと進化を遂げつつあるが、周知のように、これらの伝統工芸品が直面する課題としては、国内需要の変化に伴う売上の減少と、生産者の減少、産業規模の縮小が広く知られている。

この状況について、日本工芸産地協会の報告書³⁾では、「伝統工芸品の生産額は、1974年の3,840億円から1983年の5,410億円まで増加し、1990年には過去最高の5,080億円を記録した以降は減少が続いている。2015年の生産額は1,020億円であり、最盛期であった1980～1990年から5分の1の水準にまで低下している。従業者数も1979年の28.8万人が

3) 一般社団法人日本工芸産地協会(2018)「地域サプライチェーンと小規模事業者の関係—工芸業界の場合—」(2018年10月12日)より引用。

ピークであり、2000年に入りやや持ち直したものの、2013年には6.5万人と、生産額と同じく最盛期の5分の1の水準に低迷している。」とまとめられている。このように、日本の伝統工芸品産業の衰退は、ある意味で農林水産業を上回るものであり、地域経済・文化の維持、発展のためには早急な対策が求められる。

生産額の内訳は、2002年⁴⁾の時点で、繊維1,023.7億円、陶磁器353.8億円、漆器225.8億円、木・竹工品64.6億円、金工品68.9億円、仏壇・仏具40.6億円、和紙17.4億円、その他202.8億円、工芸用品・材料50.5億円である。分野別で生産額の比率がもっとも大きいのは繊維関係であり、2002年には全体の約6割を占めているが、繊維関係の減少率もかなり高い水準にあり、生産額全体の減少に影響している。

2. 2. 伝統工芸品の海外輸出の取り組み

これまで、山崎充⁵⁾は『日本の地場産業』の中で、伝統工芸品の定義として、「①特定の地域で起こった時期が古く、伝統のある産地であること」、「⑤市場が広く全国や海外に求めて製品を販売していること」を指摘している。

そこで、本稿でも、この地場産品を活用した、持続的な地域振興、さらには海外への輸出の取り組みに注目する。実際にこうした取り組みとして、これに関するとくに重要な法制度である、国土交通省による「まち・ひと・しごと創生法」⁶⁾の成立があげられる。この創生法は2014年に閣議決定されたもので、人口減少と高齢化という社会課題に対して、各地域が特徴を生かした経済的に持続的な地域とするためのものである。この法律はこれまでに何度か方針が更新されているが、地場産品を地域資源として活用し、国内外の需要を取り込む方針は一貫して掲げられている。「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」の中に示された具体的な取り組み内容について重要な部分を以下に引用する。

1. 海外の力の取り込み。地元産品の輸出を通じた海外販路開拓と訪日外国人の拡大・地方への誘客によるインバウンド需要獲得との好循環を創出する取組を支援する。
2. 地域資源の商材化やその販路開拓を支える担い手・支援体制の整備、各地の伝統工芸品産業の持つ観光資源としての高い訴求力を活かし、オンラインを活用した展示会への出展や広報活動の強化などの国内外の需要を取り込むための取組を推進する。中小企業、各種団体等が海外・全国展開やインバウンド需要の獲得に向けて民間事業者と連携して行う、市場ニーズに対応した新商品・サービスの開発、ブランディング、販

4) (財)伝統的工芸品産業振興協会「伝統工芸産業概要統計」より。なお、これ以降は、伝統工芸品に関する統計的な数値は得られなくなっている。

5) 山崎充(1977)『日本の地場産業』で定義される伝統工芸品の定義とは、①特定の地域で起こった時期が古く、伝統のある産地であること。②特定の地域に同一業種の中小零細企業が地域的企業集団を形成していること。③生産、販売構造が社会的分業体制となっていること。④ほかの地域ではあまり産出しない、その地域独自の「特産品」を生産していること。⑤市場が広く全国や海外に求めて製品を販売していること。の5項目である。

6) 国土交通省(2014)「「まち・ひと・しごと創生」に関する主な施策等について」。

路開拓などの取組を支援する。

つまり、伝統工芸品を観光資源と位置づけ、その観光資源がインバウンド観光客の需要拡大、さらには地域の活性化につながることを目指していることがわかる。国内需要の縮小とは対照的に拡大する海外販路への輸出拡大を推進し、新製品を開発することは重要な方途であるが、それだけではなく地域の特徴ある観光資源として、国内外からの観光客、いわゆるインバウンド観光客を呼び込むことにつながれば、中小企業にとってはより理想的な展開と考えられよう。

2.3. 伝統工芸品の輸出拡大

浜口夏帆・大島一二（2024）では、伝統工芸品輸出の中で、2020年以降に増加傾向がみられるものとして、木工品のカテゴリーをあげている。ユネスコのガイドラインにしたがって取り上げた木工品のHSコードは（4420.903）で、木工品輸出金額は、1994年以降若干の増減があったものの、ほぼ停滞傾向を続けていたが、2012年以降は明らかな増加傾向をみせており、さらに2020年以降に急拡大を示している。つまり、2012年の1.2億円から、2023年の4.5億円へと約4倍に増加しているのである。

この4.5億円の国別内訳は、第1表に示したように、出先国の中で最も多い国・地域は中国の約1.2億円で、以下2位メキシコ1億円、3位アメリカ0.7億円であった。この3か国で輸出金額全体の6割を占めている。2023年の輸出先として、上位3か国の他に輸出額1千万円を超える国と地域は、ブラジル、台湾、韓国、フランス、香港、オーストラリア、イギリスの7か国・地域となっている。百万円以下の少額の輸出先も16か国・地域があり、輸出先の全体としては35か国・地域と輸出額全体の拡大と一部の国・地域に偏らない販路の広がりが近年の特徴である。

第1表 木工品の主要輸出先国・地域（2023年）

	国・地域	輸出金額（千円）
1	中華人民共和国	117,337
2	メキシコ	100,499
3	アメリカ合衆国	74,242
4	ブラジル	19,136
5	台 湾	18,559
6	韓 国	17,817
7	フランス	17,632
8	香 港	16,201
9	オーストラリア	13,285
10	イギリス	12,895

資料：財務省貿易統計を基に著者作成。

2. 4. 伝統工芸品輸出と香港市場

次に第1表の輸出金額を、人口一人当たりの降順で示したものが第2表である。これによれば、香港、台湾の順に数値が高く、とくに香港の数値が高いことがわかる。よって、これらの地域への木工品等の伝統工芸品の輸出可能性が高く、それによって日本の地域振興に一定の効果があると考えられよう。

第2表 木工品の人口一人当たり輸出金額（2023年）

	国・地域	輸出金額 (千円)	人口 (千人)	人口一人当たり 輸出金額 (千円)
1	香 港	16,201	7,443	2.18
2	台 湾	18,559	23,317	0.80
3	メキシコ	100,499	129,740	0.77
4	オーストラリア	13,285	26,451	0.50
5	韓 国	17,817	51,749	0.34
6	フランス	17,632	66,439	0.27
7	アメリカ合衆国	74,242	343,477	0.22
8	イギリス	12,895	68,683	0.19
9	ブラジル	19,136	211,141	0.09
10	中華人民共和国	117,337	1,422,585	0.08

資料：財務省貿易統計を基に著者作成。

なお、仕向け地別の輸出単価に注目すれば、2023年の全体の平均キロ単価は1.2万円であり、この平均値より高いのがアメリカ（26万円）、イギリス（17万円）、香港（16万円）であり、他の国・地域は単価が低いことがわかる。こうしたことから香港市場の重要性が理解できよう。

周知のように、香港は中国本土と異なり、自由貿易と資本主義経済を基盤とした市場であり、輸入品に対して比較的寛容な制度を有している。人口は約740万人（2025年現在）であり、高度な都市機能と購買力の高さが特徴である。また、アジア地域における物流・金融のハブとしても知られ、世界中の高級ブランドが集積している。こうしたことから、香港市場での販売拡大可能性が高いと考えられる。

2. 5. 香港向け伝統的工芸品輸出の課題

しかし、香港現地でのヒアリングによれば⁷⁾、香港向けの日本の伝統工芸品の輸出における課題として、以下の点が指摘できるという。

まず、価格競争力の不足が顕著であるという。日本の伝統工芸品は、熟練の職人による

7) 2025年8月12日、ジェトロ香港事務所におけるヒアリング調査結果から。

手作業や高品質な素材の使用、長い製作期間などが必要であるため、必然的に製品単価が高くなる傾向にある。これにたいして、香港市場では価格とデザインのバランスを重視する消費者も多く、機械生産による類似デザインの商品がアジア諸国から安価で流通している現状がある。たとえば、中国本土や東南アジア諸国で生産された陶磁器やインテリア雑貨は、伝統的要素を模した商品でありながら、価格は日本製の3分の1から5分の1程度に設定されている場合もあるという。

また、日本の工芸品は輸送費、取引手数料などのコストも加算されるため、現地小売価格はさらに高騰し、一般的な消費者層には手が届きにくい価格帯になってしまうという問題も大きい。このような価格差により、商品としての競争力が相対的に低下し、高級品市場のニッチな層に限られた販売となることが多い。

さらに、これまでしばしば指摘されてきた問題点として、現地ニーズとのミスマッチがあげられる。日本の伝統工芸品は、国内市場における価値観や生活様式を前提として設計・製作されている場合が多く、香港の現代的で多文化的なライフスタイルとは必ずしも一致しない現状が存在する。

さらに、デザインや色彩に関しても、日本的な渋い色調は、香港の一般的な購買層にとって地味に映ることがある。こうした要因により購買意欲に結びつかないケースが生じているという。

このように、日本側の美的価値観や用途提案が十分に現地の文化・生活感覚と適合していない場合、商品そのものの魅力が正しく伝わらず、結果として販売不振につながることがあるという。

さらに、販路の限定性も大きな問題である。多くの日本の伝統工芸品は、限られた販路を通じてのみ販売されていることが多い。たとえば、現地の高級百貨店や特定のギャラリー、一部の専門店においてのみ流通しており、一般消費者が気軽に手に取れる機会が限られている。また、オンラインでの販売体制が十分に整備されていない工房や中小事業者も多く、越境ECやデジタルマーケティングに関する知識やノウハウが不足しているケースが多いことも課題の一つである。

このように、総合的にみて、これまで日本の伝統的工芸品は、現地の消費者を対象とした適切なマーケティングが実施できてこなかったという問題が存在してきたといえよう。こうしたなかで、以下で述べる仙台筆筒の事例は、香港でのマーケット獲得にある程度成功した事例といえる。

3. 近年注目される木工品の香港への輸出 ―仙台筆筒を中心に―

2020年代以降、日本の伝統工芸品の輸出額は微増傾向にあるものの、全体的な工芸品輸出に占める割合は依然として小さい。香港は伝統工芸品の主要輸出先の一つであり、木工品、陶磁器、漆器、ガラス工芸品などが主に輸出されている。

このように木工品全体の輸出のなかで、香港市場の重要性を述べてきたが、木工品の中でも具体的にどのような製品が近年注目されているのだろうか。経済産業省が指定した「伝統的工芸品」製品の中で、木工品・竹工品の分野には33品目が登録されているが、その内訳は、箆筥・家具、木工細工・指物、建材（彫刻・欄間・簾・指物）、日用品、竹細工、その他（弓・和傘・一刀彫）などと分類できる。この中で、輸出単価が高く、近年その輸出実績が注目されている品目は、箆筥などの伝統家具である。そこでこの品目の海外への輸出に注目してみよう。

現在日本における伝統的工芸品範疇のなかの箆筥・家具の産地としては、岩手県の岩谷堂箆筥、後述する宮城県の仙台箆筥など8地域が有名である。その特徴から、大きく分けて、桐箆筥のように木材そのものの色と素材を重視した箆筥と、飾り細工を施し豪華な造りを強調した箆筥の2種がある。この後者の特徴を有する箆筥の中で、近年顕著な輸出実績を納め関係者から注目されているのが、宮城県の仙台箆筥であり、仙台箆筥輸出の代表的事例として株式会社「門間屋」の活動があげられる。

「門間屋」は、仙台市に本店を構え、1872年創業の仙台箆筥および家具の製造販売を主業とする会社である。仙台の2店舗の他、香港にも2店舗を展開している。

同社の海外展開は2014年より開始された。当初は箆筥のような大型で高価な商品は、物流費が高額となり、保管にも多額の費用が必要となるなどリスクが大きく、輸出に向かない商品として、多くの関係者から輸出反対意見が寄せられた。しかし日本国内販売が継続して不振で、現状維持すら徐々に困難となるなかで、ほぼ唯一ともいえる販路拡大の手段として海外展開を選択せざるを得なかったと代表取締役の門間一泰氏は回顧している。このようにやむにやまれぬ状況の中で、門間氏は社内外の様々な反対を押し切って海外展開に踏み出したのであった。

周知のように、日本国内市場の先細りと対照的に、1人当たりGDPが顕著な増加を示す事例が海外には存在する。シンガポール、香港などは、経済発展によって1人当たりGDPがすでに日本のそれを上回り、高所得層が形成されている。こうした状況の中で、国内における販売は継続するものの、新たな国外の販路を求めることが重要であるとの判断に至ったのである。

具体的には、門間箆筥店の香港進出は、2015年に香港・セントラル地区における初の展示販売会の開催を契機に、積極的に香港市場に進出し、香港では富裕層や日本ファンの顧客を獲得してきた。門間屋は2015年に、「香港SOGO百貨店」（コーズウェイベイ）内でポップアップショップを開始し、継続出店の結果、2017年以降、常設販売スペースとして認められている。さらに、2021年には香港のハッピーバレー地区に直営の路面店を開店した。この店舗は香港の高級住宅街に位置し、世界観ある展示が可能な空間として有効であったと考えられる。

販売開始後、こうした様々な取り組みを通じて、門間屋の売上は拡大した。2018年度の

海外売上は約 2,400 万円だったが、2019 年度には約 3 倍の 7,100 万円にまで拡大している。国内売り上げが縮小している中、2019 年度には海外売上比率が過半を超えたという。こうした門間屋の香港での販売拡大事例は、日本の伝統工芸品産業の輸出拡大可能性を示していると考えられる。

このように、日本の伝統工芸品において、香港市場でなかなか困難なブランド認知の深化、顧客層との接点確保などにある程度成功したという点で高く評価できよう。

4. まとめにかえて

本稿では、「木工品」に代表される伝統工芸品および地域の特産物の輸出について検討し、さらに具体的事例として香港市場における箆笥・家具の輸出拡大について述べてきた。今回取り上げた株式会社門間屋の事例は、やや例外的な成功事例と考えることもできるが、他の伝統的工芸品企業にとっての販路拡大のきっかけとなると考えられる。こうした事例調査をさらに他地域でも進めることによって、農林水産物・食品の輸出と並んで、伝統工芸品・特産物の輸出が地域経済への一定の波及可能性が存在することが明らかとなってくると考えられる。

香港市場への輸出を中心とした地域振興について、今後も現地調査をさらに進めていきたい。

参考文献

- 国土交通省 (2014) 「「まち・ひと・しごと創生」に関する主な施策等について」。
- 梁悦寧・大島一二 (2025) 「和歌山県の農林水産物輸出と備長炭：備長炭輸出を担う A 社を事例として」『桃山学院大学経済経営論集』桃山学院大学経済経営学会編 66(3), pp.3-29, 2025 年 1 月
- 大島一二・梁悦寧 (2025) 「日本の香港向け農林水産物・食品輸出の展開と課題」『桃山学院大学総合研究所紀要』第 51 巻第 1 号。
- 浜口夏帆・大島一二 (2024) 「伝統的工芸品産業の課題と海外展開」『桃山学院大学経済経営論集』65(3), pp.119~145, 2024 年 1 月 16 日, 桃山学院大学総合研究所。
- 山崎充 (1977) 『日本の地場産業』ダイヤモンド社。
- 山本篤民 (2019) 「伝統的工芸品産業の現状と海外販路開拓の課題」『商学集志』第 88 巻第 4 号, pp.239~251, 2019 年 3 月, 日本大学商学部。
- 高橋広行・金谷勉 (2020) 「地場産業・伝統的工芸品産業のマーケティング：—fsQCA を用いた分析を通じて—」『同志社商学』第 72 巻第 1 号, pp.27~47, 2020 年 7 月, 同志社大学商学会。
- 上原義子 (2015) 「伝統的工芸品の現状とマーケティング課題について～伝統的陶磁器の流通問題と付加価値の視点から～」『嘉悦大学研究論集』第 58 巻第 1 号通巻 107 号, pp.85~105, 2015 年 10 月, 嘉悦大学研究論集編集委員会。
- 丸山尚久 (2017) 「未来につなげる日本の伝統的工芸品」『表面科学』Vol.38, No.2, pp.91~93, 2017 年。
- 高秀葵 (2022) 「伝統的工芸品のラグジュアリーブランドへの戦略 海外著名デザイナー・ブランドとの協働によるイノベーションと越境 EC 戦略」城西国際大学博士論文 (経営学) 乙第 14 号, 2022 年 3 月。
- NNA Asia 「仙台と山形の伝統工芸が協力 門間箆笥店、香港でフェア開催」2023 年 12 月 5 日。
<https://www.nnajp/news/2599127>

一般社団法人日本工芸産地協会（2018）「地域サプライチェーンと小規模事業者の関係—工芸業界の場合—」2018年10月12日。

（2026年4月10日受理）

Development and Challenges of Japan's Exports of Specialty Products and Traditional crafts to Hong Kong

OSHIMA Kazutsugu
HAMAGUCHI Natsuho

At Momoyama Gakuin University, a joint research project (25 Ren 308) is being conducted on “Research on revitalizing local industries through the Hong Kong Food Exhibition: Promoting the export of local agricultural products and foods and collaboration between industry, academia, and government.” This research addresses the challenging economic and social environment faced by regional communities in Japan, exploring export expansion of regional specialty products such as Japanese agricultural, forestry, and fisheries products and foods to Hong Kong, China, and Taiwan as one potential solution to revitalize regional economies.

Specifically, the research focuses on promoting the export of agricultural, forestry, and fisheries products and foods through promotional activities utilizing the large-scale food exhibition held annually in Hong Kong during the summer (Hong Kong Food Expo, Food Expo Hong Kong). Regarding the export situation of agricultural, forestry, and fisheries products and foods to Hong Kong, which is closely related to this research theme, a separate paper has already analyzed the current state of exports of such products from Japan to Hong Kong.

However, it goes without saying that regional specialty products that contribute to regional revitalization are not limited to agricultural, forestry, and fishery products and food. For example, regional specialty products with unique characteristics and traditional craft products also fall under this category, and alongside agricultural, forestry, and fishery products and food, they have played a significant role in the economy and daily life within the long history of regional economies and societies.

For example, Sendai tansu (chests of drawers), which will be mentioned later in this paper, is a representative example of a traditional craft product that has been successfully exported. Furthermore, binchotan (white charcoal), a specialty product of the southern region of Wakayama Prefecture, is one of the regional specialty products that has seen an increase in exports due to the recent boom in Japanese cuisine overseas, which has led to increased demand at Japanese restaurants.

Such distinctive products are believed to exist throughout Japan, but as will be discussed later, many of them are facing difficult circumstances due to the shrinking

scale of production as an industry. How to improve this situation through exports and contribute to regional economic development is a major challenge.

In this paper, we focus on regional specialty products and traditional crafts—another means of promoting regional economic development alongside agricultural, forestry, and fisheries products and food—that have historically contributed significantly to regional economic development. We examine the current state and future expansion potential of such products, with a particular focus on exports to markets such as Hong Kong.

(共同研究：日本の社会問題とそれへの対応)

近代日本の伝染病予防と内務省の衛生行政論

——窪田静太郎を手がかりとして——

小 島 和 貴

1 はじめに

文部省が所管した衛生事務は明治8年には内務省に移管された。同年、初代内務省衛生局長に就任した長与専斎は、『長与専斎と内務省の衛生行政』で触れた通り、それまでの西洋での調査・経験を踏まえて理解した「医学等学術の政務的運用」を実行する立場をえることとなった¹⁾。明治9年には西洋の衛生行政を調査する機会に再び恵まれ、帰国後、「衛生意見」を大久保利通内務卿に提出する。

明治7年の医制、そしてこの長与の「衛生意見」によって明治政府内では衛生事務が設定されることとなり、とりわけ地方の衛生事務は「医務取締」、「衛生取締」のような地方衛生行政機関が必要であるとされた。

長与が衛生行政の形成を進める中で発生したのがコレラの流行であった。しかしこの災いは近代日本の衛生行政の必要性を伊藤博文など明治政府の中枢に対しても認めさせる効果をもつこととなる。

コレラの流行は明治期には明治10年の流行を嚆矢とするが、その2年後には10万人以上の人命を鬼籍へと追いやった。そこで同年の流行が終息すると、中央衛生会と地方衛生会、府県衛生課と町村衛生委員を設置することが決まった。前者が諮詢機関であり、後者が内務省のライン系統を構成することが期待された。そして年が明けると近代日本伝染病対策の基本法として伝染病予防規則が制定された。

この規則では対象となる伝染病が特定され、政府による感染症対策が必要であることが明記されるも、責任者が不明確であるという課題を有していた²⁾。そこでこの点に関心を示

1) 拙著『長与専斎と内務省の衛生行政』慶應義塾大学出版会、2021年。Mary-Jane Schneiderは公衆衛生は化学と政治の手法に依拠することを指摘し、病気の予防等を進める政策については、“Policy is developed based on biomedical sciences, social and behavioral sciences, environmental health sciences, and the study of the medical care system. Public health depends on politics for decision making.”として関連諸科学に基づいて形成されるとする(Mary-Jane Schneider 2021, *Introduction to Public health* (6th), Jones & Bartlett Learning, p.12)。

2) 伝染病予防規則時代では、例えば避病院の設置を進める際に困難が生じていた(拙稿「明治二六年地方官制改革以後の内務省衛生行政と岐阜県」寺崎修・玉井清編『戦前日本の政治と市民意識』慶

したのが長与の後継者として衛生局長の任にあった後藤新平であった。そして後藤の取り組みの結果、伝染病予防法が実現した。同法の実現を受けて内務省内では今後の衛生行政論が展開されることとなったが、ここでは同法に立法過程からかかわった窪田静太郎の議論に導かれながら内務省の衛生行政論に接近してみよう³⁾。

2 内務省の衛生行政と窪田静太郎

伝染病予防法が実現したことで、内務省の衛生事務に従事していた林茂香等はその注釈書を執筆する⁴⁾。この時、今後の内務省の伝染病予防のことで行政機関の視点から議論したのが窪田静太郎であった。窪田の「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス」である。

窪田の論考は伝染病予防法や同法施行規則を踏まえた衛生行政機関論であった。医制や「衛生意見」では効果的な伝染病予防のためには「医務取締」や「衛生取締」に見える地方衛生行政機関の働きが重要となることは指摘され、明治12年の暮れには衛生委員制度が導入されていたが、「19年の頓挫」により廃止されたことから、以後の地方衛生行政については警察のかかわりが強調され⁵⁾、市町村など一般の行政機関に期待される役割については等閑に付されてきた。そこで窪田の衛生行政論、とりわけ行政機関への理解を深めることで、内務省がいかなる方針で伝染病予防を位置づけていたのかその一端が明らかになるものと思われる。

ところで窪田静太郎は吉田久一⁶⁾や蟻塚昌克⁷⁾等の見解に見えるように従前においては近代日本の社会事業への貢献で知られてきた。一方、国立公文書館所蔵「枢密院文書」によれば⁸⁾、(表1)の通り、内務省試補⁹⁾を皮切りに警保局勤務を経て地方行政にかかわり、明

應義塾大学出版会、2005年、63～86頁、小野博司「岡田村避病院建築事件—『終審としての訴願』の事件史研究—」(『法制史研究』73)、同「近代日本の訴願利用：道府県参事会採決を対象とする調査の中間報告」(『阪大法学』74-3・4)等)。

3) 本研究は桃山学院大学共同研究プロジェクト「日本の社会問題とそれへの対応」(22共285)の研究成果である。

4) 林茂香、野村寛の共編となるもので、後藤新平は序文を提供し、内務省参事官の窪田静太郎と内務技師の柳下士興が補正を担当している(林茂香ほか『伝染病予防法注釈』)。

5) 衛生行政は一方には地方行政と、他方では警察行政との連携が求められたが、従前の議論では長与専斎の指摘した「19年の頓挫」が強調され、以後の衛生行政を論じる際には警察行政との関わりに注目されるようになるが(小栗史朗『地方衛生行政の創設過程』医療図書出版社、1981年、164頁など)、窪田の論考に接近することで内務省内ではいかなる理解が目指されていたかを確認することができる。

6) 吉田久一は「窪田静太郎は日本における社会事業行政の開拓者であり、後藤新平の社会事業行政構想のブレンであり、また後継者であった」(吉田久一「窪田静太郎と社会事業」日本社会事業大学『窪田静太郎論集』日本社会事業大学、1980年、538頁)。

7) 蟻塚昌克は「窪田は、井上友一らと貧民研究会を結成し、内務省衛生局長、社会政策学会幹事を務めながら、民間慈善事業の組織化に奔走した人物」(蟻塚昌克「社会局100年 内務官僚の時代とその思想」『立正大学社会福祉研究所年報』(第22号)、2020年、113頁)。

8) 国立公文書館所蔵「昭和21年勅令第109号第7条ニ依ル調査表(公職追放関係)・窪田静太郎」(「枢密院文書」)。

9) 東京帝国大学編纂による *the Calendar 2567-68(1907-1908)* には、*Year of Graduation 1891* に *Seitaro Kubota* の名がみえる (*The Imperial University of TOKYO(1908), the Calendar 2567-68*)。

(表 1) 窪田静太郎略年譜 (内務省時代)

明治 24 年 7 月 27 日	内務省試補
11 月 25 日	警保局勤務
明治 25 年 8 月 30 日	佐賀県参事官
明治 26 年 5 月 9 日	徳島県参事官
11 月 10 日	兵庫県参事官
明治 27 年 12 月 24 日	内務省参事官
明治 30 年 7 月 1 日	兼臨時検疫局事務官 (～明治 31 年 11 月 1 日)
明治 33 年 5 月 1 日	兼農商務書記官
5 月 23 日	商工局工務課長
明治 33 年 5 月 1 日	兼臨時検疫局事務官 (～同年 9 月 25 日)
明治 34 年 7 月 10 日	農商務書記官兼内務省参事官
明治 35 年 12 月 10 日	商工局保健課長兼務
明治 36 年 7 月 14 日	兼農商務省参事官
9 月 3 日	内務省衛生局長

(国立公文書館所蔵「昭和 21 年勅令第 109 号第 7 条ニ依ル調査表 (公職追放関係)・窪田静太郎」(「枢密院文書」所収) より作成)

治 27 年には内務省参事官として省全体の総務に携わるようになり¹⁰⁾、伝染病予防法が実現する頃には後藤新平の信頼を得ながら「臨時検疫局事務官」を兼務していた¹¹⁾。そしてこの後藤と行動を共にしていた時、北里柴三郎等の協力を得ながら¹²⁾伝染病対策のための新法の実現に向けて窪田は奔走したのであった¹³⁾。

伝染病予防法の実現に奔走した窪田は伝染病予防時代の行政機関論の中で「市町村吏員」、「警察官吏」、「衛生官吏」、「郡吏員」、「検疫委員」、「予防委員」に注目した。以下、窪田の「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス (窪田法学士立案)」に導かれながら内務省の衛生行政論に接近することとしよう¹⁴⁾。

3 伝染病予防と市町村

コレラの流行などを経験することで伝染病予防が重要であり、その責任のあり方が問わ

(1907-1908)(東京帝国大学一覽 従紀元 2567 年至同 68 年), p.123)。

10) 各省官制通則 (明治 19 年) 第 47 条には「参事官ハ奏任官トス大臣又ハ次官ノ諮詢ニ応シ意見ヲ具ヘ及審議立案ヲ掌ル」, 第 48 条には「参事官ハ其省ノ便宜ニ従ヒ局課ノ事務ヲ兼任シ若クハ臨時命ヲ承ケテ其事務ヲ助クルコトアルヘシ」とされた。

11) 窪田はこの間の事情について「子爵 (後藤新平—筆者注) は明治 24 年に内務省衛生局長をやられたが、故あって辞され、明治 29 年と記憶して居るが、再び衛生局長になられた。そうして私は当時内務省の参事官として傍ら衛生局の兼務を命ぜられて衛生事務にも関係して居った」と回想する (窪田静太郎「社会事業と衛生事務」『窪田静太郎論集』日本社会事業大学, 1980 年, 281 頁)。

12) 拙稿「伝染病予防法と後藤新平」後藤新平研究会編『後藤新平—衛生の道 1857-1929』藤原書店, 2023 年, 198 頁。

13) 日本医師会出版部『医政』第 6 巻第 11 号, 22 頁。

14) 窪田静太郎「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス (窪田法学士立案)」林茂香ほか編『伝染病予防法注釈』, 明治 30 年所収。

れたことで伝染病予防法が実現したが、これに対して窪田静太郎は同法の意義を以下に評した¹⁵⁾。

伝染病予防法ハ一種ノ行政法ナリ行政法ハ一種ノ公法ニシテ行政権運用ノ条規ナリ……（中略）……行政権ハ安寧秩序ヲ保持シ幸福利益ヲ増進シ以テ国家ノ生存発達ヲ助長スル為法律ヲ執行シ法律ノ範囲内ニ於テスル自由ノ活動ニシテ元首カ行政権ヲ行フノ機関ハ行政庁ナリ……（中略）……予防事務ヲ司ル所ノ行政庁タル者ハ……（中略）……必ヤ法ノ意義ヲ極メテ之ニ踰越セサルト同時ニ其ノ範囲内ニ於テ自由ノ活動ヲ為シ以テ予防ノ実効ヲ奏セサル可ラス

そして伝染病予防法の目的を達成するために窪田はまず市町村の役割が明確になったとして着目する¹⁶⁾。

一旦病毒発生シ若クハ侵入シタルニ当リ之カ伝播ヲ予防スルハ病毒ヲ一人一家ニ撲滅スルニアリ是ヲ以テ病毒散布ヲ防クノ義務ヲ（患家消毒ノ義務伝染病院ニ入ルノ義務交通遮断ヲ受クルノ義務ノ如シ）個人ニ負ハシムルト同時ニ予防ノ責任ヲ地方最下級ノ団体タル市町村ニ負ハシムルヲ以テ最適當ノ措置ナリトス伝染病予防法ノ指針亦此ニ外ナラス

ここにおいて伝染病予防法の目的を達成するために市町村に期待される責任には以下の二種すなわち、①市町村カ団体トシテ負担スルモノ（即純然タル市町村ノ責任タルモノ）、②市町村吏員ノ負担スルモノ（即予防事務中国ノ行政又ハ府県ノ行政ニ属スルモノヲ市町村吏員ニ執行セシムル場合ニシテ此ノ場合ニハ純然タル市町村ノ責任ニ非ラスト雖市町村吏員ノ給料其ノ他職務執行ニ関スル費用ハ市町村ノ負担トナルモノニシテ此ノ意味ニ於テハ市町村ノ責任ト云フヲ得ヘシ）があった¹⁷⁾。①の事務としては「市町村カ団体トシテ負担スルモノハ市制第64条等ニ依リ市参事会市吏員其事務ヲ処理シ町村制第68条等ニ依リ町村吏員之ヲ処理ス」るものであり、伝染病予防法及び同法施行規則第15条、第16条、第17条、第21条、施行規則第12条、第13条第2項であった¹⁸⁾。まず伝染病予防法条文を確認してみよう。

第15条 伝染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ市町村ハ地方長官ノ指示ニ従ヒ市制第

15) 林茂香ほか編『伝染病予防法注釈』明治30年、1～5頁。

16) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、82頁。

17) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、82～83頁。

18) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、83頁。

61 条町村制第 65 条ニ依リ伝染病予防委員ヲ置キ檢疫予防ノ事ニ従ハシムヘシ
但市町村会ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス予防委員ニハ医師ヲ加フヘシ其ノ医師ヨ
リ出ツル者ハ市町村長之ヲ選任ス

第 16 条 市町村ハ地方長官ノ指示ニ従ヒ市町村内ノ清潔方法及消毒方法ヲ施行シ医師
其ノ他予防上必要ナル人員ヲ雇入レ及器具藥品其ノ他ノ物件ヲ設備スヘシ

第 17 条 市町村ハ地方長官ノ指示ニ従ヒ伝染病院隔離病舎隔離所又ハ消毒所ヲ設置ス
ヘシ

伝染病院隔離病舎隔離所又ハ消毒所ノ設備及管理方法ハ地方長官之ヲ定ム

第 21 条 左ノ諸費ハ市町村ノ負担トス

一 予防委員ニ関スル諸費

二 市町村ニ於テ施行スル清潔方法消毒方法ニ関スル諸費

三 予防救治ノ為雇入タル医師其ノ他ノ人員並予防上必要ナル器具藥品其ノ他
ノ物件ニ関スル諸費

四 伝染病院隔離病舎隔離所及消毒所ニ関スル諸費

五 予防救治ニ従事シタルモノニ給スヘキ手当療治料及其ノ遺族ニ給スヘキ救
治料吊祭料

六 第 8 条ニ依レル交通遮断ニ関スル諸費及交通遮断ノ為又ハ一時營業ヲ失ヒ
自活シ能ハサル者ノ生活費

七 市町村内ニ於テ発見セル伝染病貧民患者並死者ニ関スル諸費

次に同法施行規則を確認しよう。

第 12 条 市町村立ノ伝染病院隔離病舎又ハ隔離所ニ於テハ食費薬價ヲ徴収スルコトヲ
得其ノ金額ハ市ニ在テハ府縣知事町村ニ在テハ郡長ノ認可ヲ受クヘシ

第 13 条 市町村長区長戸長又ハ予防委員ハ伝染病予防法第二十六条ニ依リ清潔方法消
毒方法ヲ施行スヘシ但警察官吏衛生官吏郡吏員島庁吏員又ハ檢疫委員ハ市町村
長区長戸長又ハ予防委員ヲ指示シテ其ノ事務ニ従事スヘシ
前項ノ場合ニ於テ市町村ハ必要ナル人夫器具藥品等ヲ供給シ又ハ其費用ヲ支出
スヘシ

伝染病予防における市町村の役割に注目した指摘であり、ここでは檢疫予防、消毒方法、
清潔方法、伝染病院等の設置・管理、これらの経費管理をなすこと等が予定された。特に
第 17 条によって従前、避病院・隔離病舎の設置・管理手続きが明確でなかったが、伝染病
予防法によりこれが市町村の責任であることが明らかとされ、内務省もこれを支持してい

たことがここに判明する¹⁹⁾。

一方、国や府県の事務ではあるが市町村が処理する②の事務としては、「市町村吏員ノ負担スルモノハ市制第74条町村制第69条等ニ依リ市町村吏員之ニ従事ス」るものであり²⁰⁾、主な事務として伝染病予防法との関連では、伝染病患者もしくはその疑いのある患者やその死体の、警察官吏や市町村長、区長等への届け出（第3条、第4条）、伝染病患者を出した家への清潔・消毒の実践（第5条）、伝染病患者の隔離（第7条）、伝染病患者及びその死体、伝染病に汚染されたもしくはその疑いあるものの移転、伝染病に汚染されたもしくはその疑いがあるものの使用、授与、遺棄、又は洗浄、伝染病患者の埋葬に関する認可（第9条、10条、11条）、そして同法施行規則との関連では、市町村長や区長等が伝染病予防法第3条、第4条の届け出を受けたときには、警察官吏、郡役所、府県庁等、関係する行政機関と情報を共有すること（施行規則第2条）、「交通遮断」（施行規則第6条第2項）、伝染病予防法第19条第1の事務（施行規則第10条）、伝染病予防法第19条第7の事務（施行規則第11条）、そして警察官吏、衛生官吏、郡吏員等市町村の上位機関の指示に従い清潔・消毒を実施し、その際の費用を負担すること（施行規則第13条第1項）などであった。

②の事務との関連において伝染病予防法第19条では以下の通り規定されていた。

第19条 地方長官ハ伝染病予防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ノ全部又ハ一部ヲ施行スルコトヲ得

- 一 伝染病患者ノ有無ヲ検診セシムルコト
- 二 市街村落ノ全部又ハ一部ノ交通ヲ遮断スルコト
- 三 祭礼供養興行集会等ノ為人民ノ群衆スルコトヲ制限シ若ハ禁止スルコト
- 四 古着襤褸古綿其他病毒伝播ノ虞アル物件ノ出入ヲ制限シ若ハ停止シ又ハ其ノ物件ヲ廃棄スルコト
- 五 伝染病毒伝播ノ媒介トナルヘキ飲食物の販売授受ヲ禁止シ又ハ廃棄スルコト
- 六 船舶ニ医師の雇入ヲ命シ又ハ汽車船舶若ハ多数人民ノ集合スル場所ニ予防上必要ノ設備ヲ為サシムルコト
- 七 清潔方法消毒方法ノ施行ヲ命シ及井戸水上下水溝渠芥溜厠園ノ新設改築変更若ハ廃止ヲ命シ又ハ其使用ヲ停止スルコト
- 八 一定ノ場所ノ漁撈游泳又ハ其ノ使用ヲ必要ナル日時間制限シ若ハ停止スルコト

19) 避病院等設置をめぐる課題に関しては、前掲「明治二六年地方官官制改革以後の内務省衛生行政と岐阜県」参照。

20) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、83頁。

この第 19 条について内務省では以下の解釈を示す²¹⁾。

此條は地方長官に於て施行すべき予防事務を示したるものにして、概ね衛生警察事務に属するものなり

市町村は②の事務において、地方長官の権能である「衛生警察」の事務の一翼を担うことが期待されていたのである。これらの事務をめぐり、窪田は、①については郡長を第一次、知事を第二次の監督者とし、②については郡長及び知事の監督下におかれることと理解していた²²⁾。

4 伝染病予防と警察

伝染病予防において市町村の果たす役割が重要であるとされる一方、警察もこの問題において伝染病患者等と直に接する機会をもっていた。

全国の警察事務を所管するのは内務省であるが、市町村とともに伝染病予防に従事するのが府県知事管下にあり、「官制上独立ノ行政庁ニ非スシテ府県警察部ノ出張所」としての警察署及び分署であった。

警察署長分署長及其ノ署員モ其ノ実ハ府県知事直轄ノ機関タリ故ニ警察署長分署長及其ノ署員モ亦市町村吏員ニ対シテハ其ノ監督官庁（府県庁）ノ官吏トシテ其ノ主管ノ事務ニ就テハ之カ監督ノ事務ヲ掌ルノ地位ニ在ルモノト云フヘシ

加えて、警察が所管するのが「警察署長分署長及其ノ署員ハ衛生事務中衛生警察ニ属スル事務」であり、「其ノ市町村吏員ニ対シ監督ノ事務ニ従事スルハ所謂衛生警察ニ関スル事務ニ局限」された²³⁾。

「衛生警察」の事務は伝染病予防規則時代の伝染病予防においても求められていたが、伝染病予防法が実現したことで、例えば同法第 19 条に見えるように「衛生警察」の事務はより明確化されるようになったのであり、さらに同法施行規則においても明瞭化が進められた。すなわち同法施行規則第 4 条では患者の届け出を受けた市町村長や区長等は患者宅に臨み清潔方法・消毒方法を実施させることになるが、警察官吏は衛生官吏や検疫委員とともにそれを指示して当該事務を遂行することとされ、同じく第 5 条において患者隔離の必要性が生じた際にも、衛生官吏等とともに警察官吏が指示し当該事務に従事することとされた。あるいは患者宅への立ち入り、検診、上水・下水の使用の可否についても警察官吏

21) 前掲『伝染病予防法注釈』, 52 頁。

22) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」, 94 頁。

23) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」, 85 頁。

が衛生官吏等とともに指示を与え、事務を遂行するということが確認されたのである。

「衛生警察」の事務においては市町村吏員に対し監督する立場に警察はあったが、このほか「一般監督」の事務として郡吏員は市町村吏員を監督する事務に従事する。ここでの「一般監督」の事務は土木事務とのアナロジーで理解するならば「町村ノ土木事務ニ関シ郡吏員ト府県土木係官トカ市町村吏員監督ノ事務ニ従事」するということであり、国と府県との関係で整理するならば「府県知事ハ内務大臣ノ一般監督ヲ受クルト同時ニ各省主管ノ事務ニ関シテハ各省大臣ノ監督ヲ受クルカ如」くであった²⁴⁾。

そこで伝染病予防事務には警察のかかわりが求められる一方、地方長官の権能において、府県の衛生技手や、その監督下にある郡吏員の活動も認められたのである²⁵⁾。

警察官吏ノ外府県衛生技手等衛生官吏アリ是等ハ警察権ヲ執行スルモノニ非スト雖衛生上ノ技術ニ関スル事務等各其ノ担任ノ事務ヲ掌リ併セテ之ニ牽連セル市町村吏員郡吏員ノ監督事務ニ従事ス

そして郡吏員の役割としては以下の活動が期待された²⁶⁾。

伝染病予防ノ事務ハ可成之ヲ地方最下級ノ団体タル市町村ノ責任ニ帰スルヲ有効ナリトシ従テ之ヲ市町村吏員ニ属セシメ郡長郡吏員ハ上ニ在リテ町村吏員ヲ監督シ警察署長分署長及其署員ト共ニ市町村ノ予防事務ヲ督励スルモノトス

伝染病予防を実践するためには衛生官吏や郡吏員のかかわりが認められるものの、警察がこれにかかわる際との相違は「警察権」の有無であった。窪田は伝染病予防事務をめぐる地方長官以下の関係を以下のように図示する（図1）

（図1）にある実線は「監督ノ関係」、波線は「派出ノ関係」であり、（図2）も同様である²⁷⁾。なお、東京府に関しては、首都である特殊性があり、伝染病予防事務についても警視総監のかかわりがあり、警察の果たす役割が他の府県とは異なっていた。

伝染病予防事務には「警察権」を伴うものとそうでないものが認められることになるものの、伝染病予防上必要なものは「警察権」の有無にかかわらず、郡吏員も「郡長ノ機関」として「町村ノ予防事務ノ監督ニ関スル事務ニ従事」することが求められたのであり、内務省では町村が従わない場合には郡吏員は「自カラ手ヲ下シテ指導奨励」することも想定した²⁸⁾。窪田の議論は、市町村の委任事務について「郡町知事之ヲ監督」するも、「衛生警

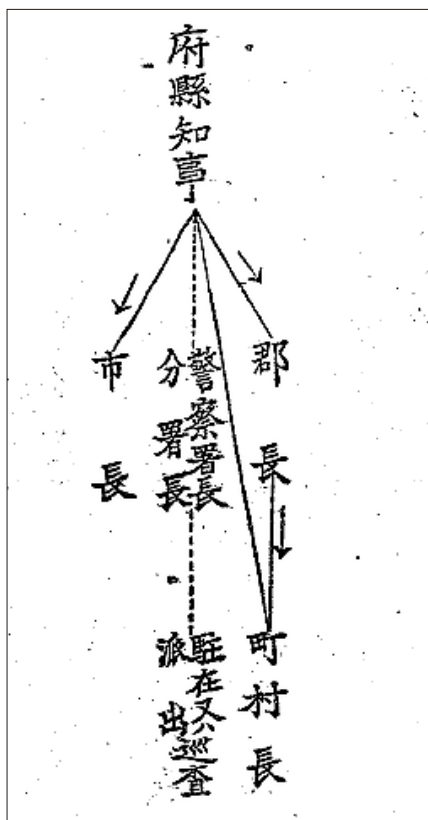
24) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、87頁。

25) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、88頁。

26) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、93頁。

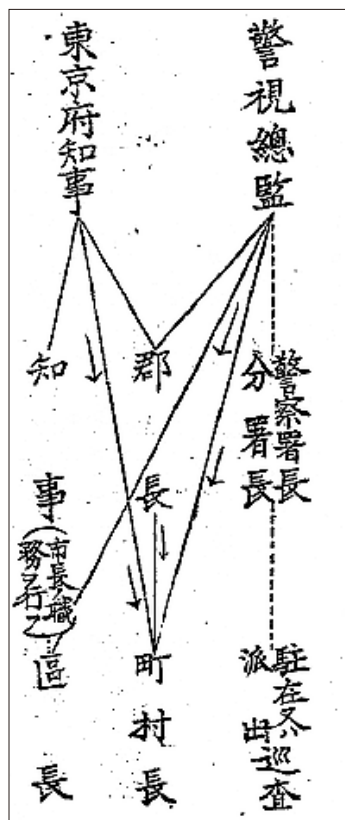
27) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、90頁。

28) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、93頁。



(図 1)

(「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス
(窪田法学士立案)」, 89 頁)



(図 2)

(「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス
(窪田法学士立案)」, 90 頁)

察」に属する事務については、「警察署長分署長」は知事（東京府ハ警視總監）ノ機関」として「監督事務ニ従事」することを求めた²⁹⁾。

5 検疫委員と予防委員

衛生官吏や警察官吏、郡吏員等のほか検疫委員及び予防委員の活動も予定される。すなわち伝染病予防法第 18 条では「伝染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ検疫委員ヲ置キ検疫予防ニ関スル事務ヲ担任」することを求めており、『伝染病予防法注釈』では「流行の模様に依りては地方平時の衛生機関にては予防の実を挙ぐることに能はざる」ことからこれを設置するとした³⁰⁾。窪田はこの検疫委員について以下のとおり注目する³¹⁾。

29) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」, 94～95 頁。

30) 前掲『伝染病予防法注釈』, 47 頁。

31) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」, 96 頁。

検疫委員ハ警視総監府県知事直轄ノ機関ニシテ総監知事ノ権限ニ属スル予防事務ノ全部又ハ一部ヲ行ハシム例ヘハ検疫委員ヲ置キテ特ニ船舶汽車ノ検疫ニノミ従事セシムルカ如キハ即予防事務ノ一部ヲ行ハシムルモノナリ又其ノ職務ハ或ハ管内全部ニ関スル事務ヲ処理セシメ或ハ一郡又ハ数郡等管内ノ一部ニ関スル事務ヲ処理セシム

ここに見える当該委員には第一から第三の事務を担うことが期待されており、すなわち（第一）では「委員ヲ府県庁警視庁ニ置キテ管内全般ニ関スル予防事務ノ全部又ハ一部ヲ処理」すること、（第二）では「郡市ニ配置シテ管内ノ一部ニ関スル予防事務ノ全部又ハ一部ニ従事」すること、そして（第三）では「同時ニ府県庁警視庁及郡市ニ配置シテ此等ノ事務ニ従事」することであった。いずれの場合も検疫委員は「知事警視総監直轄」の機関であり「其ノ権限ノ広狭ハ知事警視総監ノ与フル所ニ従」うものとされていた。ただ（第二）の場合では、

委員ノ権限ハ必シモ予防ニ関スル警察事務ノミニ限ラサルヲ以テ委員ハ（知事此ノ権限ヲ委員ニ付与スル以上ハ）市町村ノ予防事務全般ニ対シ監督ノ事ニ従フコトヲ得ヘシ此ノ点ニ関シテハ委員ノ権限ハ警察署長分署長の権限ヨリ広キコトアルヘキモノナル

との理解が示され、郡以下の伝染病予防事務は「警察権」を超えた権能を検疫委員に行役することを予定するのであった³²⁾。

府県や警視庁、郡に検疫委員を置くとする一方、伝染病予防法第15条は市町村には予防委員の設置を認めた³³⁾。当該委員には市町村長の責任において医師を加えることとされ、これには以下の役割が予定されていた³⁴⁾。

市町村に於ては臨時又は常設委員を置くは市町村会の議決に依るものなれども、此条に於ては殊に地方長官の指示に任せたるものは、国の予防上に就ては国及府県行政事務をも行ふ為めに、一の機関を市町村に置かしむるに在れはなり、故に予防委員なるものは市町村の自治事務は勿論、国及府県の事務をも処理すべきもの

窪田はこの予防委員について「伝染病予防法ハ伝染病流行シ若クハ流行ノ虞アルニ際シ

32) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、97～98頁。

33) 窪田は市町村の衛生行政を進めるにあたり、「（衛生組合は一筆者注）公ノ機関ニ非スト雖……（中略）……当局者能ク誘導奨励シテ組合ノ發達ヲ図ラハ以テ一般人民ヲシテ公衆衛生ノ何物タルヲ解セシメ予防ノ事坦々トシテ大路ヲ行クカ如クナランノミ」との指摘から判明するように衛生組合の活用も視野に入れていた（前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス（窪田法学士立案）」、105～106頁）。

34) 前掲『伝染病予防法注釈』、41頁。

市町村ヲシテ予防委員ヲ設置セシムルノ権ヲ府県知事ニ与ヘタリ」, そのため「予防委員ハ普通市町村制ノ委員ノ如ク単ニ市町村行政ノミニ限ラス国又ハ府県ノ行政ヲモ掌ルヘキ」であることから, 市町村行政に従事すると同時に国, そして府県の指揮下に入り予防事務の遂行を求められる存在とした³⁵⁾。そして市町村長や市参事会等に対しては「市町村ノ代議機関ト行政機関トノ連絡疏通ヲ保チ兩者円滑ノ運転ニ依リテ予防ノ奏効ヲ期セント」する存在であり, 「委員タルモノハ単ニ予防ノ方針ヲ議定シ若クハ予防費用ニ関スル事項ヲ処理スルノミヲ以テ足レリトセス進ンテ予防事務ノ實際ニ当ルコトヲ要ス之ト同寺ニ市参事会及町村長ハ委員ヲ指導シ其ノ他ノ吏員ハ委員ノ指導ヲ受ケ又ハ之ヲ助ケテ予防ノ事務」に従事することとしたのである³⁶⁾。

6 おわりに

後藤新平の「責任が不明確である」との問題意識から伝染病予防法が日の目を見ると, これにかかわった窪田静太郎は今後の伝染病予防, とりわけそのための行政機関の役割について整理を試み, 内務省の衛生行政論が形成されていくこととなった。

窪田の議論では伝染病予防の効果を高めるためには市町村の役割が重大であるということであった。この際, 市町村本来の事務と国又は府県の委任事務とがあり, 前者は郡長を第一次, 知事を第二次の監督者とした。後者は郡長及び知事の監督下におかれ, 「衛生警察」に関しては, 警察署長・分署長は知事の機関として監督に従事する。また伝染病予防事務にあつて警察の関与がなされる場合には「警察権」の行使とみなされるが, 「警察権」の行使は予定されずとも市町村の予防事務に対して必要がある際には, 郡長及び郡吏員は市町村の予防事務を監督し, 市町村がその指示に従わない際には「自カラ手ヲ下ス」局面も想定した。そして府県知事や衛生官吏等に加え, 検疫委員と予防委員の設置をもって予防行政を進めることとしたのである。

(2026 年 4 月 12 日受理)

35) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス (窪田法学士立案)」, 103 ~ 104 頁。

36) 前掲「伝染病予防ニ関スル行政機関ヲ論ス (窪田法学士立案)」, 104 ~ 105 頁。

Theory of Public Health Administration in the Ministry of Home Affairs of Modern Japan after the Enactment of the Infectious Disease Prevention Law: Role of Seitaro Kubota

KOJIMA Kazutaka

This study examines Seitaro Kubota's "Theory of Public Health Administration," which informed the enactment of the Infectious Disease Prevention Law, and clarifies the roles expected of administrative agencies thereafter.

In 1875, sanitary affairs were transferred from the Ministry of Education to the Ministry of Home Affairs. That same year, Sensai Nagayo, appointed the first Director of the Sanitary Bureau under the Ministry of Home Affairs, was positioned to implement the political application of medical and other academic disciplines based politically on his previous research and experience in the West. In 1876, he again investigated Western sanitary administration and, upon returning to Japan, submitted "Opinions on Hygiene" to Home Minister Toshimichi Okubo.

The 1874 Isei (Medical Constitution in modern Japan) and Nagayo's "Opinions on Hygiene" established hygiene administration within the Meiji government. Notably, local hygiene affairs required creating local health administrative posts, such as Medical Affairs Members and Hygiene Members.

During this process, a cholera epidemic prompted key figures, including Hirobumi Ito, to recognize the need for modern Japanese hygiene administration.

Cholera outbreaks in the Meiji era began in 1877 and in 1879, mortality exceeded 100,000. After the outbreak, the government established a new administrative structure comprising a Central Hygiene Council, Local Hygiene Councils in prefectures, hygiene departments in prefectures, and Hygiene Members in towns and villages (choson-eisei-iin). The following year, Infectious Disease Prevention Regulations were enacted as the foundation of modern infectious disease control measures.

Although multiple diseases were codified under this regulation, the unclear regulation left responsibility for prevention unclear. Shinpei Goto, Nagayo's successor as Director of the Hygiene Bureau, addressed this issue, leading to the enactment of the Infectious Disease Prevention Law.

Following its enactment, the Ministry of Home Affairs initiated discussions on future

hygiene administration. This paper attempts to analyze these discussions through the arguments of Seitaro Kubota, given his involvement in the legislative process of the law.

Kubota's Theory of Public Health Administration emphasized the central role of municipalities in the prevention of infectious diseases. Furthermore, the theory posited duties inherent to the municipality and duties delegated by the national or prefectural government. In the former, the county chief served as the primary supervisor, and the governor functioned as the secondary supervisor. In the latter, although prefectures and counties were involved, public health police fell under police supervision.

To promote infectious disease prevention, Kubota also advocated the establishment of temporary bodies such as Quarantine Members alongside permanent administrative authorities, including prefectural governors and mayors.

フランスにおけるイスラーム系私立学校に対する 国庫助成に関する考察

——1959 年私学助成法の理念について——

橋 本 一 雄

目 次

- 1—はじめに
 - 1. 1—イスラーム系私立学校への国庫助成をめぐる問題
 - 1. 2—本稿の構成
- 2—第三共和制期における私学助成をめぐる問題
 - 2. 1—公教育のライシテの原則と私教育の自由
 - 2. 2—近代公教育法制と私教育の自由の関係
 - 2. 3—私教育の自由としての私立学校の「教育の自由」の規制
- 3—ヴィシー政権から第四共和制期にかけての私立学校の「教育の自由」の復興
 - 3. 1—ヴィシー政権の教育政策
 - 3. 2—第四共和制期における 1959 年私学助成法制定の前史
 - 3. 2. 1—貧困児童の就学を支援するための 1948 年 5 月 22 日の政令
 - 3. 2. 2—奨学金の申請に関する 1951 年 9 月 21 日の法律
 - 3. 2. 3—児童手当の給付に関する 1951 年 9 月 28 日の法律
- 4—1959 年私学助成法とその合憲性をめぐる議論
 - 4. 1—制定過程
 - 4. 2—概要
 - 4. 3—契約の類型
 - 4. 3. 1—公教育への統合（教育法典第 L.442-4 条）
 - 4. 3. 2—協同契約（同第 L.442-5 条から 442-11 条まで）
 - 4. 3. 3—単純契約（同第 L.442-12 条）
 - 4. 3. 4—無契約（同第 L.442-3 条）
 - 4. 4—合憲性をめぐる憲法院の判断
- 5—イスラーム系私立学校に対する 1959 年私学助成法の適用
 - 5. 1—イスラーム系私立学校の増加
 - 5. 2—適用をめぐる問題
- 6—むすびにかえて

1—はじめに

1. 1—イスラーム系私立学校への国庫助成をめぐる問題

1958年に公布・施行されたフランス第五共和制憲法では、その第1条において法の下での平等の原則とライシテ（laïcité）と呼ばれる国家の脱宗教性を意味する政教分離の原則が掲げられている¹⁾。これらの原則を掲げるフランス第五共和制憲法が公布された直後から改めて問題として提起されたのは、フランスにおいて、近代公教育法制が成立する1880年代から論点とされてきた宗教系私立学校に対する国庫助成の問題であった。

この点について立法的に決着をつけたのは、第五共和制憲法施行後で初となる第18代大統領に就任したシャルル・ド・ゴール（Charles de Gaulle）の下で首相に就任したミシェル・ドゥブレ（Michel Debré）の主導によって1959年に制定された私学助成法（以下、1959年私学助成法という）である。同法によって、宗教系を含むすべての私立学校は政府とのあいだで公立学校への準拠の度合いに応じて4つの契約の類型を選択し、所定の要件を満たせば国庫からの助成が受けられることを規定した。

1959年私学助成法の制定に際しては、宗教系を含む私立学校に対する国庫から助成を行うべきか否かをめぐって「学校問題（question scolaire）」あるいは「学校闘争（querelle scolaire）」などと呼ばれる峻烈な論争を巻き起こし、宗教系私立学校への国庫助成がライシテの原則に反するのではないかとの論争は同法の施行後も継続した。

しかし、違憲立法審査機関である憲法院（Conseil Constitutionnel）は同法を合憲とする判断を1985年に示し、同法の合憲性に関する論争は一応の決着がついたものとみなされた結果、1959年私学助成法は今日に至るまで宗教的私立学校への国庫助成の基本法としての位置づけを有している。

この際に問題となるのは、イスラーム系私立学校に対する私学助成法の適用をめぐる問題である。フランスでは、2004年に公立学校において宗教的標章等の着用を禁止する法律（以下、2004年法という）²⁾が施行され、それまで問題とされてきた公立学校におけるムスリムの女子生徒のスカーフの着用等が禁止された。これを受け、イスラーム団体はスカーフを着用したまま通学することのできる独自の私立学校を設立し、1959年私学助成法にもとづく当該学校に対する国庫からの助成金の交付を受けるべく教育内容の準拠を進めてきた。しかしながら、当初は他の宗教的私立学校同様に助成金の交付を受けていたにも関わらず、

1) フランス第五共和制憲法の原文及び改正経過等については、以下のレジフランスのサイトを参照（<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000571356/>）（最終閲覧日：2026年3月29日）。また、ライシテ（laïcité）を「脱宗教性」と訳出する背景等については、橋本一雄「フランスにおける移民の教育政策と平等原則—1989年教育基本法の理念についての考察—」『桃山法学』第44号（2026年）60-61頁を併せて参照されたい。

2) Loi n° 2004-228 du 15 mars 2004 encadrant, en application du principe de laïcité, le port de signes ou de tenues manifestant une appartenance religieuse dans les écoles, collèges et lycées publics, *Journal officiel* 17 mars 2004, p.5190.

フランス国内におけるイスラームフォビー（Islamphobie）に呼応するように、近年、当該助成の停止が相次いでいる³⁾。その意味においてイスラーム系私立学校に対する今日の国庫助成をめぐる問題は、1959年私学助成法と対置した際の、新たな学校問題といえる論点であろう。

そこで本稿では、1959年私学助成法の制定過程を公教育のライシテの原則が確立する第三共和制期に遡って辿りながら、今日のイスラーム系私立学校に対する助成停止をめぐる問題を考察するため、制定過程及び同法で保障された私立学校の「固有の性格」の意義について考察する。本稿を通じて、先述した今日の新たな学校問題としての、イスラーム系私立学校への助成問題は、1959年私学助成法の適用にあたり、当該私立学校が単に公立学校への準拠だけでなく、フランス共和国への忠誠と「共和国の価値」の共有化という観点を助成の要件に加味しているのではないかという見立ての当否について考察する。

1. 2—本稿の構成

本稿の構成は以下のとおりである。

次章である2では、フランスにおける私立学校への助成問題の起源となる第三共和制期における近代公教育法制の成立過程を振り返る。義務制・無償性と脱宗教性の原則を掲げ1880年代に成立したフランスの近代公教育法制は、その確立期から、公私二分論にもとづく私教育の自由をも保障するものであった⁴⁾。ここでは、公教育のライシテの原則の下で保障された私教育の自由の内容を確認する。そのうえで、3では、第三共和制の中盤以降、次第に抑圧されるようになった私教育の自由が、私立学校への助成金の交付の形で、子どもの教育を受ける権利を保障する観点から復興する過程を辿る。まず検討するのは第三共和制終盤のヴィシー政権における政策の転換であり、同政権においてカトリックに親和的な政策が施行された事実の確認である。そのうえで、第四共和制においては、ヴィシー政権における法令が相次いで廃止されるものの、ライシテの原則との均衡をも見据えながら1959年私学助成法の前史ともいえる法令が施行されたことを振り返る。4では、1959年私学助成法の成立過程について先行研究を整理して検討し、同法の合憲性について判断を下した憲法院の判決を踏まえ、同法における「固有の性格」の意義を考察する。そして5において、2004年法施行以降、他の私立学校同様にイスラーム系私立学校にも適用されていた1959年私学助成法が、近年、いかなる論拠でその適用からの除外が検討されているのかを分析する。

本稿を通じて、フランスにおいて宗教的マイノリティの宗教的自由を考察する際に1959

3) この経緯については、橋本一雄「フランス公教育における『共和国の価値』共有化の原則と制服導入論」『桃山法学』第42号（2025年）113-146頁等参照。

4) 兼子仁『教育法（新版）』（有斐閣，1978年）72-77頁，成嶋隆「『教育の自由』の前提的諸問題」憲法理論研究会編『精神的自由権』（有斐閣，1982年）281-282頁等参照。

年私学助成法の理念が変容しつつあると評するべきなのか、その見立てを示すことが本稿の目的である。

2—第三共和制期における私学助成をめぐる問題

2. 1—公教育のライシテの原則と私教育の自由

そもそも、フランスの歴史においてライシテという語が生まれたのはいつか。歴史学者のピエール・フィアラ（Pierre Fiala）によれば、ライシテ＝laïcitéという語が公に登場するのは1870年代の第三共和制初期、カトリック教権勢力と反教権主義（anticléricalisme）を掲げる共和派とのあいだで起こった教育の権能をめぐる抗争⁵⁾の過程においてであると分析されている⁶⁾。

また、哲学者のアラン・ルノー（Alain Renaut）は、ライシテを「他者とのあいだに存在する差異を捨象する」原則と分析するものの、この評価もまた、ライシテが、宗教的・文化的背景を異にする子どもを、将来、社会に参画することのできる自律した市民へと育成するため、宗教的な事象を公共空間から私的領域へと押し込め、宗教的・文化的な差異を取り除くことによって子どもに教育への平等な機会を保障しようとする近代公教育法制の成立過程を踏まえたものと評することができる⁷⁾。

公教育のライシテの原則は、こうした教育の権能をめぐる抗争を経て、第三共和制期の1879年に成立した共和派のウィリアム・ワディントン（William Waddington）内閣において公教育大臣を務めたジュール・フェリー（Jules Ferry）に主導され⁸⁾、義務制、無償性とライシテの原則を備えた公教育が、1880年代に制度化された⁹⁾。

この点について、フランスの上院にあたる元老院（Sénat）のサイトにおいては、公教育のライシテの原則を含む近代公教育法制を確立する一連の法律を次のように分類している¹⁰⁾。

すなわち、第1段階として、(1) 初等師範学校の設立に関する1879年8月9日の法律、(2) 公教育高等評議会（Conseil supérieur de l'instruction publique）から聖職者を排除する

5) この点については、橋本一雄「フランス第三共和制成立期における『教育の自由』概念についての考察」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』第54号（2022年）49-51頁参照。

6) See Pierre Fiala, Les termes de la laïcité. Différence morphologique et conflits sémantiques, *Mots*, n° 27, 1991, pp.41-57.

7) Alain Renaut et Alain Touraine, *Un débat sur la laïcité*, Stock, 2005, p.14.

8) Xavier Darcos, *l'école de Jules Ferry 1880-1905*, Hachette, 2005, pp.16-36.

9) フランスの近代公教育法制の成立過程については、小泉洋一『政教分離と宗教的自由』（法律文化社、1998年）175-200頁、今野健一『教育における自由と国家—フランス公教育法制の歴史的・憲法的研究』（信山社、2006年）219-279頁、成嶋・前掲注4「『教育の自由』の前提的諸問題」277-283頁、橋本一雄「フランス公教育におけるライシテの現代的意義とその特質」上田女子短期大学 児童文化研究所『所報』第32号（2010年）11-32頁等参照。

10) この点は、以下の元老院のサイトを参照。

(<https://www.senat.fr/evenement/archives/D42/index.html>)（最終閲覧日：2026年3月30日）

1880年2月27日の法律、及び、(3) 事実上の宗教系私立大学の学位授与権を国家に移管する1880年3月18日の法律という3つの法律であり、この第1段階の法律の制定によって、宗教者の影響力から教育を解放するため、各県に師範学校を設立し、カトリック教権勢力の教職員に代わる共和国の学校の一員としての教員の育成制度を確立した¹¹⁾。

加えて、第2段階として(4) 初等教育における聖職者の教員資格の特権を廃止する1881年6月16日の法律、(5) 初等教育を無償化する1881年6月16日の法律、及び、(6) 初等教育の義務化と教育課程のライシテの原則を定める1882年3月28日の法律(以下、1882年法という)が挙げられる。

公教育のライシテの原則を掲げるフェリーは、一連の教育改革立法を通じて、義務制、無償性及び脱宗教性の原則を一貫して追求した。フェリーは、学校が宗教的中立性を有する公的空間であることを表明することによりすべての子どもの良心の自由を保障することが可能となり、義務制の公教育制度を確立する際の前提となる要件として列挙している¹²⁾。

他方、義務制、無償性及び脱宗教性を原則とするフランスの近代公教育法制においても、私教育の自由には一定の配慮がなされていた¹³⁾。この点は、ライシテには公教育の脱宗教性を貫徹しようとする「消極的中立性(neutralité négative)」としての側面がある一方、主に私的領域における児童生徒の宗教的自由を保障する「積極的中立性(neutralité positive)」の側面をも有しているものとして説明することができる¹⁴⁾。

その最たる例は、先述した1882年法の規定である¹⁵⁾。すなわち、「公立の初等学校は、親が希望する場合には子どもに対して学校以外の施設において宗教教育を行うことができるようにするため、毎週、日曜日以外の1日を休日とする」(第2条第1項)こととされ¹⁶⁾、併せて、

11) もっとも、フェリーが公教育大臣として主導した一連の教育改革立法に、上記(1)の初等師範学校設立に関する1879年8月9日の法律を含めるかどうかは論点となりうる。すなわち、同法は公教育のライシテの原則を規定するものではなく、それゆえに、フェリーが主導した公教育のライシテの確立のための主要な教育改革法令には含めずに分類されることもある(例えば、小泉・前掲注9『政教分離と宗教的自由』177頁等)。その一方、同法は、フェリー公教育大臣の下、フェリーとともに教育改革を主導したポール・バール(Paul Bert)によって提出された教権勢力に代わる教員を養成するための法律であり、元老院のサイトにおいてはフェリーによる教育改革立法の筆頭に掲げられている。

12) See *Revue Politique et Parlementaire*, t.148, 1931, pp.375-376. フランス国立図書館の以下のサイトより参照。

(<https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/cb328611494/date>) (最終閲覧日: 2026年3月30日)

13) この点、Pierre Chevallier, Bernard Gresperrin et Jean Maillet, *L'Enseignement français de la Révolution à nos jours*, Mouton, 1968, pp.275-283, 兼子・前掲注4『教育法(新版)』72-74頁、成嶋・前掲注4『教育の自由』の前提的諸問題」281頁等参照。なお、本稿では、家庭等の私的領域における教育の自由と私立学校の教育の自由とを併せ「私教育の自由」と呼ぶ。

14) Jacques Robert et Jean Duffar, *Droits de l'homme et libertés fondamentales*, 8e éd, 2009, L.G.D.J., pp.603-604.

15) Loi du 28 mars 1882 portant sur l'organisation de l'enseignement primaire, *Journal officiel* du 29 mars 1882, p.1697.

16) この規定により、フランスの公立初等教育学校は、第三共和制期以降、木曜日が休校日とされてきたものの、「修学リズム(rythmes scolaires)」改革により、1972年9月以降は水曜日が休校日となった(See Circulaire n° 72-200 du 12 mai 1972, *Bulletin officiel* de l'éducation nationale, 1972, p.1386.)。なお、2013年度からは水曜日には午前中のみ授業が行われる代わりに火曜日と金曜日の授業時間が削

私立学校における宗教教育は保障されることを規定した（第2条第2項）。休校日の規定に関しては、宗教儀式に参加するための欠席を学校長の裁量として許可する慣行が容認されてきたこともその一端である¹⁷⁾。

公教育のライシテの原則が、単に脱宗教性を貫徹しようとするだけでなく、児童生徒の宗教的自由の実践を保障しようとする側面を有していることは、後述する1959年私学助成法の基本的な理念としても位置づけられている所以であり¹⁸⁾、1959年私学助成法の淵源もまた、公教育のライシテの原則の確立と密接不可分の関係に立つものであった。

2. 2—近代公教育法制と私教育の自由の関係

では、なぜ近代公教育法制の確立の過程において私教育の自由の保障を明記する必要があったのか。この点は、先述した近代公教育法制の中でも1882年法の制定過程において明らかである¹⁹⁾。それは、ライシテを宗教的価値を尊重しつつ国家の脱宗教性を意味するものと捉えるか、逆に、宗教の持つ価値を否定し、国家の反宗教性を意味するものと捉えるのかという当時の政治的対立の中での論点をめぐり、フェリーらは前者の立場に立って1882年法案を策定したと関係する。

すなわち、フェリーは、公立学校における宗教教育の徹底した排除を明記したポール・ベールが委員長を務める1882年法案（委員会案）に対し、公的領域以外での宗教教育が可能となるように条文の文言を修正して同法案（政府案）を提出したこと²⁰⁾、また、1882年3月16日の元老院での法案説明でも「公立学校の教員はいかなる信仰に対しても敵対的な立場をとってはならない」ことを答弁していること等からその理念を読み取ることができる²¹⁾。それゆえ、私教育の自由の保障は、1882年法を始めとするフェリーが企図したフランスの一連の近代公教育法制が、公教育のライシテの原則を反宗教的な価値を担うものではないことを明らかにするうえでも必要不可欠な事柄であった。

加えて、1882年法が初等教育の義務化を規定していたこととの関係も有している。すなわち、普仏戦争敗北を契機として義務制、無償性を備えた公教育制度整備の世論が高まる

減されるなどの学修リズムの観点から断続的に行われている。

17) See Jean-Michel Lemoyne de Forges, *La religion dans l'école laïque*, in Joël-Benoît d'Onorio (dir.), *La laïcité au défi de la modernité*, Tequi, 1990, pp.155-161. もっとも、宗教的行事等に参加するための児童生徒の学校の欠席権について、コンセイユ・デタは1980年代の判決において、各学校長の裁量権の範囲内で認められるものであり、これが権利として保障されるものではないとの判断を示している（Conseil d'État, Assemblée, 14 avril 1995, *Recueil Dalloz Sirey*, 1995, jurisprudence, p.481.）。

18) 後述するとおり、同法第1条第3項においては「国家は、生徒に対し礼拝の自由及び宗教教育の自由を保障するために有用なあらゆる措置をとる」ことが規定されている点などがその一例として挙げられる。

19) 1882年法の制定過程については、Louis Capéran, *Histoire contemporaine de la laïcité française, La révolution scolaire*, Librairie Marcel Rivière et Cie, 1959, pp.14-27, 123-175, et 239-240, 小泉・前掲注9『政教分離と宗教的自由』176-180頁等参照。

20) Capéran, *supra note 19*, pp.74-79.

21) *Ibid.*, p.175.

一方²²⁾, カトリック教会に対して特権的な地位を与えた 1850 年 3 月 15 日の法律²³⁾ (法案を立案した当時の公教育大臣アルフレッド・ファルー (Alfred de Falloux) の名を冠してファルー法と呼ばれる。以下 1850 年ファルー法という) によって, 宗教及び道德教育を必修化し (第 23 条), 宗教別の初等学校の設立を公認するなど (第 36 条), カトリック教権勢力は法的に手厚く保護され, 教育に絶大な影響力を有していた。

歴史学者のモーリス・ルクル (Maurice Reclus) の分析によれば, 1850 年ファルー法によって国家の統制が及ばない修道会学校が増大したことが国家の分断を招いたとする批判を受けることとなった²⁴⁾。この結果, 公教育制度を確立するにあたってカトリック教会の影響力を排除するライシテの要求も加わることとなったという側面である²⁵⁾。

それゆえ, ライシテの原則を掲げ脱宗教化した公教育制度を確立する際にも, 学校への就学を義務化する以上, 子どものあらゆる良心の自由を保障する必要があるというのがポール・バールやフェリーの一貫した立場であり²⁶⁾, 1882 年法第 2 条において公立学校以外の施設等において宗教教育を行うための余地を残したこともこの文脈において説明されうる事柄である²⁷⁾。

教育課程を始めとする公教育の脱宗教性化と公立学校以外の施設等での私教育の自由を保障することはこの意味において相即的な関係に立つものであった。

2. 3—私教育の自由としての私立学校の「教育の自由」の規制

一方で, 1882 年法における私教育の自由の保障が直線的に 1959 年私学助成法の策定へと連なるわけではない。1882 年法を始めとする近代公教育法制における公教育のライシテの原則の確立も, カトリック教権勢力と共和派との激しい論争の末に実現したものである。1882 年法を始めとする近代公教育法制の確立以降に再びその断絶へとつながる契機となったのは 1894 年に起こったドレフュス事件である²⁸⁾。

私教育の自由としての「教育の自由」は, 1894 年のドレフュス事件以降, 反教権主義の

22) Chevallier, *supra* note 13, p.113.

23) Loi du 15 mars 1850 relative à l'enseignement, *Lois sur l'enseignement des 15 mars 1850, 9 mars 1852 et 14 juin 1854, suivies des principaux règlements rendus par leur exécution*, Jules Delalain, 1854, pp.1-24.

24) See Maurice Reclus, *Jules Ferry*, Flammarion, 1947, p.166.

25) Chevallier, *supra* note 13, p.113.

26) E.g. *Journal officiel* du 10 février 1880, pp.1516-1533.

27) 憲法学者の成嶋隆は, それゆえにフランスの近代公教育法制の成立過程を「教育の私事性原則に連なる教育の自由の法理」の一側面として確認できると指摘する (成嶋・前掲注 4「『教育の自由』の前提的諸問題」281-282 頁)。

28) ドレフュス事件とは 1894 年にユダヤ人のフランス軍大尉であったアルフレッド・ドレフュス (Affaire Dreyfus) が軍の機密を漏洩した容疑で終身刑を宣告された事件である。判決に対し, ドレフュスを擁護し, 再審請求を求めた共和派に対し, 反ドレフュスの立場に立つ王党派・カトリックが激しく対立した。この結果, 1898 年に急進的共和派が主導する形でピエール・ワルデック・ルソー (Pierre Waldeck-Rousseau) 内閣を成立させた。これ以降, 反教権主義的法令が相次いで施行されることとなる。

立場を強く打ち出した急進的共和派が政権の主導権を握ったことにより、次第に厳しく抑圧されていく。急進的共和派はまずは修道会学校を規制し²⁹⁾、次いで1901年7月1日の結社法³⁰⁾(以下、1901年結社法という)の施行によって修道会の設立を許可制として、無許可の修道会が教育を行うことを禁じた。さらに、その後、修道会学校の教育を全面的に禁じる1904年7月7日の法律³¹⁾(以下、1904年法という)を成立させた。

歴史学者のジャン・バベロ(Jean Baubérot)は、同法により、公教育のライシテは、教権勢力に対し、私教育の自由としての「教育の自由」を否定する反宗教的な性格を帯びた原則へと転化したものと評している³²⁾。

同法は、エミール・ゴンブ(Émile Combes)内閣で成立した法律であるが、ゴンブ内閣が主導する形で、その後も1905年12月9日の政教分離法³³⁾(以下、1905年政教分離法という)が成立することとなる。1905年政教分離法は、宗教的自由を保障するとともに(第1条)、礼拝の公認及び礼拝への公金支出の禁止を定め(第2条)、宗教組織及びその活動を規制する法律であり、私教育の自由としての私立学校の「教育の自由」に対する規制をも意味するものであった。以降、ライシテ擁護の立場に立つ共和派とそれに敵対するカトリック教権勢力とのあいだでの激しい論争がヴィシー政権の樹立まで続くこととなる³⁴⁾。

なお、教育学者のクロード・ルリエーヴル(Claude Lelièvre)が指摘するように、ライシテを擁護する立場は、共和派に限らず、社会主義を支持する教師集団によっても主張されてきたことは公教育のライシテの歴史を振り返るうえでも重要である³⁵⁾。

3ーヴィシー政権から第四共和制期にかけての私立学校の「教育の自由」の復興

3. 1ーヴィシー政権の教育政策

1905年政教分離法の施行以降、私教育の自由としての私立学校の「教育の自由」をめぐ

29) See Jean Morange, *La liberté d'association en droit public français*, Presses universitaires de France, 1977, pp.208-209.

30) Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association, *Journal officiel* du 2 juillet 1901, p.4025.

31) Loi du 7 juillet 1904 relative à la suppression de l'enseignement congréganiste, *Journal officiel* de la République française, 8 juillet 1904, p.4129.

32) Jean Baubérot, *Laïcité 1905-2005, entre passion et raison*, Seuil, 2004, pp.94-96, 124-138.

33) Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Églises et de l'État, *Journal officiel* du 11 décembre 1905, p.7205. なお、同法の「第1章 原則(Principes)」の訳出については、橋本・前掲注5「フランス第三共和制成立期における『教育の自由』概念についての考察」52頁を参照されたい。

34) 1910年代から20年代にかけて、私立学校の「教育の自由」を主張するカトリック教権勢力の立場から「学費の比例配分(La Répartition Proportionnelle Scolaire)」という理念が提唱された。保護者は公立、私立を問わず納税の義務を負っているにも関わらず、国が費用を負担するのは公立学校のみであることは不当であり、義務教育予算は各学校の児童数に応じて分配すべきであるという考え方である(この点は、Association Catholique, *La Répartition Proportionnelle Scolaire*, Hachette Livre Bnf, 2017, pp.130-143, ルネ・レモン著、工藤庸子=伊達聖伸 訳・解説『政教分離を問いなおす EU とムスリムのはざままで』(青土社, 2010年)114-115頁等参照)。この理念は第四共和制期に成立する私学助成に関する法律の黎明と見ることもできる。

35) Claude Lelièvre, *Histoire des institutions scolaires (depuis 1789)*, Nathan, 1991, p.101.

る問題に大きな転機をもたらしたのは、第二次世界大戦中の1940年7月10日に樹立されたヴィシー政権(Régime de Vichy)である³⁶⁾。この政権の下、1940年9月3日の法律³⁷⁾によって修道会学校を規制する1901年結社法(第14条)と1904年法の該当条項が廃止されるなど、「親カトリック法」³⁸⁾ともいうべき修道会学校の再建等を支援する法令が相次いで施行されることとなる。

その最たるものとして、公立の初等学校において選択的に宗教教育を導入すること等を定めた1941年1月6日の法律及び各自治体が私立学校に対して補助金を支出することを認めた同年11月2日の法律を挙げることができる。この間、壊滅的な打撃を受けてきたカトリック教権勢力側からは、私教育の自由としての「教育の自由」とは、私立学校を設立し、運営するという形式的な自由を保障するだけでなく、保護者が教育を選択するという意味での実質的な「教育の自由」を保障するためには、私立学校への国庫助成が必要であると要求も加勢することとなる³⁹⁾。

こうした動向の下、修道会学校は、私立学校を設立し、運営する自由としての私教育の自由を回復した。

3. 2—第四共和制期における1959年私学助成法制定の前史

公教育のライシテの原則が、再び私教育の自由としての「教育の自由」を容認する姿勢へと転じるのは第四共和制に至ってのことである。第二次世界大戦において連合国によるパリ解放の後、ヴィシー政権の後を受け、シャルル・ド・ゴール(Charles de Gaulle)を主席とする臨時政府が1944年6月3日に成立した。

当該臨時政府においては、ヴィシー政権の下で施行された「親カトリック法」が相次いで廃止され、私立学校への補助金を定めた1941年11月2日の法律も1945年4月17日のオルドナンス(Ordonnance)によって廃止された⁴⁰⁾。

加えて、1946年の第四共和制憲法においてはライシテの原則が明記されることとなる

36) ヴィシーはフランス中部に位置する自治体の名称であり、ヴィシー政権の国家元首である主席(Chef)にはフランス陸軍の元帥であったフィリップ・ペタン(Philippe Pétain)が就任した。当該政権は、仏独両国の間で締結された1940年6月22日の休戦協定(l'armistice signé à Rethondes le 22 juin 1940)において、フランスの主権国家としての存続が容認されたことによって誕生した。「ヴィシー体制は、共和制の清算を基本姿勢とする、きわめて権威主義的な体制であった」と評されている(今野・前掲注9『教育における自由と国家—フランス公教育法制の歴史的・憲法的研究』292頁)。

37) Loi du 3 septembre 1940 abrogation de la Loi du 7 juillet 1904 et de l'art. 14 de la Loi du 1 juillet 1901, concernant l'enseignement congreganiste et le contrat d'association, *Journal officiel* du 4 septembre 1940, p.4889.

38) 伊達聖伸「ライシテ関連年表」レモン・前掲注34『政教分離を問いなおす EU とムスリムのはざまで』245頁

39) See Christian Nique et Claude Lelièvre, *La République n'éduquera plus: la fin du mythe Ferry*, Plon, 1993, p.204.

40) Ordonnance n° 45-720 17 avril 1945, *Journal officiel* du 18 avril 1945, p.2163.

が⁴¹⁾、第四共和制憲法の下で私学助成復興に関する法令の制定がなされたことは、1959年私学助成法の前史として位置づけることのできる経緯である。

主要なものとして、以下の3つの法令が挙げられる。

3. 2. 1—貧困児童の就学を支援するための1948年5月22日の政令⁴²⁾

この政令は、子育てにおいて経済的な困難を抱える家族を支援することを目的に掲げ、公立学校だけでなく私立学校に通う貧困世帯の子どもに対しても就学を支援するための給付を行うことを定める政令である。この政令を制定した当時の公衆衛生・人口問題担当大臣であるポアンソ・シャピュイ（Poinso-Chapuis）の名を冠して、ポアンソ・シャピュイの政令と称される。

3. 2. 2—奨学金の申請に関する1951年9月21日の法律⁴³⁾

この法律はそれまで公立の中等教育学校の生徒のみに認められていた奨学金の申請の機会を私立学校の生徒にも認める法律である。当時の国民教育大臣アンドレ・マリ（André Marie）の名を冠してマリ法と呼ばれる。

3. 2. 3—児童手当の給付に関する1951年9月28日の法律⁴⁴⁾

同法は、小学校に通学する児童数に応じて、公立か私立かを問わず、補助金が支払われる法律である。この際、私立学校については、教員の処遇改善に充てることを目的として、父母団体に補助金が支払われることを定めた。この法律は、同法案の筆頭発議者であるシャルル・バランジェ（Charles Barangé）の名を冠してバランジェ法と称されている。また、上記のマリ法と併せ、マリ・バランジェ法（Lois Marie et Barangé）と呼ばれることもある。

4—1959年私学助成法とその合憲性をめぐる議論

4. 1—制定過程

1958年10月4日の第五共和制憲法においても、第1条においてライシテの原則と法の下での平等の原則が規定され、同時に宗教的自由の保障も明記された⁴⁵⁾。

41) 1946年10月27日のフランス第四共和制憲法の第1条は「フランスは、不可分の、脱宗教的な(laïque)、民主的かつ社会的な共和国である」との条文が置かれている(Constitution de la République Française, *Journal officiel* du 28 octobre 1946, p.9167.)。これは、現行のフランス第五共和制憲法と同様である。

42) Décret n° 48-855 du 22 mai 1948 relatif aux attributions de l'union nationale et des unions départementales ou locales des associations familiales, *Journal officiel* du 23 mai 1948, p.4932.

43) Loi n° 51-1115 du 21 septembre 1951 dite ANDRE MARIE portant ouverture de credits sur l'exercice 1951, *Journal officiel* du 23 septembre 1951, p.9786.

44) Loi n° 51-1140 du 28 septembre 1951 dite BARANGE instituant un compte special du tresor destine a la mise a la disposition de tout chef de famille, *Journal officiel* du 30 septembre 1951, p.9979.

45) フランス第五共和制憲法の原文については、1958年10月5日付官報(Constitution, *Journal officiel*

この際、ライシテの原則と宗教的自由を保障した第五共和制憲法の下で「学校紛争 (guerre scolaire)」とも呼ばれる私立学校への国庫助成をめぐる論争が再燃する⁴⁶⁾。その背景には、前述した1886年10月30日の法律によって宗教教育を排除し、加えて、1905年政教分離法第2条において「共和国は、いかなる宗教もこれを承認せず、給与を与えず、また、補助金を支給しない」ことが明記されていたという事情があり、宗教系私立学校への国庫助成に反対する関係団体とこれを求める組織との間で法案をめぐる激しい応酬が繰り返された⁴⁷⁾。

こうした中で1959年私学助成法の制定に大きな役割を果たしたのが、第五共和制における初代の大統領となったシャルル・ド・ゴールの下で首相に就任したミシェル・ドゥブレ (Michel Debré) である⁴⁸⁾。

1959年私学助成法の制定にあたっては、ピエール＝オリヴィエ・ラピー (Pierre-Olivier Lapie) 元国民教育大臣を委員長とする検討委員会が1959年10月30日に提出した報告書(以下、ラピー報告書という)にもとづいて法案の策定が行われることとなったものの、ラピー報告書から1959年私学助成法案へと改訂する過程で以下のような修正がなされた⁴⁹⁾。

すなわち、私立学校が選択しうる政府との契約の類型に関して、(1) 公教育への統合及び(2) 国庫助成なしの契約をしない完全な自由以外の選択として、ラピー報告書では、(3) 国庫助成を行う一方で私立学校に一定の義務を課す「契約制度 (régime de contrat)」と(4) 私立学校の固有の性格を維持しつつ教員の給与の一部を助成する「承認制度 (régime de l'agrément)」が提唱されていたものの、1959年法の政府原案では、(4) の「承認制度」が、単純契約 (contrat simple) へと置き換えられた点である⁵⁰⁾。

こうした一部の修正を踏まえ、1959年法案は同年12月24日に国民議会において、また、同月30日に元老院で可決・成立し、翌日付の大統領審署を経て公布された⁵¹⁾。

du 5 octobre 1958, p.9151.) 参照。

46) See Bruno Poucet, *La loi Debré: une histoire en question*, in *L'État et l'enseignement privé; L'application de la loi Debré (1959)*, B. Poucet (dir.), Presses universitaires de Rennes, 2011, pp.25-44, André Robert, *Les forces syndicales enseignantes et la loi Debré*, in *La loi Debré: paradoxes de l'État éducateur*, B. Poucet (dir.), Amiens: Actes et rapports pour l'éducation, CRDP, 2001, pp.25-28.

47) 同法の制定過程については、Poucet, *supra note 46*, pp.28-36, 中村睦男「フランス一九五九年私学助成法の制定」『北大法学論集』第31巻3-4下号(1981年)257-294頁参照。

48) それゆえ、1959年私学助成法はドゥブレの名を冠してドゥブレ法と称されている。

49) 中村・前掲注47「フランス一九五九年私学助成法の制定」269-274頁, Jacques Robert, *La loi Debré (31 décembre 1959) sur les rapports entre l'État et les établissements d'enseignements privés*, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1962, pp.225-233.

50) Poucet et Robert, *supra note 46*, pp.211-237, 中村・同上論文263-275頁参照。

51) Loi n° 59-1557 du 31 décembre 1959 sur les rapports entre l'Etat et les établissements d'enseignement privés, *Journal officiel* du 3 janvier 1960, p.66.

4. 2—概要

現行の教育法典において⁵²⁾、私学助成に関する総則的規定としては、契約を締結した私立学校は国の監督 (contrôle de l'Etat) に服すること、当該私立学校は固有の性格 (caractère propre) を維持しつつ、子どもの良心の自由を完全に尊重すること (le respect total de la liberté de conscience) 及び出自や信条に関わりなく等しく教育の機会を提供すること等の原則を掲げている (教育法典第 L.442-1 条)。

また、契約を締結しない私立学校に対しても、国は、いじめから子どもを守るとともに「公序 (ordre public)」を維持する観点等から、校長及び教員の資格に関しては監督することを定める (同第 L.442-2 条)。

すなわち、私立学校の特徴として固有の性格を保持することが認められている一方、それは子どもの良心の自由及び教育を受ける権利の尊重の観点から制約を受けうるものとされている⁵³⁾。ここでは、契約を締結しない私立学校であっても教員資格等における制約として「公序」の観点が規定されている点が重要である。

4. 3—契約の類型

では、単純契約と協同契約とはどのような契約か、概要は以下のとおりである。

4. 3. 1—公教育への統合 (教育法典第 L.442-4 条)

第1に、私立学校は公教育への統合を申請することができることとされている。

4. 3. 2—協同契約 (同第 L.442-5 条から 442-11 条まで)

第2に、初等及び中等教育を担う私立学校は、児童生徒の宗教的自由の保障に関する教育法典の他の条項等の要件を満たす場合には、協同契約の締結を申請することができる。この契約の締結にあたっては、教育課程の内容の検証を行うことが併せて規定されている。

教員は、公立学校の教員か、契約にもとづいて国と結びついた教員であり、公立学校の教員と同一の資格にもとづく。

助成の内容に関しては、協同契約を締結した私立学校では、教員の資格に応じて公立学校の教員と同等の給与、社会保障費等の支払い等を国から受けることができる。併せて、学校運営費を公立学校と同一の条件で国が負担することを始め、助成の内容は9つの条文によって広範かつ詳細に規定されている。

52) なお、1959年私学助成法は、その後の幾度かの改正を経つつ、今日なお効力を有する法律であり、私立学校と国との契約の類型も当初の施行段階から基本的に変更されていない。同法の改正経過については、中村英「資料 フランス『私学助成法』改正経過一覧」『東北学院大学論集』法律学第29号(1986年)101-132頁等参照。

53) 法案の審議過程について、中村睦男「フランスにおける私学助成をめぐる憲法問題」今村成和教授退官記念論文集『公法と経済法の諸問題 上』(有斐閣、1982年)124頁参照。

4. 3. 3—単純契約（同第 L.442-12 条）

第 3 に、初等教育を担う学校は、学校の運営機関、教員の資格、児童生徒の人数及び学校の衛生状態等の条件を満たすことによって、単純契約を締結することができる。

助成の内容は、教員の免許・資格にもとづいて所定の計算によって、公立学校の教員と同等の給与を受けることができる。なお、単純契約は、一部の学級のみ契約するか、すべての学級を契約するののかという区分がある。教員の人事権は私立学校が持つ。

4. 3. 4—無契約（同第 L.442-3 条）

第 4 に、国との契約を締結しないパターンである。国からの助成を受けない一方、教育方法や教育課程、教材等の選択において完全に自由であることが明記されている。

4. 4—合憲性をめぐる憲法院の判断

もっとも、1959 年私学助成法の施行以降も、宗教系私立学校への助成が公教育のライシテの原則に反するとの批判はなお続いた⁵⁴⁾。それゆえ、公教育のライシテは「教育の自由」に譲歩するものか否かがその後の争点となったのであった。

この点について、憲法院は、1977 年 11 月 23 日の判決において、1959 年私学助成法によって私学助成を法律で規定することは憲法上容認されうる事柄であり、この契約によって私立学校の固有の性格が保護されることは、「教育の自由」の原則の適用であるとの判断を示した⁵⁵⁾。

また、1985 年 1 月 18 日の判決⁵⁶⁾では私学助成は「教育の自由」を構成する要件であることが確認され、私学助成が存在しない場合、親は学校選択の自由が制限されることになり、私学助成はその「教育の自由」の実質的保障として位置づけられるとの判断が示されている。

5—イスラーム系私立学校に対する 1959 年私学助成法の適用

5. 1—イスラーム系私立学校の増加

フランスにおける 1959 年私学助成法をめぐる歴史的背景と公教育のライシテとの関係を踏まえるとき、その歴史的区分としては、大きく次の 3 つに分別することができるだろ

54) この点は、ジャン・ボペロ著、三浦信孝＝伊達聖伸訳『フランスにおける脱宗教性（ライシテ）の歴史』（白水社、2009 年）158-160 頁等参照。

55) Décision n° 77-87 DC - 23 novembre 1977 - Loi complémentaire à la loi n° 59-1557 du 31 décembre 1959 modifiée par la loi n° 71-400 du 1er juin 1971 et relative à la liberté de l'enseignement - Conformité, *Journal officiel* du 25 novembre 1977, p.5530, 小泉洋一「良心の自由と教育の自由」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社、2013 年）136-139 頁参照。

56) Décision n° 84-185 DC - 18 janvier 1985 - Loi modifiant et complétant la loi n° 83-663 du 22 juillet 1983 et portant dispositions diverses relatives aux rapports entre l'Etat et les collectivités territoriales - Non conformité partielle, *Journal officiel* du 20 janvier 1985, p.821, 小泉洋一「教育の自由と良心の自由—ゲルムール法合憲判決」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』（信山社、2002 年）147-152 頁参照。

う⁵⁷⁾。1つは、第三共和制期における公教育のライシテの原則の確立期である。前述した1882年法を始める法令の制定によって、「二つの学校」とも評される公立学校と私立学校とを区別し、前者の脱宗教性を追及する起点となった。2つには、1901年結社法と1905年政教分離法の施行以降の反教権主義にもとづいて私教育の自由としての私立学校の「教育の自由」が抑圧されていった時期であろう。そして3つには、第四共和制期におけるマリ・バランジェ法などの経緯を踏まえながら、第五共和制憲法の下で成立した1959年私学助成法の施行以降の段階である。

さらに、ジャン・ボベロが2004年法の施行によってライシテの新たな段階に至ったと指摘するように⁵⁸⁾、1959年私学助成法をめぐる新たな問題として、1959年私学助成法のイスラーム系私立学校への適用をめぐる問題が挙げられる。

フランスにおけるイスラーム系私立学校の増加は、とりわけ2004年法の制定を契機とするものと分析することができ、同法の制定によって公立学校における宗教的標章としてのスカーフの着用が禁止された結果、イスラーム団体は独自の私立学校を設立し、当該学校に対して1959年私学助成法にもとづく「協同契約」又は「単純契約」の締結を求める運動へと推移した⁵⁹⁾。

教育学者のブルーノ・プセ (Bruno Poucet) によれば、2001年のフランス北部のオーベルヴィリエ (Aubervilliers) にイスラーム系私立学校が設立されたのを皮切りに、2003年にはリール (Lille) において2校目となるリセ・アヴェロス (Lycée Averroès) が開校された⁶⁰⁾。同校は2008年にフランス国内で初めて1959年私学助成法にもとづく協同契約を締結したイスラーム系私立学校であり、生徒のパカロレア取得率の高さからも、その認知度を高めてきた。また、2004年法によって公立学校では着用が禁止されている宗教的標章としてのムスリム女性のスカーフの着用も、私立学校の「固有の性格」の保障の一部として許容されており、このこと自体は、現状、同校の「協同契約」の締結に影響を及ぼすものではない⁶¹⁾。

しかしながら、イスラーム系私立学校に対する私学助成をめぐっては、次のような危惧が指摘されることもある。

すなわち、プセによれば、フランス国内で設立されるイスラーム系私立学校の多くは、国内最大のイスラーム組織連合である UOIF (Union des Organisations Islamiques de

57) なお、これとは別に、ライシテの歴史を俯瞰して、フランス革命期、第三共和制前半期及び2004年法の制定という三段階に区分する見立てとして、ボベロ・前掲注54『フランスにおける脱宗教性 (ライシテ) の歴史』18-46及び133-178頁等参照。

58) ボベロ・同上書166-169頁

59) 橋本・前掲注1「フランスにおける移民の教育政策と平等原則—1989年教育基本法理念についての考察—」52頁

60) Bruno Poucet, La naissance d'une école privée musulmane sous contrat ?, in *supra* note 46, p.264.

61) 橋本一雄「フランスにおける2004年宗教的標章着用禁止法制定以降の移民政策と宗教的自由」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部 研究紀要』第52号 (2020年) 86頁

France) と結びつく学校であり、それらはフランス社会に根ざそうとする一方、教育課程にイスラーム教の教育実践を統合することをも目指しており、過度な宗教との結びつきの結果、「協同契約」を締結する私立学校といえども、公教育の一部を担う私立学校として順守が求められる子どもの良心の自由や教育を受ける権利の保障が損なわれるおそれがあるのではないかとの指摘である⁶²⁾。

そして、この際に問題となるのが、それまでフランスにおけるカトリックの私立学校同様、他の文化に開かれた学校であるか否かという観点であるとする。つまり、協同契約の締結を目指すイスラーム系私立学校の多くは、フランスの憲法原則であるライシテの原則を受け入れるものの、その意義は、世界の多様な文化や概念と向き合うことで、イスラーム文化及びその貢献を際立たせることであり、近代的な価値観と向き合い、他の信条をも受け入れようとする姿勢が必要であり、この点に懸念があるとの見立てを提示している⁶³⁾。

このように 2000 年代以降のフランス国内におけるイスラーム系私立学校の増加に対し、当該学校が「協同契約」あるいはその前段階としての「単純契約」を締結するにあたって 1959 年私学助成法を始めとする教育法典の関係法令との適合性が問題とされてはいたものの、2008 年のリセ・アヴェロスの「協同契約」締結以降、同校をモデルとして助成契約を締結するイスラーム系私立学校は増加した。

5. 2—適用をめぐる問題

一方で、2019 年以降、イスラーム系私立学校に対する 1959 年私学助成法の適用が厳格化されている傾向にあることは冒頭に指摘したとおりである⁶⁴⁾。

その背景として、1 つには、前述した 2000 年代以降のイスラーム系私立学校の増加がある。フランスにおけるイスラーム教徒の増加と共に、2004 年法及びその後の教育政策を通じた社会統合政策が推し進められる中で「ムスリム・コミュニティ」の結束が指摘されるようになり⁶⁵⁾、それへの警戒がイスラーム系私立学校に対する私学助成の停止措置へとつながっている側面を否定することはできない⁶⁶⁾。

また、2 つには、近年、私学助成停止措置の取消を求めて訴訟を提訴した 2 校、すなわち、前出のリセ・アヴェロスとリヨン市に所在するアルキンディ学園 (Groupe scolaire Al

62) Poucet, *supra* note 60, pp.271-272.

63) *Ibid.*, p.273.

64) この点は、橋本一雄「フランス公教育における『共和国の価値』共有化の原則と制服導入論」『桃山法学』第 42 号 (2025 年) 133-135 頁参照。

65) 例えば、森千香子「過激派の根茎を涵養するイスラームバッシング—『パリ新聞社襲撃事件』を考える」『中東研究』No.522 (2015 年) 55-62 頁等参照。

66) See Le Monde, 09 mars 2025.

Kindi)⁶⁷⁾ は、いずれも前出の UOIF と関係性を有する学校であり⁶⁸⁾、当該助成停止措置の取り消しを求めて提訴された訴訟において、UOIF 及びその関係団体が有している思想が、教育法典に定められた「共和国の価値 (les valeurs de la République)」に反するものであることを指摘されているという点でも共通点を有している。

助成金の交付が停止されたイスラーム系私立学校は授業料の値上げを行わざるを得ず、その結果として、当該助成の停止措置を受けたイスラーム系私立学校では生徒数が半数以下に減少するなどの状況が報告されている。

6—むすびにかえて

本稿における検討を踏まえた結論として、第1に、1959年私学助成法は、公教育のライシテを掲げた近代公教育法制の確立期においても尊重された私教育の自由に淵源を有するものであり、同法に掲げられた当該私立学校の「教育の自由」を尊重することに第一義的な意味を持つ点を確認することができる。フランスの近代公教育法制の確立期、ライシテの原則を掲げる義務制としての公教育制度においては、子どものあらゆる良心の自由と教育を受ける権利を保障する観点から、一定の私教育の自由を保障する必要があるとの認識が共有されていたことは、前出のフェリーやポール・ペールの言説からも見て取ることができる。1959年私学助成法の意義として、まずはこの点を押さえることが重要であろう。

第2には、公教育のライシテとの関係性について、とりわけ1959年私学助成法と2004年法との関係である。そもそも、公立学校においてライシテの原則にもとづきスカーフ等の宗教的標章の着用を禁止すべきか否かが議論された同法の制定過程において、宗教的標章の着用は私立学校において行われるべきものであるとの認識が同法制定の論拠の1つとされていた⁶⁹⁾。しかしながら、私立学校において子どもの宗教的自由と教育を受ける権利等を保障するためには、主として経済的側面において子どもが当該私立学校に通うことのできる状況にあること、すなわち実質的な意味での私立学校の「教育の自由」としてフランスにおける私学助成の議論が展開してきたことも見過ごすことはできない。

近年問題となっているイスラーム系私立学校への国庫助成とその停止措置をめぐる訴訟では、当該学校の教育課程のみならず、沿革やその理念に至るまで助成の審査が及んでい

67) アルキンディ学園は、2007年に設立されたりセ・アルキンディ (Lycée Al Kindi) を中心とするイスラーム系私立の初等中等教育機関である。同学園は2012年より協同契約を締結していたものの、2025年1月10日に契約が解除される旨が通知された。その理由は学校内での検査の際、図書館内でイスラーム教の教義にもとづく暴力行為を推進する書籍が複数見つかり、これが私学助成契約を締結するうえでの「重大な欠陥 (manquements graves)」に該当するというものである。その後、助成停止の取り消しを求めて学園が提訴したものの、リヨン行政裁判所は2025年3月12日の判決で原告の訴えを却下した (Tribunal Administratif de Lyon, Décision, n° 2502062, 12 mars 2025)。

68) See Poucet, *supra* note 60, p.275.

69) 橋本・前掲注1「フランスにおける移民の教育政策と平等原則—1989年教育基本法の理念についての考察—」60-61頁等参照。

ることは、フランス共和国への忠誠と「共和国の価値」の共有化を求める一方、1959年私学助成法で私立学校に保障された「固有の性格」を堅持することとの緊張関係をいかに解決させるかという新たな問題を生じさせている。

この意味において、公教育のライシテの原則の下で私立学校の「教育の自由」をいかに保障するのかという戦後のフランスで1959年私学助成法の制定によって一定の回答がなされた課題に対し、同法をいかに適用しイスラーム系私立学校の「固有の性格」の保持を保障することができるのか、今後の動向が注目される。

※本稿は JSPS 科研費 JP25K04766 による研究成果の一部である。

(2026 年 4 月 9 日受理)

A Study on Government Subsidies for Islamic Private Schools in France:

On the Philosophy of the 1959 Private School Subsidy Act

HASHIMOTO Kazuo

This paper examines the legal and constitutional foundations of state subsidies granted to Islamic private schools in France. In a constitutional system grounded in *laïcité*, understood as the separation of church and state and upheld as a core national principle, the compatibility of public funding for religious private schools has long been contested. This debate dates to the Third Republic, when this principle was established. The origins of this debate lie in the 1880s, when France simultaneously established a modern public education system and adopted the principle of separation of church and state. Given the state's commitment to institutional neutrality toward religion, the question arose of whether allocating public funds to religious private schools violated this principle. This tension has shaped French constitutional and educational discourse for over a century, generating recurrent disputes over the proper interpretation and scope of *laïcité*. During the Third Republic, the balance between *laïcité* and the "freedom of education" was unstable. Depending on political conditions, private schools, particularly religious institutions, were at times subject to stringent regulatory constraints, including restrictive measures specifically targeting religious education. These policies reflected a restrictive interpretation of *laïcité*, emphasizing strict institutional separation over pluralism in education. A significant shift occurred during the postwar Fourth Republic. Legislative measures such as the "Marie Law" and "Barangé Law" introduced state subsidies for private schools, including religious institutions. These laws marked a normative reorientation: rather than framing education policy primarily in terms of state neutrality toward religion, lawmakers increasingly emphasized children's right to education as a constitutional value capable of justifying public support for private schooling. This rights-based justification was further consolidated under the Fifth Republic, and the issue was ultimately resolved at the legislative level by the 1959 Private School Subsidy Act. This statute established a contractual framework allowing private schools to enter into a contract with the state. Schools opting into such contracts were required to align their curricula, staffing, and operations with public school standards, in exchange for subsidies proportionate to their degree of compliance. The constitutionality of the 1959 Act was affirmed by the Constitutional Council in 1985, which held that it did not violate the principle of separation

of church and state. The Council's reasoning rested on the premise that public funding of religious private schools serves the constitutionally protected right to education, provided such funding is conditioned on adherence to state-defined educational standards. Although the 1959 Act has undergone minor revisions, its core principles remain intact. Therefore, Islamic private schools, whose numbers have increased in France since the early 2000s, are eligible for state subsidies under this legal framework. However, since 2019, a series of administrative decisions has led to the suspension of subsidies for certain Islamic private schools because they fail to meet the statutory requirements of the 1959 Act. Against this backdrop, this study traces the historical and philosophical context of the 1959 Private School Subsidy Act, clarifies its underlying objectives, and examines whether recent subsidy suspensions for Islamic private schools are consistent with the Act's original legal and constitutional ideals.

研究ノート

帝国日本における異民族の排除と序列化の論理

——「日本人ファースト」の起源を考える——

青 野 正 明

はじめに

今日、「日本人ファースト」(選挙でのキャッチコピー)の「暴走」が危ぶまれている。私は、平等を装いながらも日本人を最優先とするこの考え方の起源が、戦前に民族間の序列を生み出したナショナリズム、すなわち帝国主義的な多民族ナショナリズムにあるのではないかと推測している。

こうした問題意識にもとづき、昨年に公表した拙稿では、拡大した帝国日本の版図において、支配下に置かれた人びとが1930年代後半以降に「皇国臣民」として日本人の下位に位置づけられ、戦争動員に組み込まれていった史実を取り上げた。そして、「皇国臣民」の新たな定義を示しつつ、それが内包する〈序列〉の論理と〈対等〉の論理についても考察をおこなった(青野2025年)。

本稿では、この拙稿で提示した異民族を序列化する論理を踏まえ、それに加えて、異民族を排除してきた論理の起源にも目を向ける。そうすることで、帝国日本におけるナショナリズムの全体像を描き出すことを目的とする。

ここで用語を説明しておこう。ナショナリズムという語は、近代国民国家を論じる際に、国民主義と民族主義という二つの意味が重要となる。本稿では、近代日本が国民国家を形成する過程における「国民」と、領土の拡大によって多民族帝国となった帝国日本の国民——「帝国臣民」を対象としている。したがって本稿では、ナショナリズムを主として国民主義、すなわち国民国家や多民族帝国における統合によって形成される国民意識という意味で用いることにする。

なお、民族とは一般に、共通の文化・言語・歴史・宗教・習慣などを共有する人びとの集団を指すと説明される。本稿でいう民族とは、帝国日本のもとで、そうした諸要素を共有するという「同じ」意識によってまとまった集団を意味する。具体的には、台湾人、朝鮮人、日本人といった呼称で表現される集団である。

このように整理すると、台湾人や朝鮮人といった民族は、近代日本という国民国家における「国民」や、多民族帝国において構想された「帝国臣民」という国民主義的枠組みとは、

キーワード：帝国日本、単一民族国家、多民族帝国、同化政策、ナショナリズム

本来緊張関係にある存在であったことが理解できるだろう。

1. 近代日本は単一民族国家か多民族国家か

近代国民国家を成立させるために、明治政府はアマテラスを用いて自らの統治の正当性を創出し、その正当性を被統治者に共有させる手段としてもアマテラスを活用した。これが政治シンボルとしてのアマテラスであり、それを社会に浸透させる論理が、アマテラスの「神勅」にもとづいて天皇統治の正統性を説く国体論であった（千葉 2011 年）。

国体論は、1889 年公布の大日本帝国憲法と翌年発布の教育勅語によって制度化され、近代日本を規定する思想的枠組みとなった。憲法第 1 条の「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、教育勅語の「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という文言が示すように、その中心には「天壤無窮の神勅」が据えられていた。

この神勅は『日本書紀』の「天孫降臨」に由来する。アマテラスが孫のニニギノミコトに対し、皇位は天地とともに永遠に栄えると告げる場面である。この言葉は、天皇の権威の永続性を保証するものと解され、天皇が統治権を恒久的に掌握するという国体論の正当性を支える根拠となった。

ここで、近代日本における単一民族意識を確認しておきたい。近代日本は「国民」を形成するため、文化・言語・同族意識といった共通要素を整備し、国民＝「臣民」の同質化・単一化を推し進めた。その結果、単一民族意識に基づく国民統合が進展し、国民国家が形づくられていった。社会の諸領域で同質性の構築が図られたのである。

その過程で引かれた境界線は、同質性から逸脱する存在とのあいだに設定された。異なる文化や言語をもつ人びとなどの社会的少数者に対し、区別や差別の線引きがなされ、ときに同化や排除が進められた。先住民族や少数民族への政策は、その典型例であった。

こうした状況を踏まえれば、国体論が人びとのあいだに浸透していった背景も理解できる。アマテラスという政治シンボルは、同族意識という共通属性を創出する役割を担い、排他的な境界線を引くことで単一民族的な国民意識を強化したのである。

もっとも、近代日本の国民国家形成は、単純に単一民族国家への道を歩んだわけではない。日本は後発の帝国主義国であったため、国民国家形成と並行して版図を拡大し、多民族を抱え込むことになった。しかも、西洋列強が有していたようなキリスト教的普遍性にもとづく「教化」の枠組みを、日本はもたなかった。すなわち、異民族を「国民」として統合するための「普遍的」理念を欠いていたのである。この点に、近代日本の国民統合の特質がある。

しかし、「内地」で国体明徴運動が展開された 1935 年以降、満洲国・台湾・朝鮮といった植民地各地域においては、多民族を抱える帝国、つまり天皇が統治する多民族国家として、現地住民をいかに国内に統合するかが重要な課題となる。そのため、各地域では国体論にもとづく「普遍的」理念の構築が模索された（青野 2015 年、2025 年）。

なお、この時期の国体論には変化が見られる。皇祖神のアマテラスを熱狂的に崇敬する、寛克彦の古神道のような神がかり的な異端の国体論が、帝国憲法体制下で制度化されていた正統国体論を逆転し、天皇はアマテラスと一体化した「現人神」と見なされるようになっていた（千葉 2011 年）。

したがって、帝国日本が多民族国家であったという観点に立てば次のようなことがいえる。「帝国臣民」という用語は、「内地」に限定されていた「臣民」という枠組みが植民地へと拡張され、1910 年の韓国併合以降に多用されたようである。この「帝国臣民」という語が、現地住民を帝国内に統合する必要に迫られたときに、その実体化が求められた。そして、1935 年に異端の国体論が猛威を振るうと、「帝国臣民」はすぐさま「皇国臣民」という用語となり、それになることを住民に押し付ける「皇民化」政策が植民地各地域で始まる。つまり、「皇国臣民」という用語は、帝国日本が多民族を包摂しようとする帝国主義的統合を示す概念であり、帝国で生み出されたナショナリズムでもあった（青野 2025 年）。

2. 帝国日本のナショナリズム論

同化政策とは一般に、「少数民族・異民族や異なる文化をもつ人びとに対し、支配者側の文化・言語・価値観などを受け入れさせ、その社会や国民に統合しようとする政策」と説明される。帝国日本の場合でいえば、台湾や朝鮮で日本語教育、神社参拝、日本人風の名前への変更（台湾の改姓名、朝鮮の創氏改名）などをおこない、現地住民を日本社会あるいは日本人に統合しようとした政策と説明されることが多い。

しかし、このような説明には不正確な点が少なくない。なぜなら、これらの施策の個々の事例について日本社会への統合なのか、日本人への統合なのかを区別していないからである。たとえば、日本語教育や創氏改名に至るまでの家制度導入方針は日本社会への統合と理解できるが、神社参拝や創氏改名での日本人風の名前は、表面的には日本人への統合に近いように見受けられる。また、後者が 1937 年の日中全面戦争勃発以降に本格化したという時期の違いも十分に説明されず、同化政策と「皇民化」政策が混同されて用いられることも多い。

一方、両者の違いを説明しようとする研究もあるが、多くは先行研究の影響を受けている。たとえば宮田節子は、1936 年に南次郎が朝鮮総督に就任した直後から徴兵制実施を目指していたという前提で、それを目的にして「皇民化」政策を論じた（宮田 1991 年）。しかし、この前提は推論にすぎず実証されたものではない。近年の創氏改名研究などでも、この見方は否定されつつある。

それにもかかわらず、前述の前提に合わせて、「皇民化」政策は「より高次の精神的同化」、すなわち天皇への忠誠によって「日本人」になることを求めた政策であったと説明される場合が多い。そもそも、このとき想定されている「日本人」とは何を意味するのだろうか。一般の日本人には当てはまらないような曖昧な概念である。また、同化政策と「皇民化」

政策の違いを単に天皇への忠誠の有無で説明することも強引で適切とはいえない。この点が、現在の研究における大きな課題である。

私の見解では、同化政策と「皇民化」政策はいずれも、国家のあり方に関わるナショナリズムと深く関わっている。同化政策は単一民族ナショナリズムに、「皇民化」政策は多民族帝国主義ナショナリズムに対応する。また、前節で述べた「近代日本は単一民族国家か多民族国家か」という問題とも関係しているの、それと関連付けて表を参照しながら次に整理してみよう。

表 台湾・朝鮮に関するナショナリズム論

	1920年代： 内地延長主義の時期	1930年代前半	1935年以降：国体明徴声明後
国家のあり方	「内地」：国民国家 台湾・朝鮮：国民国家	台湾では 内地延長主義 朝鮮では 移行期	「内地」：国民国家＋多民族帝国 台湾・朝鮮：多民族帝国
ナショナリズム＝ 統合により形成 される国民意識	単一民族ナショナリズム		「内地」： 単一民族ナショナリズム＋ 多民族帝国主義ナショナリズム 台湾・朝鮮： 多民族帝国主義ナショナリズム
「外地」での 統合のあり方	日本社会への統合		日本社会への統合＋ 日本人ではなく「帝国臣民」への統合
統合の方法	言語ナショナリズム		言語ナショナリズム＋ 血族ナショナリズム
民族	民族の区別（排除）		民族の序列化（包摂）
政策	同化政策		「皇民化」政策

近代日本が国民国家を形成する過程で台湾・朝鮮に導入した同化政策は、両社会をそれぞれ日本社会の一部にするという、内地延長主義の方針に沿ったものである。だが、民族としての台湾人および朝鮮人は日本人への統合の対象にならなかった。

なぜなら、この時期の国民統合では単一民族ナショナリズムが適用されていて、これは日本人を対象にして単一民族化する国民統合であったためである。一方、現地住民はその国民統合からは外され、むしろ異民族として排除や差別される存在となった。以上が、1920年代に台湾・朝鮮で実施された同化政策におけるナショナリズムの実態である。

その後、1930年代前半の満洲国成立を前後する時期には、台湾では内地延長主義が続いていたが、朝鮮では次のナショナリズムへの移行期となる。そして1930年代半ば以降、帝国の拡大にともない、台湾・朝鮮・満洲国という植民地各地域で、そして「内地」でも、帝国日本という枠組みでのまとまりが求められてくる。

これを言い換えれば、国体明徴声明を契機とする1930年代半ば以降に、拡大した帝国日本で天皇の「臣民」を形成するために、新たな国民意識が求められたということになる。

そこで、植民地住民と現地の日本人を統合する枠組みとして登場したのが、天皇が統治する多民族国家の国民＝「帝国臣民」という国民意識である。これは多民族帝国主義ナショナリズムといえる（青野 2015 年）。

この統合には「アメとムチ」の構造があった。異民族を民族として日本人と同化することはないという保証と、日本人と対等の民族になれるという幻想を「アメ」として示した。それと同時に天皇への忠誠を求め、対日協力を引き出し、総動員体制への参加を強制する「ムチ」をとまっていた。こうした枠組みの中で展開された政策が、1930 年代半ば以降の「皇民化」政策で、それ以前の同化政策とは内容が異なっている（青野 2025 年）。

では、単一民族ナショナリズムと多民族帝国主義ナショナリズムはどのように異なっていたのか。近代日本の植民地統治では、現地住民の統合のあり方の点で、植民地支配に適合する理念と適合しない理念が使い分けられていた。適合する理念は日本社会との同一化を進める「言語ナショナリズム」である。一方、適合しない理念は民族として日本人との同一化を求める「血族ナショナリズム」であった（駒込 1996 年）。

ここで血族ナショナリズムをもう少し説明しておこう。「血族」とは祖先が同じという共通の「同じ」意識によりまとまった民族を指す。このような民族＝血族への帰属意識や、その帰属意識を用いて人びとを民族として統合する理念を、本稿では血族ナショナリズムとする。血族ナショナリズムについては、第 4 節と第 5 節で詳しく説明しよう。

まず、言語ナショナリズムは、内地延長主義のもとで導入された。台湾や朝鮮では 1920 年代に日本語教育が徹底され、日本語を基盤とする制度や法令などが導入されている。こうして台湾・朝鮮それぞれの社会を、日本社会の延長として組み込もうとする同化政策が進められた。

この時期は「内地」でも国民国家形成が進んでおり、単一民族ナショナリズムが前提となっていた。現地住民は日本社会への統合を求められたが、民族としては日本人と区別され、排除の対象でもあった。つまり 1920 年代の同化政策において、現地住民には血族ナショナリズムが適用されなかったのである。

しかし、満洲国の成立後において、国体明徴声明を契機とする 1930 年代半ば以降、状況は変化する。天皇が統治する多民族国家の国民＝「帝国臣民」という国民意識の実体化が求められ、統合の理念は多民族帝国主義ナショナリズムへと移行するのであった。

この時期、台湾や朝鮮では多少の時間差はあるものの、総動員体制の構築が目指されて内地延長主義は放棄され、「皇民化」政策が開始された。そして現地住民は、単一民族ナショナリズムによる排除の対象から、多民族帝国主義ナショナリズムにより包摂の対象へと転換する。この時期の統合の方法は、異民族を包摂するために血族ナショナリズムが適用された。ただし、この包摂は日本人への同化とはならなかった。異民族を民族として維持したまま、日本人の下位に位置づける序列化をとまう包摂であった。日本人を頂点とする民族間の序列構造のもとで、異民族を天皇の臣民として統合する——これが〈多民族帝国

日本)における「帝国臣民」統合の実態である(青野 2025 年)。

なお、表では「内地」のナショナリズム欄の 1935 年以降に、単一民族ナショナリズムに加えて多民族帝国主義ナショナリズムも記載した。その理由は、領土拡大によって成立した多民族帝国のもとで、日本人が民族序列の頂点に立つという意識が存在していたためである。たとえば、日中全面戦争勃発後の 1938 年に提示された「東亜新秩序」構想や、1941 年にアジア太平洋戦争へと拡大する直前に示された「大東亜共栄圏」構想は、ナショナリズムの観点からみれば、日本人を頂点とする序列構造にもとづく「帝国臣民」意識が反映されたものと考えられる。

3. 1920 年代の同化主義

ここでは、「外地」における同化主義の問題を、台湾と朝鮮を中心に説明する。まず、「外地」と「内地」の同一化問題について、統治政策の観点から簡単に整理しておく必要がある。

日本の植民地政策には、最初の植民地であった台湾の統治以来、「特別統治主義」と「内地延長主義」という二つの基調が見られた。時期によっていずれかが強調され、また樺太・台湾・朝鮮の各地域でも違いがあったが、全体としては、初期には特別統治主義の色彩が強く、次第に内地延長主義が強調されていったとされる。

特別統治主義とは、現地の社会や風俗などについての調査結果を踏まえて政策を立案し、段階的に同化を進めていくという統治方針である。これに対して内地延長主義は、いわば同化主義に基づく方針であり、現地の制度を日本の制度へ同化することが可能であるという前提のもと、日本との制度的区別をなくすことを目指した。すなわち、現地の法制を「内地」と統一し、内地法の適用を進めようとする統治方針であった(水野 1997 年)。

さらに、この内地延長主義のもとでは、異民族に対して固有文化の劣等性を植え付ける言説も併用された。たとえば朝鮮では、後に「植民(地)史観」として批判される歴史認識の影響を強く受けていた。このような歴史認識は「内地」で主流となっていたものであり、とりわけ「停滞性論」と呼ばれる見方は、当時の朝鮮総督府による同化政策を正当化する論理として用いられた。すなわち、朝鮮の歴史は古代以来停滞しており、自力では近代化できないため、日本への同化によってはじめて経済発展が可能になるとし、日本には朝鮮の近代化を助ける使命があるとする論理である。

では、この同化主義について具体的に見ていこう。確認しておくが、1920 年代に開始された同化政策は内地延長主義の方針にもとづくものである。同化政策では、すでに前節で述べたように、日本社会への統合・同一化を進める「言語ナショナリズム」に関わる施策が実施された。具体的には、日本語教育の普及や、日本語を基盤として成立している国家の法令・諸制度を植民地にも導入することである。したがって、同化政策とは、言語ナショナリズムを通じて植民地社会を日本社会の一部へと編入することを目指す政策であったといえる。

この内地延長主義は、1918年に総理大臣に就任した原敬の持論でもあった。そのため、翌年に朝鮮で3・1独立運動が起こったのち、1920年代の台湾と朝鮮では、内地延長主義の統治方針のもとで、言語ナショナリズムによる同化政策が進められていくことになる。

もっとも、台湾については、日本の領土となった直後の段階から、当時外務次官であった原敬が急進的な同化政策を主張していた。しかし実際の統治では、特別統治主義として段階的に同化を進める「漸進同化政策」が採用された。ところが、原が首相に就任すると、その持論であった内地延長主義が台湾と朝鮮において推進されることになる。

原敬は台湾総督府の官制を改正し、それまで武官に限られていた総督職に文官も就任できるようにした。また台湾総督がもつ立法権に制限を加え、1921年3月には法律第3号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」を制定した。これにより、原則として内地法を台湾に施行することが定められ（例外的に台湾総督による律令制定は認められていた）、法制度の面から内地延長主義が推進された。

この内地延長主義のもと、「内地」の民法が1923年に台湾にも施行された。だが、台湾の慣習は「家」や親族関係において日本と大きく異なっていたため、台湾人（「本島人」）の親族・相続については民法を適用せず、慣習に委ねられた。さらに先住民族（「蕃人」）には適用法令すらなく、慣習と条理による処理とされた。こうして台湾の民事法整備においては、内地延長主義よりも旧慣尊重が優先されていた（遠藤 2010 年）。

とはいえ1920年代の台湾では、文官総督が就任して同化政策が推進されていく。たとえば日本式教育制度が整備されていく中で、第一次世界大戦期の戦争景気も背景となり、教育機関の整備や増設が進められた。その結果、同化政策のもとで「内地」と台湾の教育制度の一元化も進んでいった（伊藤 1993 年）。

確かに、こうした教育制度の整備は、植民地社会に導入された〈近代性〉、すなわち近代的制度の一側面として評価されることもある。しかしその一方で、日本語教育や日本語を基盤とする法令・制度を通じて、日本社会への同化と編入が進められ、その代償として言語と密接に結びつく固有文化などが消滅の危機にさらされることになった。その結果、台湾の伝統や独自性、さらには自分たちが何者であるのかという人びとのアイデンティティの面で、深刻な問題が生じていたことも忘れてはならない。

朝鮮においても同化政策は実施された。1920年代の文化政治期には、1919年の3・1独立運動への対応として、内地延長主義のもと「内地」への同化を掲げる統治へと転換した。朝鮮では、日本語教育の実施や日本語を基盤とする法令・制度の整備を通じて、日本社会との同一化を進める言語ナショナリズムが推進された。

制度面では、総督の現役武官制が廃止され文官も就任可能となったが、実際には引き続き軍人が任命された。治安面では、憲兵警察制度が廃止され、「内地」のように普通警察制度が導入されたものの、警察官の増員と警察網の拡大によって統治はむしろ強化された。地方行政では、朝鮮人の一部が官吏として採用され、道・府・面に評議会が設置されたが、

自治権は認められなかった。

教育面では、1922年の第二次朝鮮教育令により、日本語を中心とする教育制度が整備され、朝鮮人児童向けの普通学校の普及が進められた。また、1924年には京城帝国大学が設立されたが、教員・学生の多くは日本人であった。経済面では、会社令の廃止によって企業活動の制限が緩和され、朝鮮人企業の進出も可能となった。

さらに、言論・出版・集会・結社の自由も一部認められ、『東亜日報』『朝鮮日報』などの発行が許可されたが、販売禁止や停刊処分が科されるなど、依然として厳しい統制が加えられていた（六反田 2021 年）。

これらはいずれも、朝鮮における同化政策の具体例であり、言語ナショナリズムに関わる施策であった。そして、このような同化政策では、朝鮮人の権利が著しく制限されていた点に留意すべきであろう。

一方で法制度の面において、朝鮮では台湾のように内地法の施行は進まなかった。民法整備に関しては、台湾でも旧慣尊重が優先されていたが、朝鮮も同様に、民法の親族・相続という家族法では特に現地の慣習に大きく依拠していた。そのため、朝鮮では慣習法を基礎としながら、法改正によって徐々に「内地」の民法規定を適用していく方式が採用された。

その一例として、よく知られる創氏改名（1940年施行）がある。これは朝鮮人に「内地」式の氏を創設させ、日本人風の氏名を名乗らせる政策であるが、その実施には「内地」の民法を朝鮮に適用するための朝鮮民事令が関係していた。1939年の朝鮮民事令改正によって、「内地」の家制度を支える氏の制度が朝鮮にも設けられたのである。しかし創氏改名の段階においても、「内地」民法の家族法を朝鮮へ完全に延長するには、慣習法との関係でなお多くの制度的障害が残されていた（青野 2012 年）。

このように朝鮮では、法改正を通じて徐々に「内地」の民法規定を適用していく方式が採られたため、台湾のように内地法施行が原則とされる段階には至らなかった。その結果、1920年代から本国政府が内地法の全面適用を求めるのに対し、慣習法を考慮しながら独自に法改正を進めようとする総督府の法務当局とのあいだで葛藤が生じることになる。そしてこの葛藤は、1930年代に入ってもなお続いていくのであった。

4. 日本人の血族ナショナリズム

前述したように、内地延長主義の同化政策に適合しない理念として位置づけられるのが、血族ナショナリズムであり、血族集団としての民族意識であった。ここでは、民族を血縁集団としてとらえる点に注目しながら、血族ナショナリズムについて説明していく。

台湾人と朝鮮人は、日本の植民地に組み込まれたことで国籍上は日本人とされた。しかし、同化政策が進められる中であっても、戸籍制度によって日本人とは明確に区別されていた点は重要である。

一方で、繰り返しになるが、台湾や朝鮮において実施された同化政策では、異民族の血縁的な同化についてはほとんど言及されていない。すなわち、血族ナショナリズムは同化政策の枠組みには取り込まれず、むしろ日本人と異民族とを血族として区別する論理として機能していたのである。

血族ナショナリズムを理解するためには、日本人におけるそれが家族国家観と深く結びついている点を確認しておく必要がある。そこで、まずその概略を述べておこう。

家族国家観とは、国家という政治的単位を家族、すなわち家制度になぞらえて理解する考え方であり、その中心には忠孝一体論と祖孫一体論がある。前者は、天皇を総本家の長と位置づけ、天皇への忠と親への孝とが一致することを説くものである。後者はこれを補強する形で、天皇と国民（臣民）との結びつきをより強固にする役割を担った。

祖孫一体論の背景には祖霊信仰が存在する。各家の先祖（祖霊）を、天皇家の祖先神を頂点とする階層構造の中に組み込むことによって、アマテラスが日本人全体の祖先であるという認識が広められていった（伊藤 1982 年）。このような認識の広がりから、日本人の血族ナショナリズムを生み出す基盤となったのである。

では、日本人の血族ナショナリズムの特徴を具体的に見ていこう。中国社会や朝鮮社会のように、儒教規範にもとづく祖先観が中心となる社会では、氏族集団における血縁意識が強い。それに対して、日本社会では同様の氏族的枠組みが弱く、血縁観念も相対的に弱かったと思われる。

日本社会において中心となっていたのは、氏族の祖先ではなく、家ごとの祖先に対する信仰、すなわち祖霊信仰であった。そして、この家単位の祖霊信仰を、天皇家を頂点とする国家の枠組みにまで拡張したものが家族国家観の祖孫一体論である。近代においてこの考え方が広まることで、日本人の血縁観念は再編・強化されていった。

その結果、日本人の民族意識は家族国家観に支えられ、アマテラスを共通の祖先とする同一の血族、すなわち同じ血縁をもつ民族であるという意識のもとに国民が統合されていったといえる。ここに、血族ナショナリズムが形成される過程を見ることができる。

第1節の冒頭で述べた政治シンボルとしてのアマテラスは、このようなナショナリズムの文脈において、日本人を統合する血族ナショナリズムの中心に位置していた。したがって、アマテラスを祖先にもつ同一の血族であるという民族意識が、日本人という国民意識と重なり合い、単一民族としての統合意識が形成されていったのである。

もっとも、このような単一民族としての日本人の国民統合が進められた時期は、植民地における 1920 年代の同化政策の時期と重なっている。しかし前述の通り、この時期の同化政策において血族ナショナリズムは適用されなかった。それどころか、帝国内の異民族は日本人とは明確に区別され、血族ナショナリズムはむしろ異民族を排除する論理として機能していたのである。

5. 異民族の血族ナショナリズム

一方、帝国内の異民族はどのような血族ナショナリズムをもっていたのだろうか。ここでは朝鮮人について紹介しよう。

朝鮮人の血族ナショナリズムは、氏族集団（宗族・門中）に支えられていたといえる。朝鮮社会では、同じ姓と始祖を共有する一族、すなわち氏族に属しているという同族意識が強く意識されていた。言い換えれば、氏族という血縁集団の結束が、人びとのあいだで強く自覚されていたのである。そして、この氏族に基づく血縁観念が人びとの同一意識を生み出し、民族としてのまとまりが意識されていった。しかもそれは、日本人とは祖先を異にするという認識をとまなう、排他的な血族ナショナリズムであった。さらに植民地期に入ると、檀君を朝鮮人の始祖とする言説が広まり、この傾向をいっそう強めていった。

政治的側面から見ると、3・1独立運動において掲げられた「大韓独立万歳」の叫びが重要な手がかりとなる。独立運動では国家の独立が強く訴えられたため、人びとのあいだには、大韓帝国の国民であったという自覚と、将来独立国家の国民になるという願望が明確に刻み込まれた。その結果、朝鮮人においても血族ナショナリズムと国民意識とが重なり合い、単一民族ナショナリズムが形成されていったと考えられる。

次は台湾も含めて、植民地社会の日本化を求める同化政策のもとで、血族ナショナリズムが排除の論理として機能していたことを示す具体的な指標を見出そう。言い換えれば、日本人と台湾人・朝鮮人とを明確に区別していた制度とは何であろうか。私は、それは戸籍制度であったと考える。もちろん、戸籍制度は、日本人と台湾人・朝鮮人のあいだで権利や義務をはじめとする法令上の区別を固定化するという重要な役割をもっていた。しかしそれだけでなく、血族ナショナリズムを支える装置としても機能していたと考えられるのである。

「内地」においては、明治民法に採用された家族制度が家制度であった。家制度のもとでは、家は戸主（家の統率者）とその家族によって構成され、一つの家は一つの戸籍に登録される仕組みとなっていた。また、日本人がアマテラスを共通の祖先とするという意識は、個々の家の祖霊とアマテラスとを結びつけることで成立していた。したがって、家を登録する戸籍が、日本人という血族に属するか否かを区別する指標となる。すなわち、日本人の戸籍に登録された者のみが、アマテラスに連なる同一の「血族」とみなされるのである。

一方で、植民地期以前の朝鮮には、課税や課役を目的とした戸籍制度が存在していたが、1894年の甲午改革以降は、人口把握を目的とする戸口調査が毎年実施されるようになった。その後、朝鮮を保護国とした日本は、1909年に民籍法を制定し、新たな人口把握の制度を整備する。さらに併合後にはその法改正がおこなわれた（吉川 2009 年）。そして、1923年には内地延長主義のもとで、日本の戸籍制度を朝鮮人に適用する朝鮮戸籍令（朝鮮総督府令第 154 号）が制定され、日本人の戸籍とは別に朝鮮人の戸籍が編成された。このように、

戸籍によって日本人と朝鮮人とを区別する仕組みが整えられたことは、同化政策において血族ナショナリズムが適用されなかったことを示す重要な指標である。

台湾の場合も同様に、当初から日本人と台湾人とは戸籍によって区別されていた。したがって、台湾においても戸籍制度は、同化政策の中で血族ナショナリズムが適用されなかったことを示す指標として機能していたといえる。ここで、台湾人の戸籍をめぐる状況について、もう少し説明を加えよう。

1905年、日本で最初に実施された国勢調査は、日露戦争の影響により「内地」ではおこなわれず、台湾のみで実施された。この国勢調査の結果に依拠して、台湾で戸口調査簿が整備される。その後、1932年の「本島人ノ戸籍ニ関スル件」（律令第2号）により、従来の戸口調査簿は台湾人の戸籍として行政的に扱われることとなった。これにより台湾戸籍は日本戸籍に準じる地位に引き上げられ、1933年から実施された（遠藤 2010 年）。

以上が、異民族、とくに朝鮮人における血族ナショナリズムの特徴と、台湾および朝鮮における内地延長主義下の同化政策において、血族ナショナリズムが適用されなかったことの説明である。その後、1930年代に満洲国が成立すると、台湾と朝鮮をめぐる状況には変化が生じ、同化政策に血族ナショナリズムを適用しないという方針にも揺らぎが見られるようになる。最後に、この点について簡単に触れておこう。

血族ナショナリズムは固定的なものではなく、「可動する概念」として機能していたという見解がある（小熊 1998 年）。これに関連して考えるならば、内地延長主義の同化政策が終わったのち、血族ナショナリズムがもつ排除の論理にも変化が生じたと理解できる。というのも、「五族協和」を掲げる満洲国の成立以後、とりわけ 1935 年に「内地」で国体明徴声明が出された時期以降、東アジアの異民族を民族としての排除から、帝国日本の「臣民」、すなわち「皇国臣民」として取り込んでいく方向へと、国民統合の方針が転換されていくからである。そしてこの流れの中で、帝国内では「皇民化」政策が本格的に展開されていくことになる（青野 2025 年）。

6. 「皇民化」政策の再定義

第2節で述べたように、「皇民化」政策は「より高次の精神的同化」、すなわち天皇への忠誠によって「日本人」になることを求めた政策であったと説明される場合が多い。しかし、このとき想定されている「日本人」が不明確であるうえ、同化政策と「皇民化」政策の違いを単に天皇への忠誠の有無で説明することは、植民地支配でのナショナリズム問題が抜け落ちている。そこで「皇民化」政策を再定義してみると次のようになる。

「皇民化」政策とは、異民族を民族＝血族として日本人に同化させないという保証を前提に、天皇への忠誠という国体論を軸に協力関係を築き、帝国日本の臣民＝「帝国臣民」に組み込む政策である。すなわち、国体論を原動力に「帝国臣民」を形成する試みが「皇民化」であり、その到達点として構想された臣民像が「皇国臣民」であった。

「皇国臣民」という語は、「内鮮一体」という標語を背景に生まれた。「一体」とは、日本人と朝鮮人がともに天皇に忠誠を尽くし、協力して「帝国臣民」となることを意味する。総動員体制下では、その「一体」化が、両民族の協力行為として具体化された。

しかし朝鮮総督府は、朝鮮人を動員するために二つの論理を使い分けた。表向きには〈対等〉を掲げ、平等な地位への期待によって協力を促したが、実際には〈序列〉が貫かれ、日本人を頂点とする体制への服従が求められた。

これをナショナリズムの観点から見れば、「皇国臣民」化＝「皇民化」とは異民族を「帝国臣民」に統合することを意味する。つまり、この統合により異民族は日本人に同化されるわけではなく、むしろ日本人に従属する位置関係に置かれた。したがって、「皇民化」政策は異民族を帝国の民族序列の中に組み込み序列化する政策でもあったといえる。

ここで、「皇民化」政策の具体像を理解するために、日本語教育の徹底、神社参拝の強要、創氏改名という三つの具体例を挙げて考えてみよう。日本語教育と、創氏改名に至るまでの家制度導入の方針は、日本社会への統合を目的とするものであり、1920年代の内地延長主義方針を継承した同化政策といえる。一方、神社参拝および創氏改名での日本人風の名前は、表面的には日本人への統合のように見えるが、実際には単一民族としての日本人（という民族）への同化ではない。それらは「皇民化」政策の一環で、天皇への忠誠という国体論を軸に協力関係を築きながら、異民族を帝国の民族序列の中に組み込み序列化する施策であった（青野 2025 年）。

おわりに

本文で考察した内容をまとめながら、血族ナショナリズムがもつ排除の論理に変化が生じたことについて説明を加える。そして、帝国日本における異民族の排除と序列化の論理を整理して、本稿を締め括ろう。

1920年代の同化政策では、単一民族ナショナリズムのもとで現地住民は日本社会への統合を求められたが、日本人とは区別され、排除の対象でもあった。しかし満洲国成立後の1930年代半ば以降になると、多民族帝国主義ナショナリズムが登場し、現地住民は「帝国臣民」として包摂の対象へと転換する。

もっとも、この包摂は日本人への同化ではなく、日本人を頂点とする序列構造の中に異民族を位置づけるものである。そして、「帝国臣民」は国体論を加味した「皇国臣民」という用語に変わり、天皇への忠誠という国体論を原動力に、現地住民の帝国への統合を進めたのが「皇民化」政策であった。

以上からわかるように、帝国日本において異民族を排除する論理は、同化政策における単一民族ナショナリズムにもとづいていた。そして、異民族を序列化する論理は、「皇民化」政策における多民族帝国主義ナショナリズムにもとづいていたのである。

【参考文献】

- 青野正明「創氏改名の政策決定過程—朝鮮民事令改正をみる視点から」（『朝鮮史研究会論文集』第50集，2012年10月）
- 『帝国神道の形成—植民地朝鮮と国家神道の論理』岩波書店，2015年
- 「帝国日本における神社・宗教関連の法令—帝国内で体系化される宗教的制度」（『桃山学院大学総合研究所紀要』第50巻第1号，2024年7月）
- 「『皇国臣民』再論—心田開発運動との関連から」（『桃山学院大学総合研究所紀要』第51巻第1号，2025年7月）
- 伊藤幹治『家族国家観の人類学』ミネルヴァ書房，1982年
- 伊藤潔『台湾—四百年の歴史と展望』中公新書，1993年
- 遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満洲・朝鮮・台湾』明石書店，2010年
- 小熊英二『単一民族神話の起源—「日本人」の自画像の系譜』新曜社，1995年
- 『「日本人」の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮植民地支配から復帰運動まで』新曜社，1998年
- 孝本貢「家族国家観の登場と先祖—先祖観の多元的把握への一試論」（『明治大学人文科学研究所紀要』40巻，1996年12月）
- 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店，1996年
- 千葉慶『アマテラスと天皇—〈政治シンボル〉の近代史』吉川弘文館，2011年
- 水野直樹「戦時期の植民地支配と「内外地行政一元化」」（『人文学報』〔京都大学人文科学研究所〕第79号，1997年3月）
- 宮田節子「皇民化政策の構造」（『朝鮮史研究会論文集』No.29，1991年10月）
- 吉川美華「朝鮮における民籍法制定と改正—慣習をめぐるポリティクス」（『東洋文化研究』第11号，2009年3月）
- 六反田豊・監修『一冊でわかる韓国史—世界と日本がわかる国ぐにの歴史』河出書房新社，2021年

(2026年4月9日受理)

2025 年度 研 究 所 日 誌

桃山学院大学総合研究所

A. 共同研究

1. 共同研究プロジェクト活動

23共292「障害者差別解消法施行後の大学における合理的配慮と学生支援（Ⅱ）」（代表者：安原佳子）

- ・ 6 月 5 日 他の研究会参加①「就職困難な学生のための就労支援者連絡会議」 参加者：安原佳子 場所：大阪府 カフェレストラン稲空
- ・ 7 月 23 日 研究会① 2025 年度の研究会テーマについて ②人間教育学部における障がい学生受け入れの現状と課題 参加者：金澤ますみ、小松佐穂子、栄セツコ、篠原千佳、信夫千佳子、永井明子、長谷川陽一、葉山貴美子、藤原昌樹、安原佳子 場所：桃山学院大学
- ・ 2 月 18 日 調査①カフェドイリゼにおける就労継続支援 A 型事業の方針・現状に関する視察およびヒアリング 研究会①ヒアリング後の振り返り及び今後の予定について 参加者：安原佳子、栄セツコ 場所：桃山学院大学
- ・ 3 月 4 日 研究会①「児童精神科病棟を持つ病院の役割と機能」 講師：阪口久喜子 参加者：栄セツコ、金澤ますみ、小松佐穂子、長谷川陽一、葉山貴美子、藤原昌樹、安原佳子、中池恵理 場所：桃山学院大学 ②研究会についての振り返りおよび精神障がいのある大学生に対する学内での支援についてのディスカッション 参加者：栄セツコ、安原佳子、坂口久喜子 場所：大阪府 かつ喜
- ・ 3 月 18 日 研究会①障害学生支援について各専門分野での課題の抽出 参加者：栄セツコ、篠原千佳、信夫千佳子、小松佐穂子、永井明子、金澤ますみ、安原佳子、藤原昌樹 場所：桃山学院大学 ②研究会に係る食事を伴う報告会、情報交換会 参加者：栄セツコ、篠原千佳、信夫千佳子、小松佐穂子、永井明子、金澤ますみ、安原佳子、藤原昌樹 場所：大阪府 夢風景

23共293「新指導要領とデータサイエンスに対応する大学教育の理論と実践」（代表者：藤間真）

- ・ 7 月 11 日 研究会①明星大学の新指導要領に対応したデータサイエンスカリキュラムの実地調査報告 報告者：大田靖 参加者：藤間真、井田憲計、水谷直樹 場所：桃山学院大学
- ・ 11 月 5 日 会合①新指導要領一期生の現状についての情報交換 ②新指導要領に適合したデータサイエンスの教育の PBL の検討 参加者：大田靖、藤間真、井田憲計、水谷直樹 場所：桃山学院大学 ③研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：大田靖、藤間真、井田憲計、水谷直樹 場所：大阪府 夢風景

23連294「災異に関する学際的研究」（代表者：尾鍋智子）

- ・ 9 月 17 日～19 日 調査①琉球王朝時代の祭祀と王朝運営について調査 ②王朝時代の民間信仰

と国家祭祀の関係について調査および戦前沖縄県民の戦災について調査学習 ③現代までの沖縄の歴史・社会・文化について総合的調査学習 参加者：青野正明，尾鍋智子，南郷晃子，辻高広 場所：沖縄県 波上宮，天尊廟，至聖廟，首里城，玉陵，久高島，斎場御嶽，ひめゆりの塔，沖縄県立博物館，那覇市立壺屋焼物博物館

- ・ 11 月 15 日 研究会①災害共同研究第 5 回研究会「皇国臣民」と民族間の序列—「皇民化」政策の見直し 報告者：青野正明 参加者：尾鍋智子，南郷晃子，辻高広 場所：桃山学院大学 ②研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：青野正明，尾鍋智子，南郷晃子，辻高広 場所：大阪府 登龍軒
- ・ 12 月 14 日 研究会①災害共同研究第 6 回研究会「『天災地妖』の社会史：祥瑞災異説と天文五行占から考える」 講師：佐々木聡 参加者：青野正明，南郷晃子，辻高広，鈴木則子，張博遙 場所：関西大学梅田キャンパス ②研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：青野正明，南郷晃子，辻高広，鈴木則子，佐々木聡，張博遙 場所：大阪府 ロートレシビ NU 茶屋町プラス店

23連295「デジタル・ファイナンスによる地域活性化の可能性（Ⅱ）」（代表者：松尾順介）

- ・ 5 月 12 日 調査①奈良市内「花芝商店街」における地域活性化事例に関する調査 参加者：松尾順介 場所：奈良県 花芝商店街
- ・ 5 月 13 日 他の研究会参加①「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」 参加者：松尾順介 場所：東京都 日本証券業協会
- ・ 5 月 23 日～24 日 他の研究会参加①「JAMP 自治体実務セミナー 2025 地域脱炭素の加速化に向けて 公共施設における太陽光発電設備の導入事例に学ぶ」 参加者：中野瑞彦 場所：東京都 時事通信ホール
- ・ 5 月 26 日 研究会①「非上場株式市場とスタートアップ支援—プライマリー市場とセカンダリー市場の連携—」（証券経済研究会：日本証券経済研究所大阪研究所と桃山学院大学共同研究プロジェクトの共催） 報告者：松尾順介 参加者：中野瑞彦，梅本剛正，小野雅博，他証券経済研究会メンバー 場所：大阪府 北浜フォーラム H 会議（Web 併用）
- ・ 6 月 6 日 他の研究会参加①「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」（金融庁・日本証券業協会合同主催） 参加者：松尾順介 場所：東京都 日本証券業協会
- ・ 7 月 31 日 会合①「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」（金融庁・日本証券業協会合同主催） 参加者：松尾順介 場所：東京都 日本証券業協会
- ・ 8 月 2 日 調査①中津商店街の再生状況調査 参加者：松尾順介，中野瑞彦 場所：大阪府 中津商店街
- ・ 8 月 21 日 研究会①短期売買利益の提供請求に係る諸問題について 報告者：小野雅博 参加者：松尾順介，中野瑞彦，岡岡律子 場所：Web による会議
- ・ 9 月 16 日 調査① TOKYO PRO Market の取り組みについてのインタビュー調査 参加者：松尾順介 場所：沖縄県 EM ウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾート
- ・ 9 月 19 日 調査① TOKYO PRO Market の状況についてのインタビュー調査 参加者：松尾順介 場所：Web によるインタビュー

- ・ 9月22日 調査①最近の過剰債務企業の破綻処理についてのインタビュー調査
② TOKYO PRO Market の状況についてのインタビュー調査 参加者：
松尾順介 場所：大阪府 ①コスモス法律事務所 ② Web によるインタ
ビュー
- ・ 9月24日 調査① TOKYO PRO Market の状況についてのインタビュー調査 参加者：
松尾順介 場所：Web によるインタビュー
- ・ 9月26日 調査① TOKYO PRO Market の状況についてのインタビュー調査（2件）
参加者：松尾順介 場所：Web によるインタビュー
- ・ 9月29日 研究会①「TOKYO PRO Market と証券会社―ベンチャー・スタートアップ
支援の観点から―」（証券経済研究会：日本証券経済研究所大阪研究所と
桃山学院大学共同研究プロジェクトの共催） 報告者：松尾順介 参加者：
中野瑞彦，梅本剛正，他証券経済研究会メンバー 場所：大阪府 北浜
フォーラム H 会議（Web 併用）
- ・ 10月6日 調査①東京証券取引所の J-Adviser 制度等についてのインタビュー調査
②取引所におけるスタートアップ支援についての意見交換 参加者：松尾
順介 場所：Web によるインタビュー
- ・ 10月27日 研究会①「TOKYO PRO Market と経営コンサルタント会社および金融機
関―ベンチャー・スタートアップ支援の観点から―」（証券経済研究会：
日本証券経済研究所大阪研究所と桃山学院大学共同研究プロジェクトの共
催） 報告者：松尾順介 参加者：中野瑞彦，他証券経済研究会メンバー
場所：大阪府 北浜フォーラム H 会議（Web 併用）
- ・ 2月4日 会合①「株主コミュニティ制度の活性化に関する意見交換および情報交換」
（金融庁・日本証券業協会合同主催） 参加者：松尾順介 場所：東京都
日本証券業協会
- ・ 2月5日～6日 調査① TOKYO PRO Market に関する意見交換および情報交換 ②沖縄の
地域活性化に関する意見交換および情報交換 参加者：松尾順介 場所：
沖縄県 EM ウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾート
- ・ 3月12日～13日 他の研究会参加 ①デジタル金融フォーラム 2026 spring「金融生成 AI，組込
型金融，BaaS，金融 DX―デジタル金融サービス競争を勝ち抜く新戦略」
参加者：中野瑞彦 場所：東京都 KABUTO ONE HALL

23連296「地域文化資源の掘り起こしと活用の研究」（代表者：井上敏）

- ・ 4月13日 調査①青岸渡寺御本尊御開帳，熊野那智大社及び宝物殿，補陀洛寺及び熊野
三所大神社，神武天皇頓宮跡の文化財調査 参加者：井上敏 場所：和歌
山県 青岸渡寺，熊野那智大社，補陀洛寺，熊野三所大神社
- ・ 4月25日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，井上敏 場所：
大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 4月28日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：井上敏，梅山秀幸 場所：
大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 5月9日～10日 調査①福岡市美術館「九州の古陶に魅せられた田中丸善八の眼」「Making
Modern Britain テレンス・コンラン・モダンブリテンをデザインする」②九
州国立博物館「煌めきの古伊万里―小郡 C.C. コレクション」「はにわ」展の
調査 参加者：井上敏 場所：福岡県 福岡市美術館，九州国立博物館

- ・ 5月17日 調査①神奈川県立金沢文庫「至高の宝蔵―称名寺の国宝開帳」 ②日本民芸館「民芸無作為の美―深澤直人が心を打たれたものたち」 ③東京国立博物館「蔦屋重三郎コンテンツビジネスの風雲児」展の調査 参加者：井上敏 場所：神奈川県 神奈川県立金沢文庫／東京都 日本民芸館，東京国立博物館
- ・ 5月25日 調査①「平泉寺白山神社の御開帳」の調査，一向宗による平泉寺の破壊，廃仏毀釈による仏教寺院としての破壊という地域の記憶の調査 参加者：井上敏 場所：福井県 平泉寺白山神社
- ・ 5月31日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，梅山秀幸，井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 6月2日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 6月21日 調査①鎌倉歴史文化交流館「平泉から鎌倉へ―兵どもが夢の先―」展 ②東京国立博物館「増上寺の三大蔵―徳川家康寄進の三種の大蔵経―」展 ③SOMPO美術館「藤田嗣治3つの情熱」展 ④パナソニック汐留美術館「オディロン・ルドン―光の夢，影の輝き―」展の調査 参加者：井上敏 場所：神奈川県 鎌倉歴史文化交流館／東京都 東京国立博物館，SOMPO美術館，パナソニック汐留美術館
- ・ 6月27日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，井上敏，梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 6月30日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 7月31日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，梅山秀幸，井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 8月3日 調査①根津美術館「唐絵―中国絵画と日本中世の水墨画―」展 ②五島美術館「極上の仮名―王朝貴族の教養と美意識―」展の調査 参加者：井上敏 場所：東京都 根津美術館，五島美術館
- ・ 8月21日～24日 調査①サントリー美術館「まだまだざわつく日本美術」展の調査 ②神奈川県立金沢文庫「国宝に見る薬と食べ物」展の調査 ③鎌倉歴史文化交流館「中世人の生と死―鎌倉発掘調査速報展2025」の調査 ④鎌倉国宝館「こもんじょ沼―中世鎌倉の古文書入門―」展の調査 ⑤東京国立博物館「江戸☆大奥」展の調査 ⑥上田市立博物館「信州上田の文化財―地域が織りなす物語―」展の調査 ⑦上田城の調査 ⑧善光寺の調査 ⑨長野県立歴史館「安曇野―知られざる里山の祈り―」展の調査 参加者：井上敏 場所：東京都 サントリー美術館，東京国立博物館／神奈川県 神奈川県立金沢文庫，鎌倉歴史文化交流館，鎌倉国宝館／長野県 上田市立博物館，上田城，善光寺，長野県立歴史館
- ・ 8月28日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，梅山秀幸，井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 8月30日 調査①静嘉堂文庫美術館「よくわかる神仏と人物のフシギ」展の調査 ②永青文庫「書斎を彩る名品たち―文房四宝の美―」展の調査 ③東京国立博物館「寛永寺」展，法隆寺宝物館の調査 参加者：井上敏 場所：東京都 静嘉堂文庫美術館，永青文庫，東京国立博物館

- ・ 9 月 7 日 調査①松尾寺本堂（京都府指定文化財）保存修理の調査 参加者：井上敏
場所：京都府 松尾寺
- ・ 9 月 13 日～ 15 日 調査① MOA 美術館「プロジェクトン又兵衛絵巻 重文 浄瑠璃物語絵巻」
展の調査 ②東京国立博物館「運慶 祈りの空間—興福寺北円堂」展の調
査 ③国立西洋美術館「スウェーデン国立美術館 素描コレクション展—
ルネッサンスからバロックまで」の調査 ④増上寺黒本尊ご開帳の調査
⑤上原美術館「伊豆民間仏めぐり」展の調査 参加者：井上敏 場所：東
京都 MOA 美術館，東京国立博物館，国立西洋美術館，増上寺，上原美
術館 他の研究会参加①東京文化財研究所「日中韓における文化遺産政策
のいま—近年の法改正をめぐる背景と展望—」の情報収集 参加者：井上
敏 場所：東京都 東京文化財研究所
- ・ 9 月 22 日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，梅山秀幸，井上
敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 9 月 24 日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：梅山秀幸 場所：大阪府
岸和田商工会議所
- ・ 10 月 25 日～ 26 日 調査①茨城県陶芸美術館「近代数寄者の書と絵画 原三溪・松永耳庵・益田
鈍翁の美意識」展及び「新収蔵品展」コレクション展，県民ギャラリー展
の調査 ②東京国立博物館「日韓国交正常化 60 周年関連 4 展示」の調査
③北向観音・常楽寺御開帳の調査 参加者：井上敏 場所：茨城県 茨城
県陶芸美術館／東京都 東京国立博物館 長野県 北向観音・常楽寺
- ・ 10 月 28 日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：梅山秀幸 場所：大阪府
岸和田商工会議所
- ・ 11 月 1 日～ 2 日 調査①神奈川県立金沢文庫「金沢八景みほとけ巡礼—仏像からよみとく金沢
の歴史」の調査 ②鎌倉国宝館「扇影衣香—鎌倉と宋元・高麗の仏教絵画
の交響—」の調査 ③東京国立博物館「日光の彩色と金工 社寺建築の美
しさの謎を解く」の調査 ④山梨県甲府市敬泉寺「木造十一面観音立像」
の調査 ⑤山梨県立博物館「甲州財閥展」「常設展」の調査 参加者：井
上敏 場所：神奈川県 神奈川県立金沢文庫，鎌倉国宝館／東京都 東京
国立博物館／山梨県 敬泉寺，山梨県立博物館
- ・ 11 月 7 日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，井上敏，梅山秀
幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 11 月 11 日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：梅山秀幸 場所：大阪府
岸和田商工会議所
- ・ 11 月 23 日 調査①「秘仏本尊」の御開帳の調査 参加者：井上敏 場所：京都府 多禰
寺
- ・ 12 月 25 日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，井上敏，梅山秀
幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 12 月 26 日～ 27 日 調査①各地で起きているランドマークとしての城の整備の現状の一環として
府内城（大分城）の調査 ②大分県立美術館「きらめく日本美術 1300 年
の至宝」展，教育普及活動展示「ザ・炭酸カルシウム」展の調査 ③宇佐
神宮にて失われた弥勒寺の調査 参加者：井上敏 場所：大分県 府内城
（大分城），大分県立美術館，宇佐神宮
- ・ 1 月 11 日～ 12 日 調査①上原美術館「伊豆のみほとけ」「印象派をたのしむ」展の調査 ②大

倉集古館「人々を援け寄り添う神と仏一道釈人物画の世界―」展の調査
 ③東京国立博物館「明末清初の書画―乱世にみる夢―」展の調査 参加者：井上敏 場所：静岡県 上原美術館／東京都 大倉集古館，東京国立博物館

- ・ 1月30日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，井上敏，梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 2月4日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 2月20日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，井上敏，梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 3月30日 調査①佐々木勇蔵コレクションの調査 参加者：島田克彦，井上敏，梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所

23連297「公共事業に関わるマネジメントの課題と展望」(代表者：井田憲計)

- ・ 7月16日 研究会①夏合宿調査に関する打ち合わせ ②「災害時用確保水量に関する分析」 報告者：田代昌孝 参加者：井田憲計，小島和貴，濱村純平，吉川丈 場所：桃山学院大学
- ・ 2月19日～21日 調査①熊本県八代市水道課ヒアリング調査 ②熊本県蘆北町水道課ヒアリング調査 参加者：田代昌孝，井田憲計，米田紘康，浅海達也 場所：熊本県 八代市役所，芦北町役場
- ・ 3月9日 学会①日本航空機製造株式会社の初期会計処理について 参加者：中村恒彦，角谷嘉則 研究会①上水道料金設定の理論的再検討―ラムザー価格と負担均等化価格の比較― 講師：國崎稔 参加者：田代昌孝，井田憲計，井田大輔 場所：桃山学院大学

24共298「日本の大学におけるアカデミックライティング科目の指導内容に関する調査」(代表者：三井規裕)

- ・ 9月8日～10日 他の研究会参加①「日本リメディアル教育学会 第20回全国大会」 参加者：櫛井亜依，鈴木小春 場所：東京都 中央学院大学

24共300「異文化共生に関する越境的研究」(代表者：宮脇永吏)

- ・ 5月24日 研究会①「万博とグローバルな文化融合―ナショナル・アイデンティティの問題と課題解決の道筋―」 講師：岡田朋之 参加者：片平幸，辻高広，王其莉，韓娥凜，土屋祐子 場所：桃山学院大学 ②研究会に関する食事を伴う報告会 参加者：辻高広，王其莉，韓娥凜，土屋祐子 場所：大阪府 Pizzeria O.G.O
- ・ 6月22日 調査①EXPO2025 大阪・関西万博の現地調査（各国パビリオンにおける展示構成と文化的ナラティブ） 参加者：土屋祐子 場所：大阪府 EXPO2025 大阪・関西万博会場
- ・ 8月25日 調査①EXPO2025 大阪・関西万博の現地調査（中国パビリオン，アメリカパビリオン） 参加者：辻高広 場所：大阪府 EXPO2025 大阪・関西万博会場
- ・ 8月31日 調査①EXPO2025 大阪・関西万博の現地調査（中国パビリオン） 参加者：

- 王其莉 場所：大阪府 EXPO2025 大阪・関西万博会場
- ・ 9 月 9 日 調査① EXPO2025 大阪・関西万博の現地調査（各国パビリオンにおける文化的ナラティブ） 参加者：宮脇永吏 場所：大阪府 EXPO2025 大阪・関西万博会場
 - ・ 10 月 1 日 研究会①「万博フランス、アフリカ」 報告者：宮脇永吏 ②「大阪・関西万博各国パビリオンの表象とナラティブ変容」 報告者：土屋祐子 ③今後の活動についての打ち合わせ 参加者：片平幸，辻高広，王其莉，韓娥凜 場所：Web による会議
 - ・ 10 月 2 日 調査① EXPO2025 大阪・関西万博の各パビリオンおよび会場内の多言語対応の実態に関する調査 参加者：韓娥凜 場所：大阪府 EXPO2025 大阪・関西万博会場
 - ・ 11 月 5 日 研究会①「日本社会における多言語化現象について—異文化共生の視点から複数言語環境にある非日本語母語話者の今を考える—」 参加者：宮脇永吏，土屋祐子，辻高広，片平幸，王其莉，釣井千恵，友沢昭江，梅山秀幸，森田良成，森下裕三，新保朝子，大河内瞳，平岡，朝倉 場所：桃山学院大学 ②研究会に関する食事を伴う報告会 参加者：宮脇永吏，土屋祐子，辻高広，片平幸，王其莉，友沢昭江，釣井千恵，朝倉 場所：大阪府 トラットリアルチアーノ
 - ・ 2 月 15 日，17 日 調査①日本の移民の歴史を継承する空間メディアとしてのミュージアム現地調査 参加者：土屋祐子 場所：神奈川県 JICA 横浜海外移住資料館
 - ・ 3 月 2 日～ 4 日 調査①多文化共生のためのメディアに関する文献資料収集 参加者：土屋祐子 場所：東京都 国立国会図書館

2 4 共 3 0 1 「認知症の人と家族のピアサポートの場の構築」（代表者：杉原久仁子）

- ・ 4 月 19 日 研究会①若年性認知症の人と家族の交流会を通した実践研究会 参加者：川井太加子，伊藤美慧，林美雪，畔取紗良，菅野直美，杉原久仁子，竹内千草，間野ひろこ，内田弥生，住吉美佐子，金津春江，白草広江，竹内憲一，家村哲也，家村ふゆ美，男知合タ喜子，石川美喜子 場所：桃山学院大学
- ・ 6 月 21 日 研究会①若年性認知症の人と家族の交流会を通した実践研究会 参加者：川井太加子，杉原久仁子，竹内千草，間野ひろこ，内田弥生，住吉美佐子，金津春江，白草広江，竹内憲一，家村哲也，家村ふゆ美，男知合タ喜子，石川美喜子，内田和彦，阿閉友飛，伊藤美慧，菊井莉生，北山光，中島千穂，濱口博登，林美雪，三浦響，青江紗奈，太田歩那，渡邊孔瑛，金遥菜，畔取紗良，キムジェヒョン，余浩楓，庄司彰義 場所：桃山学院大学
- ・ 8 月 16 日 研究会①若年性認知症の人と家族の交流会を通した実践研究会 参加者：川井太加子，杉原久仁子，竹内千草，内田弥生，住吉美佐子，金津春江，白草広江，竹内憲一，家村哲也，家村ふゆ美，石川美喜子，内田和彦，内田さやか，伊藤ひろみ，北川仁美 場所：大阪府 CLOVER
- ・ 10 月 18 日 研究会①若年性認知症の人と家族の交流会を通した実践研究会 参加者：川井太加子，杉原久仁子，竹内千草，間野ひろこ，内田弥生，住吉美佐子，金津春江，竹内憲一，家村哲也，家村ふゆ美，折田静香，石川美喜子，内田和彦，川端フミエ，三宅正矩，北川仁美，佐藤ちひろ，阿閉友飛，伊藤美慧，菊井莉生，北山光，中島千穂，濱口博登，林美雪，三浦響，青江紗

奈, 太田歩那, 渡邊孔瑛, 金遙菜, 畔取紗良, キムジェヒョン 場所: 桃山学院大学

- ・ 12月20日 研究会①若年性認知症の人と家族の交流会を通した実践研究会 参加者: 川井太加子, 杉原久仁子, 竹内千草, 間野ひろこ, 北川仁美, 折田静香, 佐藤ちひろ, 三宅正矩, 内田弥生, 伊藤広美, 住吉美佐子, 玉井美香, 白草広江, 竹内憲一, 家村哲也, 家村ふゆ美, 石川美喜子, 内田和彦, 菅野眞美, 阿閉友飛, 伊藤美慧, 菊井莉生, 北山光, 中島千穂, 濱口博登, 林美雪, 三浦響, 青江紗奈, 太田歩那, 渡邊孔瑛, 金遙菜, 畔取紗良 場所: 桃山学院大学
- ・ 2月21日 研究会①若年性認知症の人と家族の交流会を通した実践研究会 参加者: 川井太加子, 杉原久仁子, 金津春江, 平井美穂, 矢野智子, 西村まさやす, 竹内千草, 間野ひろこ, 佐藤千尋, 三宅正矩, 白草広江, 竹内憲一, 家村哲也, 家村ふゆ美, 石川美喜子, 阿閉友飛, 伊藤美慧, 菊井莉生, 北山光, 中島千穂, 濱口博登, 林美雪, 三浦響, 青江紗奈, 太田歩那, 渡邊孔瑛, 金遙菜, 畔取紗良, キムジェヒョン 場所: 桃山学院大学
- ・ 3月9日 研究会①年間活動の振り返り, 次年度の方向性 参加者: 栄セツコ, 黒田隆之, 川井太加子, 杉原久仁子 場所: 桃山学院大学

24共302「短時間計測における心拍変動評価の妥当性」(代表者: 松本直也)

- ・ 4月16日 会合①今年度の実行計画, 予算, 実験計画についての打ち合わせ 参加者: 松本直也, 竹内靖子, 井口祐貴, 大西史晃, 杉秋成, 川端悠 場所: 桃山学院大学
- ・ 6月18日 会合①今年度の実行計画についての打ち合わせ 参加者: 松本直也, 竹内靖子, 井口祐貴, 大西史晃, 杉秋成, 川端悠 場所: 桃山学院大学
- ・ 7月23日 調査①大学サッカー選手を対象とした短時間の心拍変動評価の妥当性の検証 対象者: 本学サッカー部員40名 参加者: 松本直也, 井口祐貴, 大西史晃, 杉秋成, 川端悠 場所: 桃山学院大学
- ・ 10月14日 会合①実験データ集計進捗の報告 参加者: 松本直也, 井口祐貴, 大西史晃, 杉秋成, 川端悠, 小笠原佑衣 場所: 桃山学院大学
- ・ 11月26日 会合①実験データ集計進捗の報告および関連情報の共有 参加者: 松本直也, 井口祐貴, 大西史晃, 杉秋成, 川端悠, 小笠原佑衣 場所: 桃山学院大学
- ・ 1月26日 会合①文献調査結果の共有 参加者: 松本直也, 井口祐貴, 大西史晃, 杉秋成, 川端悠, 小笠原佑衣 場所: 桃山学院大学
- ・ 2月19日 研究会①統計学をテーマとした研究会 講師: 山次俊介 参加者: 松本直也, 井口祐貴, 大西史晃, 杉秋成, 川端悠, 豊田郁豪 場所: 桃山学院大学 (Web 併用)

24共303「大学生における生活実態調査研究」(代表者: 井口祐貴)

- ・ 4月4日 会合①今年度の実行計画, 予算, PRE調査について打ち合わせ 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 杉秋成, 松本大佑, 豊田郁豪 場所: 桃山学院大学
- ・ 4月11日～24日 調査①春学期 PRE調査: 睡眠, ストレス (抑うつ), 身体活動時間, 身体組成, 体力, 各項目の測定 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 杉秋

- 成, 松本大佑, 豊田郁豪 場所: 桃山学院大学
- ・ 4月28日 会合①分析用データ整理およびデータ解析についての検討ミーティング 参加者: 井口祐貴, 松元隆秀, 杉秋成, 松本大佑 場所: Web による会議
 - ・ 7月 2日 会合①調査進捗報告と情報共有, 春学期 POST 調査についての打ち合わせ 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 杉秋成, 松本大佑, 豊田郁豪 場所: 桃山学院大学
 - ・ 7月16日～22日 調査①春学期 POST 調査: 睡眠, ストレス (抑うつ), 身体活動時間, 身体組成, 体力, 各項目の測定 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 杉秋成, 松本大佑, 豊田郁豪 場所: 桃山学院大学
 - ・ 9月29日～10月10日 調査①秋学期 PRE 調査: 睡眠, ストレス (抑うつ), 身体活動時間, 身体組成, 体力, 各項目の測定 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 杉秋成, 松本大佑, 豊田郁豪 場所: 桃山学院大学
 - ・ 10月16日 研究会①横断的観察研究データの現状報告について 報告者: 松元隆秀 参加者: 井口祐貴, 松元隆秀, 杉秋成, 松本大佑, 大西史晃, 松本直也, 豊田郁豪 場所: Web による会議
 - ・ 10月29日 会合①次年度の実行計画についての打ち合わせ 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 杉秋成, 松本大佑, 豊田郁豪 場所: 桃山学院大学 (Web 併用)
 - ・ 1月20日～26日 調査①秋学期 POST 調査: 睡眠, ストレス (抑うつ), 身体活動時間, 身体組成, 体力, 各項目の測定 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 杉秋成, 松本大佑, 豊田郁豪 場所: 桃山学院大学

24連304 「学校という場をめぐる諸課題の解決に向けた学際的研究3」(代表者: 金澤ますみ)

- ・ 6月14日 研究会①第25回学校学勉強会の実施「高次脳機能障害のある子どもと家族の暮らしを知る―学校生活に焦点をあてて」講師: 中村千穂 参加者: 金澤ますみ, 山中徹二, 清水美穂 場所: 大阪府 大阪人間科学大学
- ・ 9月24日 研究会①学校学研究会の実施 ②2025年度の研究方針および研究活動に関する協議 参加者: 金澤ますみ, 川口厚, 平野孝典, 安原佳子 場所: 桃山学院大学
- ・ 11月29日 研究会①第26回学校学勉強会の実施「脳に損傷を負った子どもの復学支援について―学校と医療機関の連携に焦点をあてて―」参加者: 金澤ますみ, 山中徹二, 安原佳子, 他参加希望者7名 場所: 大阪府 AP 大阪駅前
- ・ 3月 1日 研究会①第14回ソーシャルデザイン検討会の実施「学校教職員を対象にした研修デザイン」講師: 中島恵子, 金澤さつき 参加者: 金澤ますみ, 山中徹二, 水流添綾, 参加者希望者14名 場所: 大阪府 ミーティングスペース AP 大阪茶屋町ルーム H
- ・ 3月18日 研究会①第27回学校学勉強会の実施「部活動をめぐる『地域移行』の現状と課題について」報告者: 川口厚 ②2025年度の研究活動報告および2026年度の研究活動に関する協議 参加者: 金澤ますみ, 平野孝典, 安原佳子 場所: 大阪府 桃山学院大学

25共305「フィールドワーク教育の学際的研究」(代表者:大野哲也)

- ・ 4月26日 会合①共同研究メンバー紹介 ②研究目的・実行計画の確認 参加者:大野哲也, 石田あゆ, 木島由晶, 金太宇, 濱田武士, 彭永成, 生井達也, 石田易司, 竹内靖子 場所:Web による会議
- ・ 6月9日 研究会①研究目的・実行計画の確認 ②フィールドワーク研究紹介(福祉/ボランティア班) 参加者:大野哲也, 竹内靖子, 水流寛二, 福山正和, 植田里美 場所:桃山学院大学(Web 併用)
- ・ 9月1日 研究会①共同研究の現在地について 報告者:大野哲也 ②個々の研究テーマ(案)の報告と質疑応答 (1)社会調査総論 報告者:大野哲也 (2)尾行するシャドウイング調査 報告者:木島由晶 (3)場所と資料を往復する調査 報告者:長崎励朗 (4)オートエスノグラフィーとフィールドワーク 報告者:生井達也 (5)社会福祉フィールドワーク関連 報告者:竹内靖子 場所:Web による会議
- ・ 12月1日 研究会①共同研究の現在地について 報告者:大野哲也 ②個々のフィールドワーク研究報告と質疑応答 (1)摂津市子ども食堂 報告者:大野哲也 (2)市民活動ボランティア重大ニュース・河内長野市スマホ教室 報告者:福山正和 (3)ファミリーケア 報告者:石田易司 (4)廃校で行う僕らのキャンプなどキャンピズ 報告者:水流寛二 (5)ボッチャ体験セミナー 報告者:植田里美, 竹内靖子 (6)フィールドワーク教育とレクスポーツ教育について 場所:桃山学院大学(Web 併用)
- ・ 12月17日 研究会①2025年度実践研究会「ボッチャ体験セミナー」講師:松本セナ ②意見交換 参加者:植田里美, 竹内靖子, 松本裕子 桃山学院大学学生54名 場所:桃山学院大学
- ・ 2月18日 研究会①共同研究の現在地 報告者:大野哲也 ②個々の研究報告 (1)米産地新潟における個人経営農家の現在 報告者:濱田武士 (2)旧川合小学校でのキャンプ報告 報告者:水流寛二 (3)徳島上勝町の46分別, 串本町大島水門まつりの現在 報告者:金太宇 (4)多分野協働アートプロジェクトに参加する人類学者のオートエスノグラフィー 報告者:生井達也 (5)天王寺公園市長像の謎 報告者:長崎励朗 (6)ヘルスケアアプリの現在 報告者:木島由晶 (7)社会福祉フィールドワーク関連 報告者:竹内靖子 参加者:石田あゆ, 福山正和 場所:桃山学院大学
- ・ 3月14日～16日 調査①移住者による地域おこしの可能性についての現地調査 参加者:大野哲也, 生井達也 場所:長野県 松本市
- ・ 3月25日～27日 調査①スポーツ・ツーリズムの問題点と可能性についての現地調査 参加者:大野哲也 場所:沖縄県 那覇市

25共306「公共施設の情報公開の現状と課題」(代表者:伊藤潔志)

- ・ 4月2日 研究会①3年間の全体計画について ②2025年度の活動計画について ③現在の研究の進捗状況および今後の課題について 参加者:伊藤潔志, 川口厚, 藤間真, 吉弘憲介, 橋本あかり 場所:桃山学院大学 ④研究会に係る食事を伴う報告会 参加者:伊藤潔志, 藤間真, 吉弘憲介, 橋本あかり 場所:大阪府 笠沙
- ・ 7月24日 研究会①現地調査について ②講演会について ③予算の執行について

- ④研究の進捗状況および今後の課題について 報告者：①②③伊藤潔志
④橋本あかり 参加者：川口厚，藤間真，中村恒彦，水沼友宏 場所：桃山学院大学 ⑤研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：伊藤潔志，橋本あかり，藤間真，水沼友宏 場所：大阪府 夢風景
- ・ 8月26日 研究会①高校図書館におけるLGBTQに関する図書の所蔵調査 ②調査について ③講演について ④予算執行について ⑤研究の進捗について 報告者：①水沼友宏 ②③④伊藤潔志 ⑤橋本あかり 参加者：藤間真，吉弘憲介 場所：桃山学院大学 ⑥研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：伊藤潔志，吉弘憲介，水沼友宏，橋本あかり 場所：大阪府 ちどり亭
- ・ 9月22日 研究会①高等学校の学校HPにおけるメールアドレスの記載について ②現地調査について ③講演について ④予算執行について ⑤研究の進捗について 報告者：①②⑤橋本あかり ③④伊藤潔志 参加者：吉弘憲介，中村恒彦，水沼友宏 場所：桃山学院大学 ⑥研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：伊藤潔志，吉弘憲介，橋本あかり 場所：大阪府 みやび
- ・ 12月17日 研究会①教育学と経営学の関係について ②現地調査について ③予算執行について 報告者：①③伊藤潔志 ②吉弘憲介 参加者：藤間真，井上敏，中村恒彦，水沼友宏 場所：Webによる会議 ⑤研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：伊藤潔志，藤間真，水沼友宏 場所：大阪府 みやび
- ・ 2月26日～27日 調査①情報公開行政の実際に関するヒアリング調査 参加者：伊藤潔志，吉弘憲介 場所：鳥取県 鳥取県立公文書館
- ・ 3月12日 研究会①「教育学と経営学の関係(2)」 報告者：伊藤潔志 ②「鳥取県立公文書館の調査報告」 報告者：吉弘憲介，伊藤潔志 ③来年度の活動について 参加者：藤間真，吉弘憲介，伊藤潔志，中村恒彦，水沼友宏

25共307「日本における福祉国家の形成過程—社会問題とそれへの対応の諸相」(代表者：小島和貴)

- ・ 12月16日 研究会①「近代日本における地域社会史研究の方法—土地法制の段階的成立から考える—」 報告者：島田克彦 参加者：見浪知信，鈴木康文，永水裕子，松澤俊二，天本哲史，松本未希子，小島和貴 場所：桃山学院大学
- ・ 3月31日 研究会①「近代大阪の都市社会史研究の視点と方法」 報告者：島田克彦「来年度の活動方針」 報告者：小島和貴 参加者：見浪知信，瀧澤仁唱，橋本一雄，天本哲史 場所：Webによる会議

25連308「香港の食品展示会を活用した地域産業の活性化に関する研究」(代表者：大島一二)

- ・ 4月27日 会合①2025年度の活動計画についての会合 参加者：大島一二，角谷嘉則，義永忠一，吉田恵子，櫻井結花，室屋有宏，濱島敦博，李晨，内山怜和，大坪史人，陳燕双 場所：Webによる会議
- ・ 7月2日 会合①2025年度の香港派遣についての会合 参加者：大島一二，角谷嘉則，義永忠一，吉田恵子，櫻井結花，室屋有宏，濱島敦博，李晨，内山怜和，大坪史人，陳燕双 場所：Webによる会議
- ・ 7月23日 調査①2025年度香港フードエキスポ出展に関する状況聞き取り 参加者：大島一二 場所：奈良県 奈良県庁

- ・ 8月11日～17日 調査①香港における日本産農産物・食品に関する市場調査 参加者：大島一二、濱島敦博、大坪史人、孔礼君 場所：香港 香港ジェトロ事務所、日清食品、香港シティスーパー、香港フードエキスポ
- ・ 11月13日 調査①日本産農産物・食品の香港等海外輸出、販売計画についての調査 参加者：大島一二、孔礼君、キョウゲンナン、陳美希 場所：兵庫県 JA兵庫六甲神戸西営農総合センター
- ・ 2月6日 会合①2025年度の香港派遣および近年の食品輸出の状況について 参加者：大島一二、角谷嘉則、義永忠一、吉田恵子、櫻井結花、室屋有宏、濱島敦博、李晨、内山怜和、大坪史人、陳燕双 場所：Webによる会議

25連309「総合的東アジア研究」(代表者：松村昌廣)

- ・ 6月7日 台北の国立政治大学国際関係研究所の安全研究センターと共催で国際ワークショップを実施【Reordering Security in East Asia under Trump 2.0: Geostrategic, Policy, and Regional Perspectives】研究会①「Evolving Geostrategic Dynamics in the Indo-Pacific after U.S. Hegemony」『East Asian Security Order after U.S. hegemony: Challenges and Opportunities for Japan』発表者：松村昌廣『East Asian Security Order under significantly weakened U.S. hegemony: Challenges and Opportunity for Japan』発表者：竹内隆俊『Implication of Shaking US hegemony for Asia Security: Changing Momentum of the Taiwan Contingency』発表者：劉復國②「New Dimensions of Regional Interaction and Perception in a Post-Hegemonic Era」『A Critical Review of Emmanuel Todd's 'The Defeat of the West': his perspective of family structure and the implications to the evolving world order』発表者：宮原暁『Lost in Translation Among U.S. Allies: Perception Gaps on a Taiwan Contingency Between Japan, South Korea, and Taiwan』発表者：Wen-Ting Florence Yang③「Strategic Policy Adjustments in Japan and Taiwan under Trump 2.0」『Challenges and Opportunities for Japan's defense and military policy under Trunmp 2.0』発表者：尾上定正『Security Realignment in the Indo-Pacific: Taiwan's Strategic Choice Amidst a Fragmenting Liberal Order』発表者：Dean Karalekas 参加者：松村昌廣、尾上定正、竹内俊隆、宮原暁、Dean Karalekas、Wen-Ting Florence Yang 場所：大阪府 大阪大学箕面キャンパス
- ・ 2月26日 研究会①『王政復古の大神令から廃藩置県に至る期間における新政府ガバナンスの変遷』発表者：望月和彦『『サナエノミクス』の進む道について』発表者：村山高康『国際構造転換の基本独立変数と日本一資産 (stock) の国際政治経済論』発表者：松村昌廣『国民国家と帝国—ネーション、ナショナリズム』発表者：捧堅二 参加者：松村昌廣、村山高康、望月和彦、捧堅二、竹内俊隆 場所：兵庫県 舞子ビラ
- ・ 2月27日 研究会①『日本の核武装論—現実という高い障壁』発表者：竹内俊隆 参加者：松村昌廣、村山高康、望月和彦、捧堅二、竹内俊隆 場所：兵庫県 舞子ビラ
会合①合宿の総括と国際ワークショップについて 参加者：松村昌廣、村山

- 高康, 望月和彦, 捧堅二, 竹内俊隆 場所: 兵庫県 にしむら珈琲三宮店
- ・ 3月11日 会合①翌日のワークショップ打ち合わせ 参加者: 松村昌廣, 江川暁夫 場所: 台湾 芳味園小吃店
 - ・ 3月12日 台北の国立政治大学国際関係研究所の安全研究センターと共催で国際ワークショップを実施【International Workshop on Exploring the future of Asian Studies】 研究会①『The Current State of Asian Studies in International Relations』 発表者: 松村昌廣 『The Current State of Asian (ASEAN) Studies in International Political Economy』 発表者: 江川暁夫 『Theoretical Scope and Deployment in Ethnographic Researchers: Asia and Beyond』 発表者: 宮原暁 ほかに外部研究者5名の発表 参加者: 松村昌廣, 江川暁夫, 宮原暁 他6名 場所: 台湾 国立政治大学
 - 会合①次年度の活動方針(次回ワークショップ, 次の英文専門書出版計画)について 参加者: 松村昌廣, 江川暁夫, 宮原暁, Wen-Ting Florence Yang, Dean Karalekas
 - ・ 3月13日 調査①「台湾の国内政治情勢と安全保障環境について」 参加者: 松村昌廣 場所: 台湾 シーザーパーク台北
 - ・ 3月14日 会合①次年度の活動計画について 参加者: 松村昌廣, 劉復国 場所: 台湾
 - ・ 3月15日 調査①日台文化・芸能交流と日台関係についてインタビュー 参加者: 松村昌廣 場所: 台湾 克麗台湾娛樂有限公司
 - ・ 3月16日 調査①台湾の国内政治情勢と安全保障環境についてインタビュー 参加者: 松村昌廣 場所: 台湾 遠景基金會

25連310「インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究(V)」(代表者: 小池誠)

- ・ 5月3日 研究会①「ティモール島と日本との往来から観えてくること」 報告者: 森田良成, 岡崎真奈美 参加者: 小池誠, 鈴木隆史, 河野佳春 場所: 京都府 bonon kyoto ②研究会に係る食事を伴う報告会 参加者: 小池誠, 森田良成, 鈴木隆史, 河野佳春 場所: 京都府 もしも屋
- ・ 5月12日 研究会①「政変を起こしたバングラデシュのZ世代—壁画表象分析を通して」 報告者: 南出和余 ②「コメント: インドネシアの壁画」 報告者: 小池誠 参加者: 森田良成, 鈴木隆史, 宮嶋眞, ヒューム・ユーワン, 吉田恵子, モンドル・ドリティ, 船越一二, 片山幸一, 里見勸, 皆越正章 場所: 桃山学院大学 ③研究会に係る食事を伴う報告会 参加者: 小池誠, 森田良成, 鈴木隆史, 吉田恵子, モンドル・ドリティ, 船越一二, 片山幸一, 里見勸, 皆越正章 場所: 大阪府 笠沙
- ・ 7月7日 研究会①「2024年度に認定NPO法人LIFEがインドネシアのスンバ島で実施したプロジェクト」 報告者: 古賀麻美 参加者: 小池誠, 森田良成, 宮嶋眞, ヒューム・ユーワン, 鈴木隆史, 河野佳春, 富岡三智 場所: 桃山学院大学 ②研究会に係る食事を伴う報告会 参加者: 小池誠, 森田良成, 宮嶋眞, 鈴木隆史, 河野佳春, 富岡三智, 古賀麻美 場所: 大阪府 楽食和酒 B+
- ・ 10月21日～25日 他の研究会参加①台湾東南アジア学会での報告「The Religious Activities of Indonesian Muslim Migrants in Taiwan: A Focus on the City of Taichung」 報告者: 小池誠 場所: 台湾 東海大学 調査①台中モスク

の調査 場所：台湾 台中モスク

- ・ 11 月 20 日～23 日 他の研究会参加① Korea-Japan Conference of Southeast Asian Studies (韓日東南アジア研究会議) にて東アジア諸国で働くインドネシア人ムスリムについて発表 参加者：小池誠 場所：韓国 釜慶大学校
- ・ 12 月 1 日 研究会①「海を“視る”技術—インドネシア・バンガイ諸島サマ人の漁撈と環境認識」 講師：中野真備 参加者：小池誠, 森田良成, 宮嶋眞, 鈴木隆史, 富岡三智 場所：桃山学院大学 ②研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：小池誠, 森田良成, 中野真備, 鈴木隆史, 富岡三智 場所：大阪府 笠沙
- ・ 12 月 25 日～28 日 他の研究会参加①東アジア人類学研究会第 11 回研究大会「東アジアにおける移民とグローバル化：日本・台湾・韓国におけるインドネシア人ムスリムの宗教活動」 発表者：小池誠 場所：宮城県 東北大学東北アジア研究センター
- ・ 1 月 29 日 研究会①「インドネシアでの環境教育活動」 報告者：渡邊綱介 参加者：小池誠, 森田良成, ヒューム・ユーワン, 由比邦子, 富岡三智 場所：桃山学院大学 ②研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：小池誠, 森田良成, 富岡三智, 由比邦子 場所：大阪府 笠沙
- ・ 2 月 25 日～3 月 15 日 調査①「東スラトゥンガラ州における戦争の記憶、都市と農村で生業に関するインタビュー」 ②「戦時中のティモールと台湾の関係に関する予備調査」 ③「インドネシアを含む東南アジアからの出稼ぎに関する予備調査」 参加者：森田良成 場所：①インドネシア クバン市 ②台湾 九族文化村 ③台湾 保龍宮, 福德祠
- ・ 3 月 4 日 研究会①「国際ワークキャンプ・インドネシアの参加学生と子どもたちの健康管理」 報告者：今井敏子 ②「バリの子どもたちをサポートする NGO 法人リスピークについて」 報告者：藤本真帆 参加者：小池誠, 宮嶋眞, 由比邦子, 富岡三智 場所：桃山学院大学 ③研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：小池誠, 今井敏子, 宮嶋眞, 由比邦子, 富岡三智, 藤本真帆 場所：大阪府 笠沙

2. 共同研究プロジェクト関連事項

- ・ 3 月 19 日 ・ 2025 年度共同研究プロジェクト予算を通知
- ・ 2025 年度実行計画書の提出依頼
- ・ 4 月 1 日 ・ 2025 年度共同研究プロジェクト一覧配布
- ・ 6 月 13 日 ・ 共同研究プロジェクト 2024 年度終了分の「研究活動報告書」提出締切
- ・ 10 月 1 日 ・ 2026 年度共同研究プロジェクト募集開始 (学内締切：10 月 31 日)
- ・ 10 月 31 日 ・ 2026 年度共同研究プロジェクト募集締切
- ・ 1 月 16 日 ・ 2026 年度共同研究プロジェクト審査 (申請：新規 10 件, 継続 11 件, 承認：新規 9 件, 継続 11 件)

B. 国際交流

1. 啓明大学校関係

《敬称略・報告順》

・11月6日

第46回桃山学院大学・啓明大学校国際学術セミナー開催

(会場：啓明大学校)

- (1) テーマ：The Relationship Between Climate Change-Related Factors and Product Innovation Performance: A Focus on Digital Transformation Technology

報告者：呉建澤（啓明大学校経営大学経営学科助教授）

- (2) テーマ：Working Holidays for Japanese and Korean Young People: A Comparative Study

報告者：Thomas LEGGE（桃山学院大学経営学部講師）

- (3) テーマ：Credit Risk Relevance of Managerial Traits

報告者：金楨謨（啓明大学校経営大学会計税務学科助教授）

- (4) テーマ：Susanoo's False Tomb in Colonial Korea:Focusing on the Relationship with Kogen Jinja

報告者：青野正明（桃山学院大学国際教養学部教授）

2. 外国人研究者を囲む会

・開催なし

C. 出版部門

1. 紀要類（論集）発行日（ ）内は月／日

- ・『経済経営論集』67巻1号（7/24）、2号（10/16）、3号（1/13）、4号（2/11）
- ・『社会学論集』59巻1号（9/25）、2号（3/5）
- ・『人間文化研究』23号（10/10）、24号（2/18）
- ・『環太平洋圏経営研究』刊行なし
- ・『桃山法学』43号（10/10）、44号（2/27）
- ・『人間教育学論集』創刊号（2/27）
- ・『総合研究所紀要』51巻1号（7/18）、2号（12/15）、3号（3/11）

2. 紀要類（論集）関連事項

編集委員

- ・経済経営論集（大島一二，齋藤巡友）
- ・社会学論集（金太宇，中西啓喜）
- ・人間文化研究（片平幸）
- ・環太平洋圏経営研究（小島正稔，中村恒彦）
- ・桃山法学（大川済植，軽部恵子）
- ・人間教育学論集（八木利津子，木村明憲）
- ・総合研究所紀要（土屋祐子，竹内靖子）

3. 学術出版助成（2025年度刊行分）

- ・10月10日刊行 松澤俊二（著）

『「つながり」がよむ—近代和歌・短歌の社会史—』明治書院

- ・ 10月21日刊行 島田克彦（著）
『近代日本の地域社会における土地所有構造』日本経済評論社
- ・ 11月30日刊行 辻本法子（著）
『インバウンド新時代の進化する観光土産マーケティング』同文館出版
- ・ 12月15日刊行 木島由晶（著）
『好みで満ちてゆく社会—聴く・遊ぶ・愛でる・移動する文化の社会学』勁草書房

4. 研究叢書

- ・ 3月28日刊行 松村昌廣（著）
『The Emerging Post-Ukraine World Order』

5. ワーキングペーパー

- ・ 刊行なし

6. ディスカッションペーパー

- ・ 25号（2025年5月）発行
- ・ 26号（2025年11月）発行
- ・ 27号（2026年1月）発行
- ・ 28号（2026年3月）発行

7. 調査・研究報告シリーズ

- ・ 第3号（2025年11月）発行

D. 企 画

1. 学内発行者

「総合研究所ニュース」No.186（5/9），No.187（10/31），No.188（2/2）

E. 資 料

1. 2025年度受入図書

- ・ 図書 156冊 定期刊行図書（統計書，年鑑，白書，調査報告書等）
- ・ 雑誌 84種（雑誌）
- ・ 新聞 2種

F. その他

1. 2025年度研究所所員総会

- ・ 第1回 4月9日（水）から4月11日（金）開催（書面審議）
議題：次期総合研究所運営委員の承認について
- ・ 第2回 12月10日（水）開催
議題：次期総合研究所所長の選出について
- ・ 第3回 2月18日（水）開催（オンライン）
議題：次期総合研究所運営委員の承認について
桃山学院大学学術出版助成に関する規定の改訂について

2. 2025 年度研究所委員会

第1回 4/16 (オンライン), 第2回 5/14 (オンライン), 第3回 6/11 (オンライン),
 第4回 7/9 (オンライン), 第5回 9/17 (オンライン), 第6回 10/15 (オンライン),
 第7回 11/19 (オンライン), 第8回 12/17 (オンライン), 第9回 1/14 (オンライン),
 第10回 3/11 (オンライン)

G. 関連事項

1. 学内学会関係

1) 2025 年度学会役員

経 済 経 営 学 会 [会長]: 室屋有宏 [編集]: 大島一二, 齋藤巡友 [研究会]: 見
 浪知信 [会計]: 岳理恵 [監事]: 金江亮
 社 会 学 会 [会長]: 大野哲也 [編集]: 金太宇, 中西啓喜 [研究会]: 杉原
 久仁子 [庶務会計]: 小松佐穂子 [監事]: 木原弘恵
 人 間 文 化 学 会 [会長]: 有川康二 [編集]: 片平幸 [庶務]: Abel Álvarez
 Pereira [会計]: 大河内瞳 [監事]: 松澤俊二
 環太平洋圏経営研究学会 [会長]: 三輪卓己 [編集]: 小畠正稔, 中村恒彦 [会計]: 藤田
 智子 [監事]: 金光明雄
 法 学 会 [会長]: 江藤隆之 [編集]: 大川済植, 軽部恵子 [研究]: 早川
 のぞみ, 橋本一雄 [庶務]: 塚田鉄也 [監事]: 小西みも恵
 人 間 教 育 学 会 [会長]: 中村浩也 [理事]: 栗岡住子 [編集]: 八木利津子 [編
 集]: 木村明憲 [監事]: 柴田真裕

2. 研究会

・経済経営学会

第4回桃山経済研究会

日 時: 2025 年 5 月 7 日 (水) 研究科委員会終了後

会 場: 聖ペテロ館 6・7 会議室

報告時間 30 分 質疑応答 20 分

報告1: 原口華奈 (桃山学院大学経済学部准教授) 「ベトナムの自動車産業と関連政策」

報告2: 星野聡志 (桃山学院大学経済学部准教授) 「Stock price fluctuations and news
 shocks: Evidence from an estimated DSGE model」(使用言語: 日本語)

司 会: 内山怜和 (桃山学院大学経済学部准教授)

第5回桃山経済研究会

日 時: 2026 年 3 月 18 日 (水) 教授会・研究科委員会終了後

会 場: 聖ペテロ館 6・7 会議室

報告時間 30 分 質疑応答 20 分

報告1: 島田克彦 (桃山学院大学経済学部教授) 「近代大阪の都市社会史研究の視点と方法」

報告2: 江川暁夫 (桃山学院大学経済学部教授) 「タイのコロナ前後での貧困・所得格差構造
 の変化: 規範的・記述的アプローチ」

司 会: 川口厚 (桃山学院大学経済学部教授)

・ 社会学会

研究会

日 時：2025 年 5 月 21 日（水）16：30～18：30

場 所：聖ペテロ館第4会議室

報告者：濱田武士会員

平野裕司会員

日 時：2026 年 1 月 21 日（水）16：30～18：00

場 所：聖ペテロ館第4会議室

報告者：川井太加子会員

・ 人間文化学会

研究発表会

日 時：2025 年 11 月 5 日（水）13：30～16：40

会 場：2-301 教室（ハイビジョン教室）

開催形態：対面および Teams によるオンライン同時配信

発 表 者：陳小雨（大学院生，文学研究科博士後期）

大河内瞳（国際教養学部，准教授）

寺嶋宏樹（国際教養学部，専任講師）

・ 法学会

研究会

日 時：2025 年 11 月 12 日（水）12：40～13：40

場 所：聖ペテロ館第5会議室

テーマ：「日独における暴利行為論の展開—搾取排除法理としての再構成—」

報告者：趙民秀准教授

3. 事業計画（2026 年度）

1) 学会誌発行計画

経 済 経 営 学 会：年 4 回発行（68 巻 1 号，2 号，3 号，4 号）

社 会 学 会：年 2 回発行（60 巻 1 号，2 号）

人 間 文 化 学 会：年 2 回発行（25 号，26 号）

桃 山 法 学：年 2 回発行（45 号，46 号）

人 間 教 育 学 論 集：年 1 回発行（2 号）

■ 2026（令和8）年度 共同研究プロジェクト一覧

2026/4/23

No.	記 号	研 究 テ ー マ	区	研 究 ス タ ッ フ												期 間
■	1	24 共 300	異文化共生に関する越境的 研究	A 6	宮脇 永吏	王 其莉	今澤 浩二	片平 幸	土屋 祐子	辻 高広					244～27.3 3ヶ年	
				B 0												
				C 0												
	2	24 共 301	認知症の人と家族のピアサ ポートの場の構築	A 8	杉原 久仁子	黒田 隆之	柴 セツコ	(川井 太加子)	(金津 春江)	(武田 卓也)	(藤原 太郎)	(玉井 美香)		244～27.3 3ヶ年		
				B 1	<松川 真也>											
				C 4	家村 哲也	折田 静香	矢野 智子	佐藤 ちひろ								
	3	24 共 302	短時間計画における心拍変動 評価の妥当性	A 7	松本 直也	水谷 直樹	井口 祐貴	大西 史晃	村田 和隆	(杉 秋成)	(川端 悠)			244～27.3 3ヶ年		
				B 0												
				C 1	小笠原 佑衣											
	4	24 共 303	大学生における生活実態調査 研究	A 6	井口 祐貴	大西 史晃	松本 直也	(杉 秋成)	(松本 大佑)	(豊田 郁豪)				244～27.3 3ヶ年		
				B 0												
				C 1	松元 隆秀											
■	5	24 通 304	学校という場をめぐる諸課題 の解決に向けた学際的研究 3	A 4	金澤 ますみ	平野 孝典	安原 佳子	川口 厚						244～27.3 3ヶ年		
				B 0												
				C 4	水流通 綾	山中 徹二	長瀬 正子	清水 美穂								
	6	25 共 305	フィールドワーク教育の学際 的研究	A 12	大野 哲也	竹内 靖子	石田 あゆ	木島 由品	長崎 聡朗	金 太宇	濱田 武士	彭 永成	(生井 達也)	254～28.3 3ヶ年		
				B 1	(榎田 里美)	(水流通 寛二)	(石田 易司)									
				C 0	(福山 正和)											
	7	25 共 306	公共施設の情報公開の現状と 課題	A 5	伊藤 潔志	川口 厚	水沼 友宏	中村 恒彦	吉弘 恵介					254～28.3 3ヶ年		
				B 2	井上 敏	吉村 日菜子										
				C 0												
■	8	25 共 307	日本における福祉国家の形成 過程—社会問題とそれへの対 応の諸相	A 9	小島 和貴	見渡 知信	永水 裕子	鈴木 康文	島田 克彦	橋本 一雄	松澤 俊二	(天本 哲史)	(瀧澤 仁昭)	254～28.3 3ヶ年		
				B 0	(松本 未希子)											
				C 2	向村 九音	村上 絢一										
	9	25 通 308	香港の食品展示会を活用した 地域産業の活性化に関する研 究—地域農産物・食品の輸出 促進と産学官連携—	A 14	大島 一二	内山 怜和	角谷 嘉則	菊地 昌彦	櫻井 結花	吉田 恵子	義永 忠一	室屋 有宏	濱島 敦博	254～28.3 3ヶ年		
				B 12	李 晨	陳 燕双	大坪 史人	(佐藤 洋)	(竹歳 一紀)							
				C 20	<関 思嘉> <タイ ゴットハ> 尾崎 誠 ティンティン カン 小山 直造	<潘 柏森> <楊 子淳> 志村 雅之 大石 崇 金子 あき子	<口野 直隆> <李 思浩> 松岡 義仁 平尾 知寿子	<大脇 淳一> <澤村 美香> 藤崎 絵里子 梶本 聖史郎	<馬 洪清> <キョウ ゲンナ> 山田 七絵 マ マン	登り山 和希 徐 蘭 小田 芳弘	<梁 煥祺> <浜口 夏帆> 張 鉄英 岩田 淳史	鮑 萌 中村 祥子				
	10	25 通 309	総合的東アジア研究	A 7	松村 昌廣	江川 曉夫	濱島 敦博	内山 怜和	(村山 高康)	(望月 和彦)	(伊藤 カンナ)			254～28.3 3ヶ年		
				B 1	大島 一二											
				C 12	楊 英	孫 采薇	翁 履中	薛 健吾	王 雅萍	邱 炫元	竹内 俊隆	尾上 定正	宮原 曉			
	■	11	25 通 310	インドネシアとの相互的文化 交流に関する総合的研究 (V)	A 9	小池 誠	森田 良成	今澤 浩二	片平 幸	小島 和貴	(宮崎 眞)	(鈴木 隆史)	(由比 邦子)	(南出 和余)	254～28.3 3ヶ年	
					B 0											
					C 4	堀江 正伸	松村 多穂子	河野 佳春	Nengah Swikrama							
12		26 共 311	VUCA の時代に生きる子ども ・若者のキャリア形成支 援—学外活動における進展を 手がかりに—	A 9	八木 利津子	木村 佐枝子	加藤 恵美子	柴田 真祐	寺嶋 宏樹	松久 真実	的場 弘起	原田 大輔	(吉田 かえで)	264～29.3 3ヶ年		
				B 1	川口 厚											
				C 4	菅納 直人	山口 修平	田中 文隆	野津 尚								
13		26 共 312	火山災害に備える学校教育の 国際比較研究—インドネシア の実践を基にした日本向け防 災教材モデルの開発—	A 4	柴田 真祐	村上 佳司	八木 利津子	木村 佐枝子						264～29.3 3ヶ年		
				B 0												
				C 0												
14		26 共 313	実験を経験する個から実施す る個になると問題解決能力は 向上するのか？	A 3	吉田 恵子	西崎 勝彦	米田 敏康							264～29.3 3ヶ年		
				B 0												
				C 0												
■	15	26 共 314	大学生向けの防災教育プログラ ムの探求—被災後の“時系 列”という観点から	A 3	中西 啓喜	平野 裕司	萩原 久美子							264～28.3 2ヶ年		
				B 0												
				C 0												
	16	26 共 315	データサイエンティスト育成 プログラム (DDP) の作成 と教育効果の検証	A 7	大田 靖	藤岡 真	水谷 直樹	西崎 勝彦	森下 裕三	井田 恵計	(村上 あかね)			264～29.3 3ヶ年		
				B 0												
				C 0												
	17	26 通 316	デジタル・ファイナンスによる 地域活性化の可能性 (Ⅲ)	A 3	松尾 順介	金光 明雄	中野 瑞彦							264～29.3 3ヶ年		
				B 0												
				C 4	大杉 謙一	梅本 剛正	小林 陽介	Rusudan Kevkishvili								
■	18	26 通 317	公共事業に関わるマネジメン トの課題と展望 (Ⅱ)	A 14	角谷 嘉則	田代 昌孝	大島 一二	上ノ山 賢一	澤田 鉄平	櫻井 雄大	福田 晴仁	西藤 真一	中村 恒彦	264～29.3 3ヶ年		
				B 1	井田 恵計	(荒木 美一)	(矢根 眞二)	(望月 和彦)	(野田 知彦)							
				C 6	小島 和貴	小西 杏奈	田村 剛	孟 哲男	栗田 健一	中川 巖						
	19	26 通 318	災害に関する学際的研究 (Ⅱ)	A 5	尾崎 智子	辻 高広	青野 正明	南郷 晃子	山本 浄邦					264～29.3 3ヶ年		
				B 0												
				C 1	鈴木 朋子											
	20	26 通 319	地域文化資源の掘り起こしと 活用研究 (Ⅱ)	A 9	井上 敏	鈴木 康文	島田 克彦	松澤 俊二	伊藤 潔志	藤原 昌樹	(梅山 秀幸)	(秋山 浩三)	(山内 章)	264～29.3 3ヶ年		
				B 1	(玉置 栄二)											
				C 5	村上 絢一	河田 昌之	後藤 健一郎	奥野 美和	尾谷 雅彦							

[注] 1) 研究スタッフ欄の各記号等

・ アミカケ：代表者または会計、A・B：各 A 参加者・B 参加者、()：兼任講師、及び所員以外の学院関係者、< >：院生・学部生。

2) プロジェクトの記号

15 共 999 は 2015 年度に活動を始めた通算 999 番目のプロジェクトであり、共は共同研究プロジェクトであることを示す。なお、「共」の箇所が「連」と表記されるものは地域社会連携プロジェクトであることを示す。

桃山学院大学総合研究所規程

- 第 1 条 桃山学院大学学則第 12 条に基づいて、本大学に桃山学院大学総合研究所を付置する。
- 第 2 条 本研究所は、人文・自然・社会の諸科学の専門分野の研究ならびに各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野間の共同研究・共同調査を推進し、もって新たな文化の創造と学術の進歩に貢献することを目的とする。
- 第 3 条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 共同研究または個人研究による研究調査
 2. 研究・調査のため必要な資料の収集・整理・目録の刊行
 3. 官庁、会社その他の依頼による調査・研究
 4. 桃山学院大学の機関誌その他の図書雑誌の編集・刊行
 5. 研究会、講演会および公開講座等の開催
 6. 国内外の大学および研究機関との交流
 7. その他本研究所の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 本研究所に、研究所委員会を設ける。
- 2 研究所委員会は、研究所の運営に関する基本方針を協議決定する。
 - 3 研究所委員会は、次の構成員をもって組織する。
 1. 桃山学院大学専任教員の中から選出された若干名の運営委員
 2. 研究所長、専任研究員および事務職員
- 第 5 条 本研究所に、次の職員を置く。
- 所長、運営委員、所員、専任研究員、兼任研究員および事務職員
- 第 6 条 所長は、所員総会において単記無記名投票による過半数得票をもって選出する。第 1 回目の投票で過半数得票者がいない場合は、上位 2 名の決選投票によって過半数得票をもって選出する。
- 2 所長は、研究所の事業を統括し、研究所委員会の議長となるものとする。
 - 3 所長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 所長に事故あるときは、研究所委員会は運営委員の互選により所長代理を選出できるものとする。
- 第 7 条 運営委員は、各学部教授会に所属する所員の中から各 1 名を推薦し、所員総会において承認を得るものとする。
- 2 運営委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 運営委員に事故あるときは、当該学部教授会において所属する所員の中から 1 名を運営委員代理として推薦し、研究所委員会がこれを承認することができるものとする。
- 第 8 条 本大学の専任教員は、すべて所員となる。
- 2 所長は、必要に応じて所員総会を招集することができる。所員総会は、所員の過半数の出席をもって成立するものとする。
 - 3 所員の 3 分の 1 以上の者が、会議の目的事項を示して請求したときには、所長は臨時の所員総会を招集しなければならない。
 - 4 所員総会は、次の事項を審議する。ただし、所員である学長は、第 1 号の事項については審議に参加しないものとする。
 1. 所長、運営委員を新たに選任することに関する事項

2. 研究所の運営に関する事項

3. その他

第 9 条 専任研究員は、本学専任教員中から、別に定める規程により、研究所委員会が推薦した者を学長が任命する。専任研究員の任期は、1 年または 2 年とする。

2 兼任研究員は、研究所の研究調査に参加する本学の専任教員であって、研究所委員会の推薦と所属学部教授会の承認とを得たものを所長が委嘱する。兼任研究員の任期は、1 年または 2 年とし、再任を妨げない。

3 学外研究員は、学外の研究者であって、研究所委員会が共同研究・調査に必要と認めたものを所長が委嘱する。学外研究員の任期は、1 年または 2 年とし、再任を妨げない。

第 10 条 事務職員は、庶務、会計、編集、出版および資料の収集・整理・閲覧・管理等に関する事務を処理する。

第 11 条 本規程の改訂は、研究所委員会における全構成員の 3 分の 2 以上の賛成を経て所員総会に提案し、出席者の 3 分の 2 の賛成によって決定される。

付 則

この規程は、1975 年（昭和 50 年）4 月 1 日から施行する。

この規程は、1977 年（昭和 52 年）4 月 1 日から改訂施行する。

この規程は、1977 年（昭和 52 年）11 月 18 日から改訂施行する。

この規程は、1983 年（昭和 58 年）4 月 1 日から改訂施行する。

この規程は、1984 年（昭和 59 年）4 月 1 日から改訂施行する。

この規程は、1986 年（昭和 61 年）4 月 1 日から改訂施行する。

この規程は、1987 年（昭和 62 年）11 月 20 日から改訂施行する。

この規程は、1991 年（平成 3 年）1 月 18 日から改訂施行する。

この規程は、1993 年（平成 5 年）4 月 1 日から改訂施行する。

この規程は、2002 年（平成 14 年）4 月 1 日から改訂施行する。

この規程は、2014 年（平成 26 年）10 月 8 日から改訂施行する。

『桃山学院大学総合研究所紀要』投稿規程

1. 本誌に投稿できる者は、総合研究所所員（以下「所員」という）とする。ただし、共同研究プロジェクトに関する投稿については、所員以外であっても、同プロジェクトの参加者である所員の推薦に基づき投稿できるものとする。
2. 所員であった者の投稿については、研究所委員会での審査により、投稿を受理することがある。
3. それ以外の投稿については、所員の推薦に基づき、研究所委員会での審査により、投稿を受理することがある。
4. 原稿内容は、論文、研究ノート、翻訳、書誌、資料、書評、その他とする。
5. 原稿は、手書き・ワープロを問わず横書きを原則とする。原稿の分量は、論文および翻訳では、24,000字（欧文の場合は12,000語）、その他では12,000字（欧文では6,000語）を一応の限度とする。この限度を超過するものについては分載することもある。
6. 論文には必ず500語程度の英文抄録を添付するものとする。
7. 投稿者による校正は、三校までとする。
8. 論文・研究ノートについては5項目以内のキーワード（日本語）をつける。
9. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
10. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。

（2015年4月15日 研究所委員会改訂承認）

執筆者紹介

(論文掲載順)

櫻井結花	本学経営学部准教授
小池誠	本学国際教養学部教授
吉田恵子	本学経済学部准教授
高良要多	武庫川女子大学 教務部職員
藤間真	本学経済学部教授
大島一二	本学経済学部教授
浜口夏帆	本学経済学研究科 博士後期課程
小島和貴	本学法学部教授
橋本一雄	本学法学部准教授
青野正明	本学国際教養学部教授

研究所委員会

所長	軽部恵子				
運営委員	辻洋一郎	・	杉原久仁子		
	金本伊津子	・	南郷晃子		
	大坪史人	・	柴恭史		
	藤村紀文				
事務職員	辰巳吉孝	・	酒井厚介		
	小山克年				

2026年7月15日発行

桃山学院大学総合研究所紀要

第52巻 第1号

編集兼発行人 桃山学院大学総合研究所
〒594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号
TEL(0725)92-7129

印刷所 友野印刷株式会社
〒700-0035 岡山市北区高柳西町1-23
TEL(086)255-1101(代)

ST. ANDREW'S UNIVERSITY

BULLETIN OF THE RESEARCH INSTITUTE

Vol. 52 NO. 1 2026. 7

[Collaborative Research Projects]

Articles

- Student Staff' Motivations and Educational Practices
in Project-Based Learning Courses SAKURAI Yuka (1)
- Changing Settlement Patterns in East Sumba, Indonesia:
From a Historical Anthropological Perspective KOIKE Makoto (13)
- Economic Experiments for Active Learning in Higher Education YOSHIDA Keiko (37)
- Academic Advising Systems Based on Student Success:
Conceptual Clarification and Case Studies of US Universities TAKARA Yota (45)
TOHMA Makoto
- Development and Challenges of Japan's Exports of Specialty Products
and Traditional crafts to Hong Kong OSHIMA Kazutsugu (61)
HAMAGUCHI Natsuhito
- Theory of Public Health Administration in the Ministry of
Home Affairs of Modern Japan after the Enactment of
the Infectious Disease Prevention Law:
Role of Seitaro Kubota KOJIMA Kazutaka (73)
-

Article

- A Study on Government Subsidies for Islamic Private Schools in France:
On the Philosophy of the 1959 Private School Subsidy Act HASHIMOTO Kazuo (87)

Note

- The Logic of Exclusion and Hierarchization of Non-Japanese Ethnic Groups
in Imperial Japan:
Reflections on the Origins of "Japanese First" AONO Masaaki (107)
-

- Research Institute Journal (121)
-

The Research Institute
of
St. Andrew's University

1-1 Manabino, Izumi, Osaka 594-1198, Japan
